

平成28年度
国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

平成27年7月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日ごろから格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国の金融・財政政策の効果などにより、景気は緩やかな回復基調が続いているところでありますが、力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

本県では、超高齢社会を乗り越え、神奈川の魅力をさらに高めていくため、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向け、より力強く政策を推進してまいります。本年度は、ヘルスケア・ニューフロンティアの実現の加速化などにより、神奈川から経済のエンジンを回すための施策に取り組んでおります。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤の確立に向けて、徹底的な行政改革などを実施してきましたが、依然として、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、箱根の大涌谷周辺の火山活動に対する取組強化をはじめとする災害対策の推進、分散型エネルギーシステムの構築や医療・介護制度の充実・強化など、本県の政策を一層推進するためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成28年度の予算編成及び施策の展開にあたり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成27年7月

神奈川県知事 高岩祐治

平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案

個別的提案事項一覧

I 地方分権

- 1 地方交付税の算定の見直し
- 2 住民投票制度の整備
- 3 地方自治体の契約方法の拡大

II エネルギー・環境

- 4 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- 5 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 6 建設発生土対策の確立
- 7 光化学スモッグ対策の推進
- 8 東京湾の富栄養化対策の推進
- 9 自動車交通環境対策の推進
- 10 土壌・地下水汚染対策の推進
- 11 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進
- 12 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充
- 13 野生動物の保護及び管理に係る諸規制の緩和

III 安全・安心

- 14 建築物の耐震化の推進
- 15 治水対策等の推進
- 16 土砂災害防止対策事業の推進
- 17 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり
- 18 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 19 鉄道施設の安全対策と利便性向上の推進
- 20 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 21 消防の広域化に対する支援の強化等
- 22 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化
- 23 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援
- 24 災害救助法の求償制度の見直し
- 25 災害時の医療対策等の充実
- 26 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 27 被災県外避難者への支援に係る財政措置
- 28 被災地への任期付職員の派遣に対する支援
- 29 国の責任による放射能検査等の実施
- 30 旧日本軍の危険物への適切な対応
- 31 大規模災害に備える災害対応力の強化

- 32 事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりの推進
- 33 警察用航空機の増機
- 34 デジタルフォレンジックに係る基盤の強化
- 35 警察官の増員
- 36 防犯カメラの整備・拡充
- 37 危険ドラッグの鑑定処理能力の向上による検挙力の強化
- 38 地方消費者行政の充実強化

IV 産業・労働

- 39 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う措置
- 40 中小企業支援における地方の関与の強化
- 41 中小企業に対する金融支援の推進
- 42 物産の海外販路拡大について
- 43 世界農林業センサスの拡充
- 44 酪農経営の総合的な経営安定制度の創設と養豚経営安定対策事業の維持
- 45 農業者の経営安定対策の拡充と継続
- 46 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤回
- 47 県産木材の利用の促進
- 48 ニート等の若者に対する職業的自立支援施策の継続
- 49 安定した雇用の実現に向けた取組の推進
- 50 ワーク・ライフ・バランスの推進

V 健康・福祉

- 51 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 52 補装具費支給制度の見直し
- 53 ホームレスの自立の支援等の推進
- 54 要介護者の歯科診療に係る診療報酬評価の充実
- 55 自殺対策の充実
- 56 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等
- 57 介護保険制度の円滑な運営
- 58 国民健康保険制度の安定化
- 59 高齢者保健福祉施策の充実
- 60 障害者に対する所得保障に係る措置の実施
- 61 発達障害児者への支援の充実
- 62 障害福祉サービスにおける相談支援の充実
- 63 移植医療等の充実
- 64 救急医療体制の整備
- 65 精神科救急医療事業の充実
- 66 精神障害者アウトリーチ事業の充実
- 67 難病対策等の推進

- 68 肝疾患対策等の推進
- 69 原爆被爆者二世に対する支援
- 70 助産師の実践能力の向上への支援策の充実

VI 教育・子育て

- 71 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 72 ひとり親世帯への支援の充実
- 73 児童虐待対策の拡充
- 74 義務教育費国庫負担金の拡充
- 75 教職員定数の充実
- 76 インクルーシブ教育の推進
- 77 特別支援学校における看護師等の配置
- 78 障害のある児童・生徒の通学支援の充実
- 79 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施
- 80 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実
- 81 中学校給食普及のための給食施設の交付制度の拡充
- 82 青少年を取り巻く社会環境の健全化
- 83 公立学校の施設整備の充実
- 84 私立学校助成等の充実
- 85 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算
- 86 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設
- 87 専門高校の施設設備の充実
- 88 国際バカロレア認定校支援制度の創設

VII 県民生活

- 89 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 90 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 91 ヘイトスピーチ対策の推進
- 92 旅券発給業務の財源確保
- 93 外国人看護師・介護福祉士候補者への支援
- 94 男女共同参画社会実現のための施策の推進
- 95 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進
- 96 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実
- 97 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充
- 98 トップアスリート育成・支援制度の創設
- 99 体育・スポーツ施設の整備充実
- 100 マイナンバーの円滑な運営の推進
- 101 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策
- 102 情報セキュリティ対策の推進

Ⅷ 県土・まちづくり

- 103 社会資本整備予算の確保
- 104 計画的な地籍調査事業の促進
- 105 公共用地の取得に関する制度等の改善
- 106 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 107 「みどり」の保全と都市公園の整備の推進
- 108 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 109 バス交通に係る生活交通確保支援事業の推進
- 110 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 111 多様な交流・連携を支える一般幹線道路網の整備推進
- 112 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 113 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
- 114 計画的な市街地整備の推進
- 115 公営住宅制度の抜本的見直し
- 116 総合的な住宅政策の推進
- 117 羽田空港の機能強化とまちづくりの推進
- 118 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進

1 地方交付税の算定の見直し

提出先 総務省、財務省

【提案項目】

地方交付税の算定の見直しにあつては、大都市圏特有の財政需要を反映するほか、介護・医療・児童関係費などの適切な算定を行うこと。

【提案の理由等】

本県は、大都市圏に位置し、土地価格が高いなど、行政コストが割高になる特徴があるにもかかわらず、地方交付税の算定では、こうした経費が的確に算入されているとは言い難いことから、確実に反映できるよう算定方法の見直しが必要である。

また、高齢社会の進展に伴い、大都市圏では、今後、介護・医療・児童関係費などの財政需要の大幅な増加が見込まれるため、適切な算定を行う必要がある。

2 住民投票制度の整備

提出先 総務省

【提案項目】

都道府県の住民投票を円滑に実施するため、当該事務における市町村選挙管理委員会との協力関係を規定するとともに、投票の対象や投票結果の効力等を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

【提案理由等】

都道府県が住民投票を実施するためには、投票資格者名簿の調製や投開票事務の執行など、公職選挙の仕組みを活用しなければ現実的に実施は不可能であり、市町村の協力を得ることが不可欠である。

地方自治法に規定された事務の委託等の方法により、現行法制度の下でも市町村の協力を得る方策はあるが、知事と市町村長とが協議の上で規約を定めることや、それぞれの議会の議決が必要など安定した手法とはいえず、都道府県の住民投票を円滑に実施するためには、関係法令の改正が必要である。

3 地方自治体の契約方法の拡大

提出先 総務省

【提案項目】

地方自治体の契約の締結について、「せり」による競争で最も安い価格を申し出た者と契約を締結することができるよう、法改正など必要な措置を講じること。

【提案理由等】

地方自治法では、動産の売払いで特に必要な場合について、「せり売り」が認められているが、「せり」による競争で、最も安い価格を申し出た者と契約を締結する方法、いわゆる「せり買い（リバースオークション）」による契約方法は定められていない。

この「せり買い」による契約は、現行の入札方式に比べて、物品等の調達コストを削減できる方法であり、実際に民間では実績を上げている。このため、国においては、物品の購入等について試行が実施されたところである。本県においても、財政が厳しい中、経費削減を図るため、平成23年度以降実施したところ、大きな効果が得られた。

しかし、地方自治体がこの方法により契約を締結するためには、入札の手續を擬制する必要があり、「せり」部分について民間事業者に委託するなど、新たな手續や経費が必要となる。

したがって、地方自治体が直接「せり買い」を実施でき、手續が簡素化できるよう、地方自治法の改正等が必要である。

4 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進

提出先 経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

廃棄物の発生抑制及び資源化を図るため、次の措置を講じること。

1 3R対策の充実強化

資源の有効利用と、廃棄物となった場合の適正処理については、国民・事業者・行政の連携、協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

- (1) 製造段階・流通段階・排出段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。
- (2) 現在検討を進めている太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドラインを早急に策定すること。
- (3) 多くの市町村が資源ごみの不正な持ち去りへの対応に苦慮していることから、市町村がこうした行為を防止することができるような法制度の整備を行うこと。

2 容器包装リサイクル法の見直し

- (1) 事業者に対して容器包装の削減に関する数値目標を設定するとともに、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担及び費用負担について、更なる見直しを図ること。
- (2) 指定法人に対して、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導すること。
- (3) 再商品合理化拠出金については、市町村による適正な分別が促進されるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- (4) 業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクルの区分が識別しやすいマークの表示について指導を行うとともに、一定割合以上のリターナブル容器の使用を義務付け、回収する仕組みの構築やデポジット制度の早期導入など、事業者による回収ルートの確立を図ること。
- (5) 容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うこと。

3 家電リサイクル法の見直し

- (1) 家電製品の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。
- (2) 不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく事業者の負担とする制度を確立すること。

4 小型家電リサイクルの推進

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、有効に政策目的を達するためには、多くの市町村が、法の趣旨に則して分別収集を行い、再資源化事業者を引き渡す必要がある。

- (1) 市町村がこうした取組を継続的に実施するためには、初期投資に係る経費だけでなく、分別収集から引渡しまでの一連の作業に多くの費用を要することから、市町村が制度に参加するに当たり必要な初期投資に係る経費に加え、継続的に分別収集及び引渡しに取り組むために必要な経費についても、国において財政的な支援を行うこと。
- (2) さらに、制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

5 建設リサイクルの推進

- (1) 建設汚泥については、建設廃棄物の最終処分量において大きな割合を占めていること、また、社会インフラの整備工事によって、発生量の増加が予測されることから、再生利用の一層の推進を図るため、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に追加するとともに、特定建設資材の再資源化の方法等を把握できるよう法制度の整備を図ること。
- (2) 建設発生木材については、円滑な再資源化が行われるよう、防腐・防蟻処理された木材の適切な判別・分離方法を確立すること。

6 溶融スラグ等の再資源化の需要拡大に向けた措置

溶融スラグ、エコセメントなどの再生資材の需要拡大のため、グリーン購入法に基づく特定調達品目の拡充を図るなど所要の措置を講じるとともに、日本工業規格に適合した溶融スラグは、製造する市町村の公共工事以外で利用される場合にも、廃棄物の処分に該当しないよう措置すること。

7 紙おむつの資源化に向けた措置

超高齢社会の到来に伴い、今後さらに使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行うなど、資源化の促進に向けた措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

5 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) 産業廃棄物処理業の処理施設等において、事業者の倒産や許可の取消しによる廃棄物の放置など不測の事態により周辺環境被害が生じた場合等を想定し、被害者救済及び事業者等によって放置された廃棄物の撤去を目的とした強制加入保険制度や保証金・供託金制度等を創設すること。
- (2) ブロック及びレンガ等については、多くの市町村で処理に困難をきたし、また、カセット式ガスボンベ等の廃エアゾール製品については、充填物の残留による事故が発生しているため、拡大生産者責任の観点から、廃棄物処理法第6条の3第1項の規定による適正処理困難物に指定の上、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。
- (3) 高濃度PCB廃棄物について中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)がPCB処理施設を安定的に稼働し、計画的処理完了期限までに確実に処理を完了するよう指導を行うとともに、「安定器等・汚染物」の処理先がJESCO北海道PCB処理事業所に変更されたことに伴う運搬費用及び処理費用の増加に対して負担軽減のための方策を講じること。
- (4) アスベスト廃棄物の無害化処理認定が進んでいないことから、国の主導により、処理技術を確立するとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の設置を促進するよう助成等の措置を講ずること。
- (5) 海岸漂着物等は、国外からの漂着や河川経由等による原因者不明ごみが含まれ、引き続き国が責任をもって継続的な対応を図る必要があることから、28年度以降も海岸漂着物地域対策推進事業を継続すること。また、継続にあたっては、国民の健康増進や地域の活性化に果たす役割は大きいことから、その重要性に鑑み、国民の利用が多い海岸については、補助率を10割に復元すること。
さらに、海岸漂着物処理推進法第31条に基づき、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制度の整備を早期に行うこと。
- (6) 大規模災害で発生する「災害廃棄物」の処理を、災害発生後から迅速にできるよう、一般廃棄物・産業廃棄物と別に、新たに「災害廃棄物」を法的に位置付けたうえで、あらかじめ国・都道府県・市町村・民間団体の役割分担や、連携・協力体制を明確にした、実効性のある仕組みを構築すること。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保するとともに、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備については、全て交付対象に加えるなど、交付対象を拡充すること。
特に、中継施設(サテライトセンター)は、ごみの収集運搬の効率化にあたって

重要な施設であることから、ごみ焼却施設の跡地に整備するものでなくても交付対象とすること。

また、災害時においても廃棄物処理施設の機能を維持するため、既存施設の耐震化、耐浪化等の事業についても交付対象とすること。

- (2) 焼却施設の適正な解体を促進するため、廃棄物焼却施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギー導入促進の観点から、廃棄物系バイオマスによる発電施設など、市町村が行う廃棄物系バイオマスの利活用に資する施設整備の促進を図ること。

3 不法投棄の防止対策の推進

不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進基金を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進基金の拡充等を図っていく必要がある。

6 建設発生土対策の確立

提出先 総務省、法務省、国土交通省

【提案項目】

建設発生土の適正処理を実効あるものにするため、次の措置を講じること。

1 建設発生土の適正処理に関する法律の制定

建設発生土の適正処理については、県域を越える課題と捉え、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

(1) 建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出することを義務付ける仕組みを設けること。

さらに、当該届出の情報を地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること。

(2) 建設発生土の搬入については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。

(3) 不適正な処理を行った者に対する罰則規定(法人重課を含む。)を定めること。

2 地方自治法の罰則規定の強化

1の措置を講じるまでの間、条例により、不適正な処理を行った者に対する処罰を十全に行えるよう、地方自治法の罰則規定を強化改正すること。

【提案理由等】

建設工事等に伴って発生する建設発生土は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により再利用すべき資源として位置付けられているが、首都圏では再利用の量を上回る建設発生土が発生している。

建設発生土の運搬、埋立て等の処理について規定する法律がないことなどから、一部の建設発生土は不適正に放置され、土砂の崩壊や流出等により、県民生活に不安が生じている。

そこで、本県では「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を平成11年10月から施行し、土砂埋立行為を許可制にするとともに、県内においては建設発生土の搬出について届出を要することとし、不適正な処分地に、建設発生土が搬入されないよう規制している。

1 当該規制では、県外で発生した建設発生土が県域を越えて、県内の不適正な処分地に流入してくることは規制できないなど条例での規制には限界があるため、国レベルでの建設発生土の適正処理に関するルールづくりが必要である。

2 条例において不適正な処理を行った者に対する罰則規定を定めているが、地方自治法は、条例で科す罰則に上限規定(第14条第3項(2年以下の懲役・100万円以下の罰金))を設けており、当該上限規定は、故意に大量の建設発生土を違法に投棄し、多額の不当な利益を得る者などに対する罰則として、抑止力・感銘力を発揮するために十全ではない。このため、1のルールづくりを講じるまでの間、当該上限規定を改め、条例で罰則(法人重課を含む。)を強化できるようにすることが必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局建設リサイクル課)

7 光化学スモッグ対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

光化学スモッグ対策については、法規制や事業者の自主的な取組により、原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めてきたが、本県の光化学オキシダント濃度や注意報の発令回数は依然として改善されていない。

本年3月、中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会において、光化学オキシダント対策と共通する課題であるNO_x及びVOCの排出抑制の検討を求める中間取りまとめが行われたことから、国として早急に実効性のある対策を具体化し実行すること。

【提案理由等】

光化学スモッグ対策については、平成22年度までに、工場等の固定発生源からの揮発性有機化合物（VOC）の排出量を、平成12年度比で3割抑制することで、光化学スモッグ注意報の発令レベルを超えない測定局の割合が約9割まで向上すると国の見込みの下で、取組みを推進してきたところである。

しかしながら、本県での光化学オキシダント濃度は平成12年度以後、上昇傾向にあり、注意報の発令回数は平成25年度16回、平成26年度9回と相変わらず多くなっている。

現在、国が、PM2.5及び光化学オキシダントの総合的な対策を推進する中で、本年3月に中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会において、PM2.5の排出抑制策に関する中間取りまとめが行われ、国に対し光化学オキシダント対策と共通する課題であるNO_x及びVOCの排出抑制の検討が求められた。

そこで、この中間取りまとめに基づく検討について、早急に結論を出し、光化学オキシダント濃度の低減につながる実効性のある対策を具体化し実行する必要がある。

神奈川県における光化学注意報発令回数等の推移

区分 \ 年度	12	～	17	～	23	24	25	26
発令回数(回)	10	～	7	～	5	5	16	9
発令レベルを超えない測定局の割合(%)	48.2	～	13.1	～	26.7	55.0	6.8	8.3
昼間の光化学オキシダント濃度(ppm)	0.038	～	0.043	～	0.042	0.045	0.048	0.047
被害届出者数(人)	48	～	276	～	1	0	75	0

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

8 東京湾の富栄養化対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を進めること。

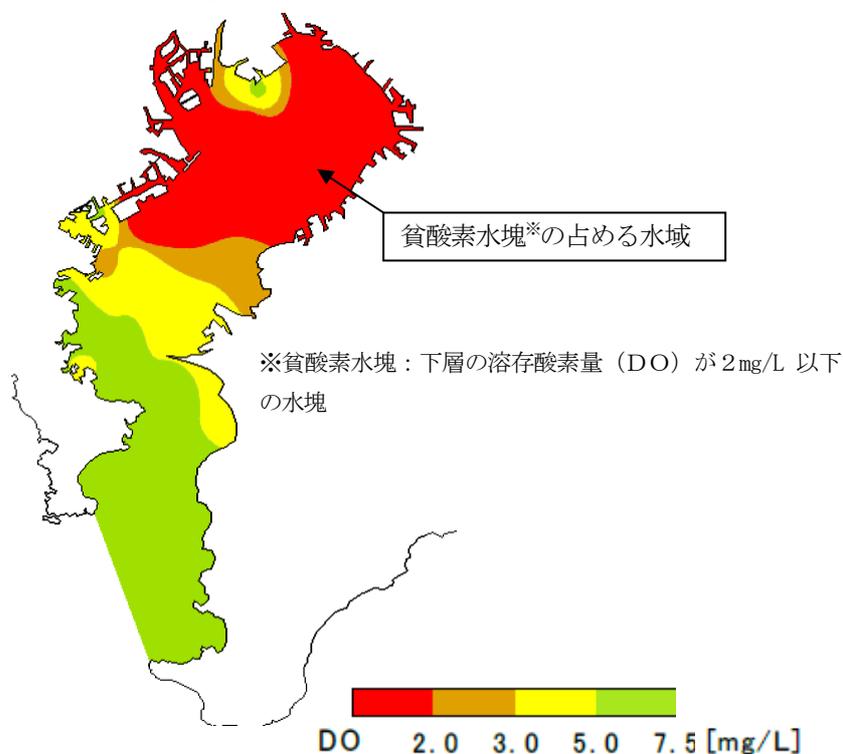
【提案理由等】

東京湾では、これまで第1次から第7次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全リン並びに化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の生息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生している。

東京湾には、汚濁物質やそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などが底泥として蓄積しているほか、底泥の堆積場所として高度経済成長期に埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡が残されているなど、貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。

そこで、国として、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を検討のうえ、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況（平成24年9月）



出典：東京湾岸自治体環境保全会議「東京湾水質調査報告書（平成24年度）」

（神奈川県担当課：環境農政局大気水質課）

9 自動車交通環境対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

自動車交通環境対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 最新規制適合車や低公害車への切替えの促進に向けた事業者への支援等
最新規制適合車や低公害車への切替えが着実に進むよう、引き続き事業者への支援を行うとともに、荷主が配送の際に低公害車の利用を求める法制度を整備すること。
- 2 交通量対策の一層の推進
自動車NO_x・PM法に基づき平成25年4月に本県が策定した「総量削減計画」に定める東京大師横浜線周辺地域の局地汚染対策として、交通流対策を踏まえた交通量の削減を一層推進すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）の大気環境基準を継続的・安定的に達成するため、平成25年4月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に基づく「総量削減計画」を策定し、取組を行っているが、計画の目標を達成するためには、旧型車両を最新規制適合車や低公害車に切替えしていくことが前提となっており、着実な切替えが促進されるよう、事業者に対する支援を行う必要がある。
さらに、国や地方公共団体等が物品納入の際、低公害車の利用を求める仕組みがあるが、この仕組みを広く荷主に対して義務付けることで、一層の切替え促進が期待できる。
- 2 「総量削減計画」では、平成27年度までに、NO₂及びSPMに係る大気環境基準を達成することを目標としており、交通量が集中している川崎市内の東京大師横浜線周辺地域において、国を含めた関係機関が連携して局地汚染対策を推進することとしている。
当該地域に位置する川崎市の池上新田公園前測定局は、平成25年度に初めてNO₂の大気環境基準を達成したものの、平成26年度は非達成が見込まれており、引き続き対策を行う必要がある。
当該地域の自動車排出ガスを削減するためには、走行車両の集中化を抑制する必要があるが、その施策として環境ロードプライシング割引が実施されているが、継続的・安定的に環境基準を達成するには、交通流対策を踏まえた交通量の削減を一層進める必要がある。

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

10 土壌・地下水汚染対策の推進

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

平成22年4月の改正土壌汚染対策法施行後、重金属等の化学物質により汚染された土地を発見する機会が増加したことから、適切な汚染土壌の処理や地下水の浄化を促進するため、土地所有者等に対する支援制度の要件緩和や拡充を図ること。

【提案理由等】

有機塩素化合物や重金属等の化学物質に汚染された土壌による人の健康被害を防止するためには、汚染範囲の調査やそれに基づく汚染土壌の処理、地下水の浄化が必要である。土壌汚染対策法では、土壌汚染調査・対策は土地所有者等の義務とされ、土地所有者等が汚染原因者でない場合であっても課されることから、円滑な調査や適切な汚染土壌の処理、地下水の浄化が進まない状況にある。

現在、国の土地所有者等に対する財政的支援制度はあるが、適用要件が厳しく、活用されていないことから、要件の緩和や土地所有者の負担を減らすといった制度の拡充をする必要がある。

11 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進

提出先 林野庁、環境省

【提案項目】

アライグマ等の特定外来生物の繁殖と生息域が急激に拡大しており、在来種への影響は深刻になっている。特定外来生物の防除について、外来生物法に定める国の責務と役割が十分に果たされておらず、実態として地方自治体が行っていることから次の措置を講じること。

1 財政負担・技術的支援の実施

国は地方自治体が行う特定外来生物の防除に対して必要な財政負担を確実に行うとともに、特定外来生物の種類ごとに根絶を目的とする効果的な捕獲方法の確立や技術支援を行うこと。

2 国による防除の実施

国有林など国が管理する地域における防除については、国が主体的かつ率先して取り組むとともに地方自治体との連携を図ること。

【提案理由等】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、生態系等への被害防止に努めるための防除を国が主体となって行い、地方自治体が防除を行う場合には国の確認を受けることとされているが、国の取組はごく限定されたものにとどまっているため、法に基づく国の責務を踏まえ必要な措置を講じる必要がある。

1 特定外来生物の捕獲や処分、普及啓発などについては、実態として地方自治体の負担により実施しているため、国において必要な財政負担を確実に行うべきである。

また、防除に当たっては、生態系被害の評価方法やモニタリングの手法、具体的な被害予防策などについて、国による各種マニュアル整備などの取組を基本として、国、地方自治体、民間団体、住民等多様な主体が協調して実施することが有効であるため、国は、さらにこれまで蓄積している特定外来生物の根絶に繋がる技術や先進的な取組の情報提供及び防除に必要な技術支援を行う必要がある。

2 国有林など国が管理する地域における防除については、管理者として国が主体的かつ率先して取り組む必要があるとともに、特定外来生物の生息状況などの情報を地方自治体と共有するなど連携しながら効果的な防除を行う必要がある。

12 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充

提出先 農林水産省、環境省

【提案項目】

野生鳥獣による農作物被害の深刻化に対応した地域での被害対策の一層の推進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の定額交付金（国費10/10）の上限金額の引上げなど、支援の強化を行うこと。

【提案理由等】

鳥獣被害防止総合対策交付金で行うソフト対策については、鳥獣被害対策実施隊が中心となっ
て行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組に
ついて、定額での支援が受けられることとなっている。上限金額については、平成27年度から
300万円に引き上げられたが、対象は一部の団体に限られており、十分な対応がとれないことか
ら、野生鳥獣による農作物被害の深刻化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動等の被害対策の一
層の推進を図るためにも、上限金額の引上げを行い支援の強化を図る必要がある。

(神奈川県担当課：環境農政局自然環境保全課)

13 野生動物の保護及び管理に係る諸規制の緩和

提出先 総務省、経済産業省、警察庁、環境省

【提案項目】

野生動物の保護及び管理を推進するため、動物検知通報システム等について、次の措置を講じること。

- 1 動物検知通報システムにおけるキャリアセンス機能の規制緩和等
ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ等山間部で生息し広域を移動する野生動物の行動調査と被害防除対策を適切に実施するため、動物検知通報システムに係るキャリアセンス機能（送信機から送信を開始する前にそのチャンネルが他の無線機で使用されていないかどうか調べ、使用されている場合は他のチャンネルに切り替えるか停止する機能）の規制緩和とチャンネル数の拡大若しくはこれらに代わって課題を解決できる新たな通信手法の技術開発を図ること。
- 2 野生動物の調査及び被害対策に係る火薬類取締法の規制緩和
ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等山間部で生息し広域を移動する野生動物の行動調査と被害防除対策を適切に実施するため、動物生態調査用遠隔測定発信器及び野生動物の追い払いに使用する空包等について、無許可譲受での購入を可能とすること又は届出制とすること。
- 3 管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用
ライフル銃の所持許可要件について、野生動物保護管理や鳥獣被害対策を効果的に推進するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画に則って行われる管理捕獲事業について、事業者への委託による場合も、当該事業者が銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号を適用すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、動物検知通報システムを活用して、ニホンザル管理計画に基づくサルの被害対策、ニホンジカ管理計画に基づくシカの行動特性調査、ツキノワグマが人里に出没した際の学習放獣後の行動調査等を行っている。

同システムでは、発信する電波の空中線電力が10mWを超える場合、キャリアセンス機能を搭載することが必要となるが、同じ地域で複数の動物に発信器が装着されている場合、同じチャンネルの電波を検知すると電波を送信しなくなるため、行動調査が成立しなくなってしまう。空中線電力が10mW以下の場合、キャリアセンス機能は不要だが、地形が複雑な山間部に生息し、広域を移動するシカやクマなどの行動調査は、電波が弱すぎて調査が非常に困難となってしまう。

また、同システムで使用できるのは5チャンネルなので、狭いエリアにひしめき合って生息するサルの群れの行動把握など、同じ地域で複数の動物の行動調査を行う際のチャンネル配分が非常に困難となっている。

これらの問題を解決するために、キャリアセンス機能が必要となる空中線電力の30mW程度への引き上げ、チャンネル数の拡大又はこれらに代わって課題を解決できる新たな通信手法の開発を、野生動物の行動調査の実態に即して進めることが必要である。

2 本県では、ニホンジカの行動調査や学習放獣を行ったツキノワグマの行動調査等を行う際、GPS衛星からの信号を受信してデータを蓄積する首輪型の遠隔測定発信器（以下「発信器」という。）を用いているが、データ回収にあたって、遠隔操作で発信器を取り外す仕組みにごく少量の火薬を用いるため、発信器の譲渡又は譲受を行う際は、火薬類取締法に基づく許可が必要となっている。

発信器による行動調査では、動物の出没等に臨機応変に対応しながら、動物の生体捕獲、発信器の装着、放獣などの一連の作業を円滑かつ迅速に実施する必要があるが、発信器を調達する際の手続が制約となり、調査に支障を来すおそれがある。

また、野生動物の追い払いに使用される空包やシェルクラッカーも、購入に当たって同法に基づく許可が必要となっているため、追い払い効果があるにもかかわらず、日々刻々と変化する野生動物の出没状況や緊急事態に対応して使用することが難しい状況となっている。

野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する発信器及び野生動物の追い払いに使用する空包等については、無許可譲受での購入を可能とする又は届出制とする等の取扱いが必要である。

3 本県では、ニホンジカ管理計画に基づく事業として、派遣委託によってシカ捕獲に専門的に従事するワイルドライフレンジャーを県自然環境保全センターに配置し、センターの指揮命令のもと、高標高域の山稜部などこれまで捕獲実施が困難であった地域での管理捕獲を実施している。

高標高域の山稜部の捕獲では、射程が長く弾速が早いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドライフレンジャーは、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定されている「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができない。

ワイルドライフレンジャーは、県が派遣を受け入れ、県の管理捕獲に従事させるものであるから、県職員による捕獲と同様の取扱いとする必要がある。

14 建築物の耐震化の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化を着実に推進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助制度、地方財政措置の更なる充実を図るとともに、補助制度の時限を延長すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行され、不特定多数や避難弱者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、これらの建築物の耐震化に取り組んできているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額な費用と時間を要することから、建物所有者及び支援を行う地方公共団体に多大な負担がかかり、思うように耐震化が進まない状況である。

そこで、これらの建築物の耐震化を更に促進するため、建物所有者及び支援を行う地方公共団体の負担を軽減するよう、補助率の引上げや時限の延長など、国の補助制度の更なる充実が必要である。

また併せて、地方負担額に係る特別交付税への算入率の引き上げ対象建築物の拡大や起債対象とするなど、地方財政措置の充実が必要である。

15 治水対策等の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

本県においては、いまだ都市部を中心とした河川の整備水準が低いことなどから、次の措置を講じること。

1 治水事業の推進

治水事業を強力に推進し、被害の軽減を図ることは緊急の課題であるため、十分な予算措置を行うこと。

2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 河川立体区域制度の活用等に係る法制度の整備等

遊水地等の整備に当たり、鉄道や下水道事業等他事業と連携して河川立体区域制度の活用等を行うため、地方自治体の行政財産への地上権設定が可能となるような制度を創設すること。

4 河川管理施設の適切な維持管理の推進

河川管理施設（ダム、堤防、堰、水門等）を適切に維持管理するため、県及び市町村の取組に一層の支援を行うとともに、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県では、平成22年3月に都市河川重点整備計画を策定し、都市部の河川の重点的な整備に取り組んでいるところであるが、平成26年の台風18号では、県内各地で浸水被害が発生しており、遊水地や地下調節池などの大規模な洪水調節施設の整備を一層推進する必要があることから、十分な予算措置が必要である。

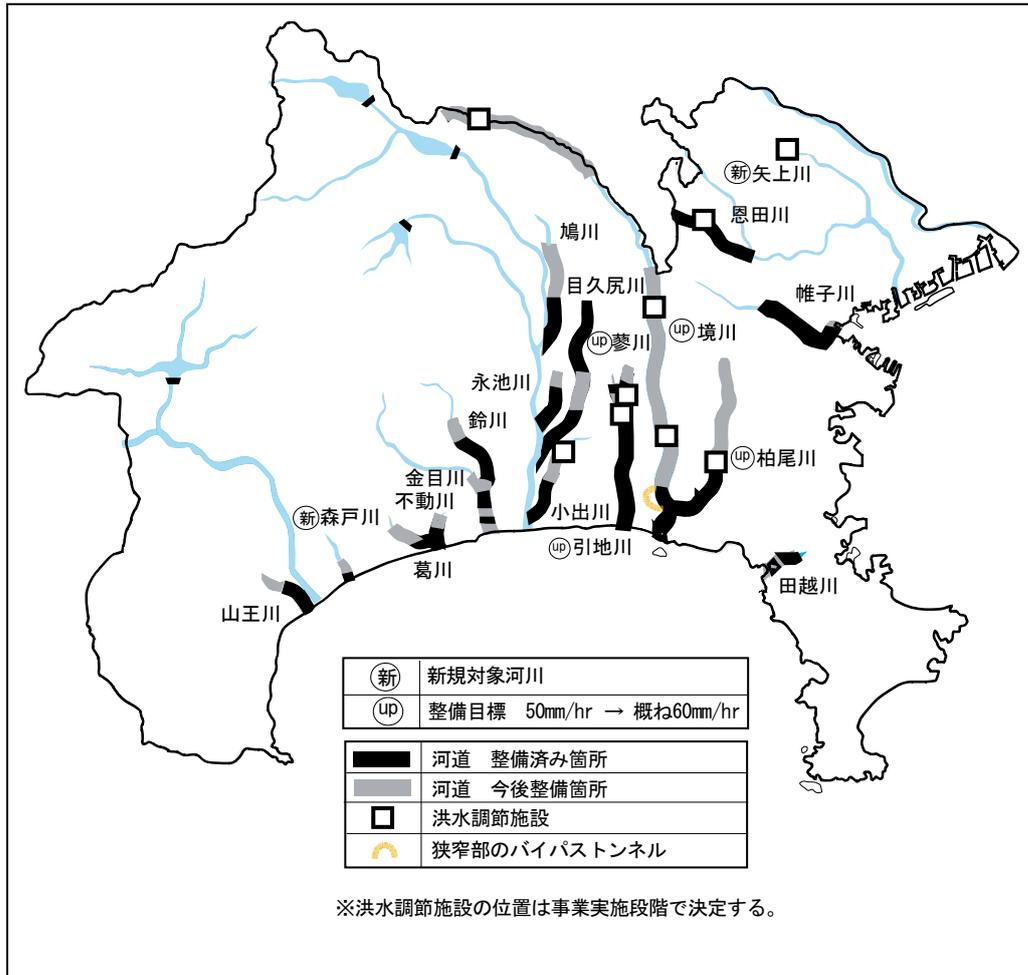
また、特定都市河川等において総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が行き組む雨水流出抑制対策等について、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。

2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口、資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。

3 厳しい財政状況の中、財源の有効活用、土地の有効活用・高度利用の観点から、本県においても鉄道や下水道事業等、他事業との連携に積極的に取り組むこととしており、制度面などでの一層の支援が必要である。特に河川立体区域制度を活用できるようにするため、地方自治法施行令第169条の4に定める「行政財産である土地に地上権を設定することができる用途」に「河川」を加える改正措置が必要である。

4 河川管理施設を良好な状態に保つには、点検、修繕、更新等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的な維持管理を進めるためには、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。

都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等



平成 26 年台風 18 号
柏尾川（横浜市栄区）



平成 19 年台風 9 号
相模川（平塚市）

【提案項目】

土石流、地すべり及びがけ崩れなどの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を確実に進めるよう十分な財源措置を講じること。あわせて、地方負担を軽減するため、現行の国費率を嵩上げすること。

2 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を推進するため、施設の新設整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための予算についても、十分な財源措置を講じること。

3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するため、事業の対象となるがけの高さの基準(10m以上)を緩和するなど、制度拡充を図ること。

【提案理由等】

近年は都市化の進展に伴い流域の土地利用が変化しており、土石流や地すべりなどによる災害の危険性が增大している。

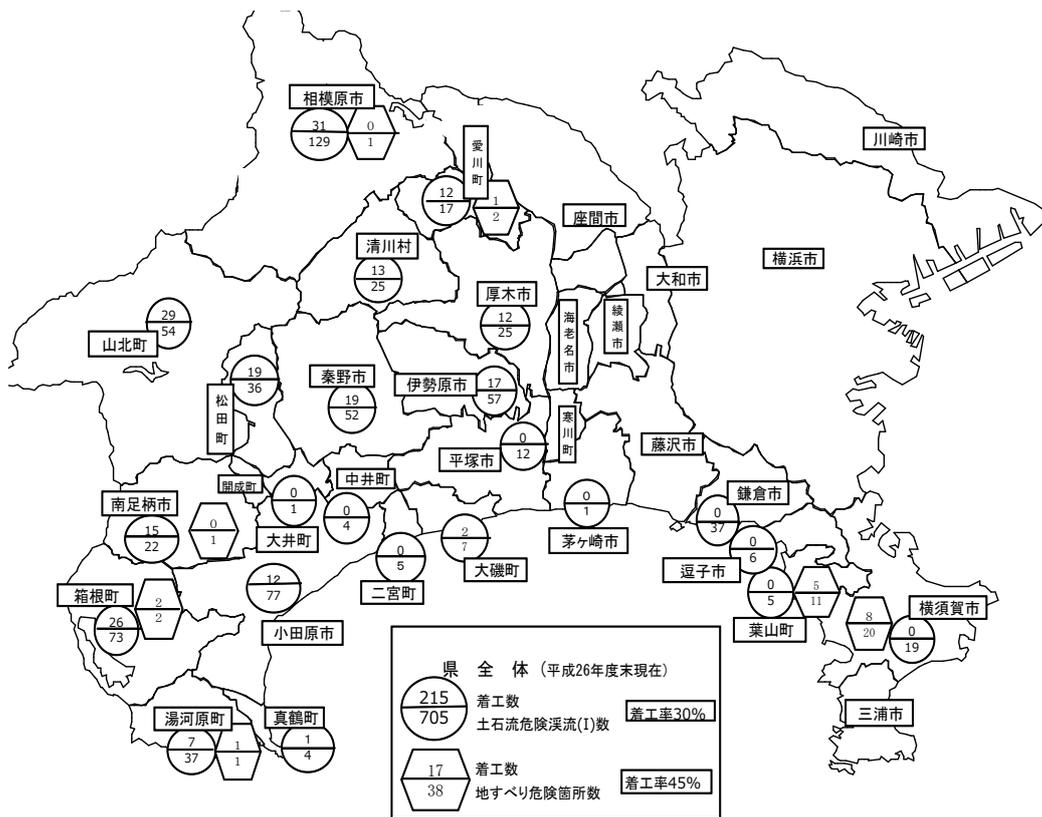
1 土砂災害防止法の改正により、早期に基礎調査を完了させることが強く求められていることから、十分な予算措置が必要である。

また、県の財政状況も厳しい中、調査完了後も計画的な見直しが必要であることから、国費率を1/3から1/2とするなどの嵩上げが必要である。

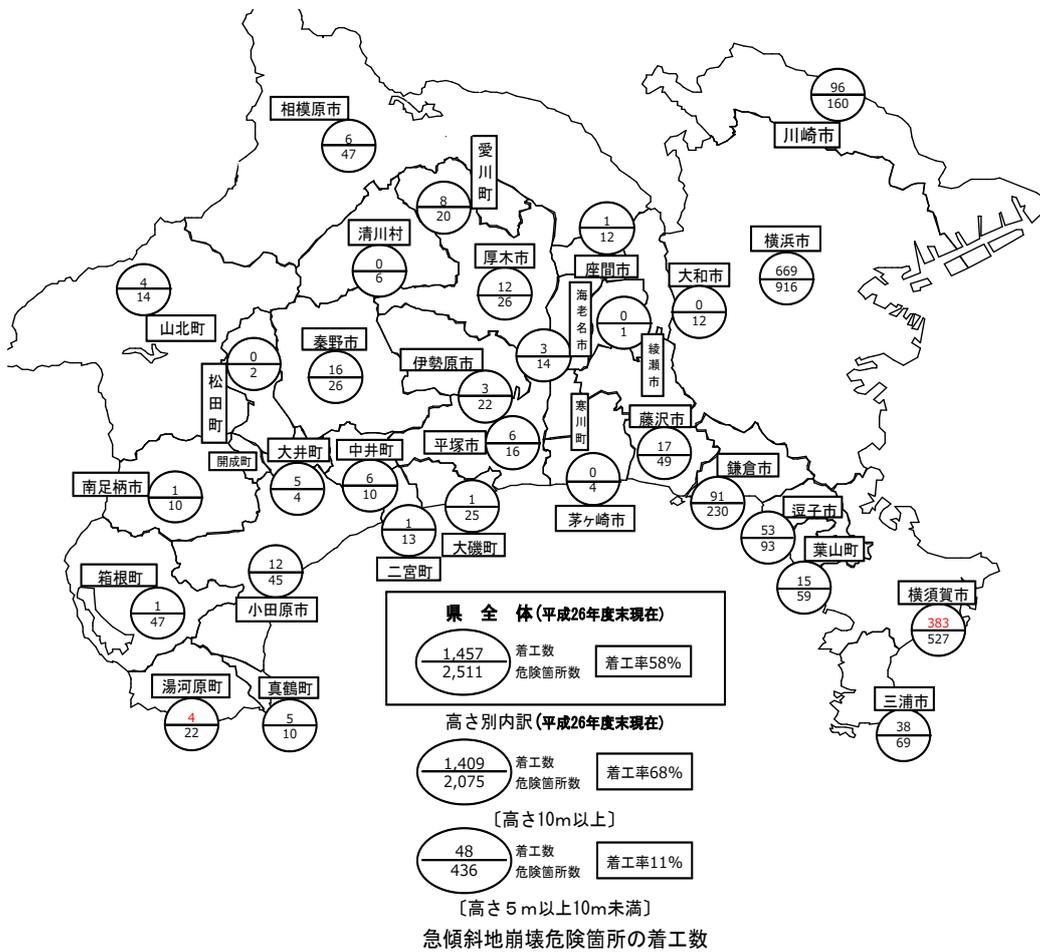
2 砂防、地すべり及び急傾斜地における施設の整備水準は依然として低く、土砂災害からの安全度を高めるため、ハード対策の積極的な推進が必要である。

また、整備済み施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。

3 急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から県民の生命を保護するための、極めて重要かつ緊急な事業であることから、現在、交付金の対象とならず対応が遅れている高さ10m未満のがけのハード対策を推進するため、制度の拡充が必要である。



土石流危険渓流・地すべり危険箇所の着工数



17 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり

提出先 国土交通省

【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波対策の推進

津波対策の推進に当たって、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な場所においても、津波防御のための施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発などの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の促進

大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸において、高度な技術の導入による砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を促進すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、津波対策の推進にあたり、湘南地域を代表とする都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域において、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な状況にある。こうした中で、地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、津波防御のための施設整備を行う必要があることから、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。
- 2 本県では、平成23年3月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、平成25年3月には、「酒匂川総合土砂管理プラン」を策定したところであり、これらの計画に沿って「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が必要不可欠である。
- 3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として、全国初となる岩盤型施設(仮称)など、高度な技術を導入した施設整備を進めているが、一刻も早い砂浜の回復が求められており、具体的な施設内容を早期に決定し、事業を促進する必要がある。

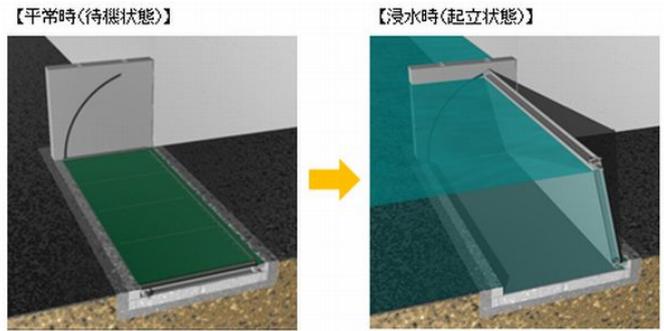
◇ 津波対策の推進

・津波避難タワーの設置（これまでの取組み）



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルとして設置された「津波避難タワー」

・新技術事例



常時は高い護岸や防潮堤がなくても、津波発生時には無動力で自動的に壁が立ち上がり、津波を防御する。
(例；国土交通省認定「陸上設置型フラップゲート式防潮堤」)

◇ 山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり



・茅ヶ崎海岸（中海岸地区）



平成19年4月（養浜直後）
養浜材（ダム浚渫土砂など）は海岸線に留まり、海岸線が前進



平成27年4月（養浜後）

養浜した砂により海岸線が前進

◇ 西湘海岸の保全対策の推進

事業箇所：小田原市、二宮町、大磯町

事業内容：海岸保全施設整備

岩盤型施設（仮称） 6基

沿岸漂砂礫流失制御施設 約1km

洗掘防護施設 約2km

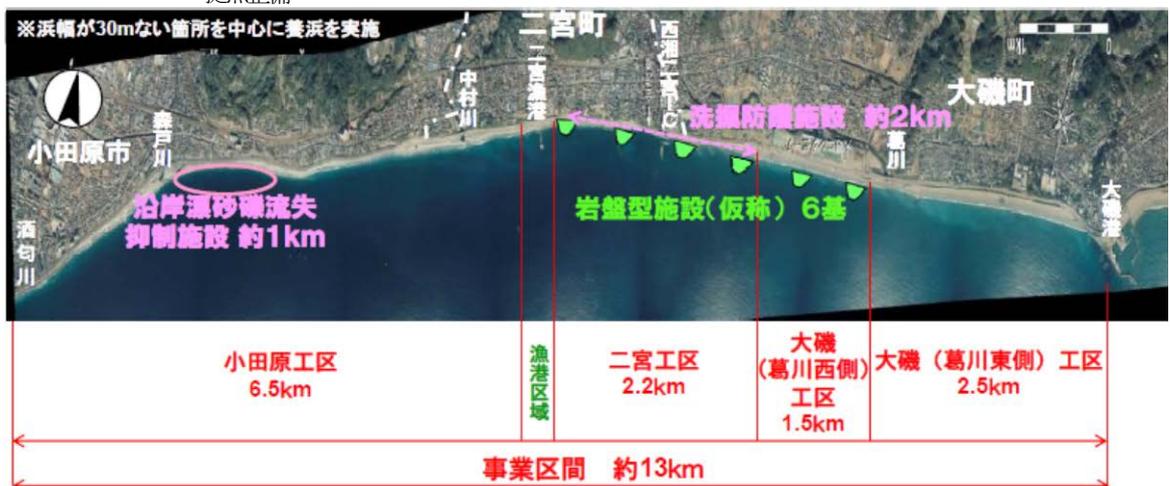
養浜 約36万m³

全体事業費：約181億円

事業期間：H26～H43

平成27年度事業内容：調査・測量・設計、拠点整備

沿岸漂砂礫流失抑制施設 イメージ 岩盤型施設（仮称）のイメージ



(神奈川県担当課：県土整備局流域海岸企画課、砂防海岸課)

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国においては総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業、市街地再開発事業への予算措置

良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な予算措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への適切な予算措置を講じること。

2 都市公園の整備に対する予算措置

都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して確実な予算措置を講じること。

3 橋りょう等の安全対策への予算措置

自然災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強や土砂崩落対策箇所の整備に係る事業について、県及び市町村への確実な予算措置を講じること。

4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等に対する予算措置

水害やがけ崩れ対策等を推進するため、河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る予算措置を講じること。

5 海岸保全施設等の整備に対する予算措置

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して確実な予算措置を講じること。

6 無電柱化、下水道施設の耐震化に対する予算措置等

道路の災害対応力やライフラインの安全性を強化するため、無電柱化や下水道施設の耐震化に対して確実な予算措置を講じること。

特に、無電柱化事業においては、あわせて電線管理者の費用負担軽減など事業推進に資する支援策について、特段の配慮を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災のような大規模な地震災害から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。特に、無電柱化事業は、災害時の緊急輸送の支障となる電柱等がなくなり、防災上、非常に有効だが、電線管理者に多額の費用負担があり、進捗の大きな妨げとなっているため、電線管理者の負担軽減などの支援策等を検討する必要がある。

(神奈川県担当課：県土整備局総務室)

19 鉄道施設の安全対策と利便性向上の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

鉄道利用客の安全確保及び安定輸送の確保による利便性向上を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 ホームドアの設置促進及び鉄道施設の老朽化対策等に関する予算措置
東京オリンピック・パラリンピックまでにホームドアを設置促進するため、確実な予算措置を講じること。
また、鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国の支援を拡大するなど補助制度の充実を図るとともに、確実な予算措置を講じること。
- 2 交通系 I Cカードが利用できる環境整備の制度の充実
鉄道の利便性向上のため、交通系 I Cカードが広域的に利用できる環境が整備されるよう、国の支援を拡大するなど、補助制度の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県では、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、1日当たりの利用者数10万人以上の駅について、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに可能な限り、ホームドアの設置促進を図るよう取り組んでいる。

今後のホームドア設置促進に向けた確実な予算措置とともに、ホームドア設置促進の支障となっているホームドア設置に係る技術的困難等の課題に対応した新たなホームドア等の研究開発の推進のための確実な予算措置が講じられる必要がある。

また、計画的な老朽化対策・耐震対策が進められ、鉄道利用客の安全確保及び安定輸送の確保による利便性を向上させるため、地方自治体等の財政負担の軽減を行い対策事業の促進を図るための国の補助率引上げと合わせて十分な予算措置が講じられる必要がある。

- 2 平成27年2月に閣議決定された交通政策基本計画において「交通系 I Cカードの利用エリアの拡大」や「交通系 I Cカードの事業者間での共通利用やエリア間での相互利用の推進策の検討」が位置づけられ、検討組織において、検討が行われたことは承知している。

本県においては、県西部は、SuicaエリアとTOICAエリアとの境であり、異なるエリアを跨いだ利用ができないため、富士、伊豆、箱根などの国際的な観光地を抱える山梨・静岡・神奈川の三県が連携して、交通系 I Cカードが広域的に利用できる環境整備に向けて取り組んでいる。さらに、交通系 I Cカードが利用できない鉄道駅もある。

このような状況から、交通系 I Cカードの異なるエリア間をまたがって利用できる環境整備に要する費用に対する支援を拡大するなど、補助制度の充実を図る必要がある。さらに、交通系 I Cカード対応の改札機の設置費用についても、確実な予算措置を講じることが必要である。

20 防災情報等の伝達手段の充実強化

提出先 総務省、気象庁

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 旗など視覚を利用した伝達手段の強化
海浜利用者等へ津波警報、注意報の迅速・的確な伝達を図るため、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう、気象業務法の関連規定を整備すること。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信の充実
津波警報の携帯電話機への一斉配信について、携帯電話事業者と連携し、伝達内容の充実を図ること。
- 3 気象情報等の住民への伝達手段の強化
竜巻やゲリラ豪雨等の局地的な災害に対応できるよう、気象予報の精度の向上を図るとともに、これらの情報が住民に確実に行き渡るよう、伝達手段を拡充すること。

【提案理由等】

- 1 津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや音声を中心となるが、海岸やサーファー等の海上の人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難いため、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。
しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められていることから、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう関係法令の整備が必要である。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信については、既に、携帯電話事業者による第一報の配信が始まっているが、より適切な避難行動を促すため、一斉配信による伝達内容を充実する必要がある。
- 3 近年、竜巻やゲリラ豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。特に、竜巻については、竜巻注意情報を発表して、竜巻への注意喚起を図っているが、被害の軽減を図るため、さらに気象予報の精度を向上させる必要がある。
また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、携帯電話機等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

21 消防の広域化に対する支援の強化等

提出先 消防庁、総務省

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、次の措置を講じること。

- 1 長期的な財政支援の措置
市町村消防の広域化を引き続き推進する観点から、広域化の推進期間及び消防署所等再編整備期間内の確実な財政支援を措置すること。
- 2 財政支援の充実・拡大
市町村の消防広域化に係る施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、施設・設備等の維持管理経費の負担を軽減するため、財政支援制度の充実・拡大を図ること。
- 3 事務委託した際の普通交付税算定方法の変更
消防事務を受託した市町村が普通交付税算定において不利な取り扱いがされないよう算定方法を変更すること。

【提案理由等】

国は、市町村消防の広域化の期限を平成30年4月1日とし、有利な起債を中心とした財政支援を示している。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものではない。また、事務委託方式で広域化した場合、受託市町村は普通交付税算定において不利な取り扱いがされている。

- 1 市町村の消防広域化にあたっては、組織統合を伴うため長期的な検討・取組が必要であり、また、長期的な消防署所等の再編整備が必要であるが、平成28年度以降の消防広域化財政支援措置は明示されていない（緊急防災・減災事業債は平成28年度まで）。市町村が長期的な資金計画を立てられるよう、広域化の期限である平成30年4月、さらに広域化後10年度以内の署所等再編整備期間にわたる安定した確実な財政支援を措置することが必要である。
- 2 広域化に伴う施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、更新・維持管理経費の負担が広域化を妨げている。初期投資経費については、現行の起債と交付税措置中心の支援に加え、不交付団体にインセンティブが働くよう、国庫補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大が必要である。また、広域化後も、自治体間の給与格差を埋めるための人件費や、消防常備化あるいは管轄区域拡大による施設・設備等の更新・維持管理経費及び人件費の負担が大きいため、これらに対する財政支援措置が必要である。
- 3 普通交付税の「地域の元気創造事業費」算定において、職員数や経常的経費の削減率等により補正が行われるため、消防事務を受託した市町村は普通交付税の措置額が減少する。国の政策に沿って広域化を実現した市町村が不利な取り扱いがされないよう、算定方法の変更が必要である。

(神奈川県担当課：安全防災局消防課)

22 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化

提出先 消防庁、国土交通省

【提案項目】

新東名高速自動車国道及びさがみ縦貫道路等の自動車専用道路における、トンネル災害等の特殊な災害活動及び救急業務に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 救急隊の増隊及び新たな消防車両・資機材等の整備に関する財政支援を行うこと。
- 2 担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う救急件数の増加を考慮した「自主救急」の実施を検討すること。
- 3 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」及び特別交付税措置の見直しにより、財政措置の改善を行うこと。

【提案理由等】

今年3月に全線開通したさがみ縦貫道路（自動車専用道路）や、平成32年度に県内の供用開始が予定されている新東名高速道路（高速自動車国道）では、トンネルや橋梁が多数あることなどから、消防活動における装備等の充実強化が求められる。

また、高速道路という特殊な環境のもとでの救急出動では、交通渋滞により事故現場への到着が遅れたり、管轄区域外での活動を余儀なくされるなど総活動時間は長時間化し、その間における担当消防本部の救急業務に多大な影響を及ぼしている。

- 1 人命救護に万全を期すためには、救急隊の増隊、トンネル災害に対応した化学消防ポンプ自動車、泡消火剤、消火活動資機材・耐熱服等の配備などの消防力の強化を図る必要があるが、厳しい財政事情の中、消防本部には特別な財政負担が生じる。
- 2 道路管理者においても、担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う新たな救急需要を勘案し、実態に即した「自主救急」の充実強化を図る必要がある。
- 3 国及び各高速道路株式会社においては、高速自動車国道における支弁金制度や特別交付税措置を講じているが、トンネル事故等の特殊災害等による消防・救急需要に対応するための財政措置として十分でなく、また、自動車専用道路については適用されないため、財政措置の改善を行う必要がある。

23 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先 消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援
市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等
消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置などを実施すること。

【提案理由等】

平成25年12月13日に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が公布・施行され、国及び地方自治体は、消防団の装備の改善や消防団への加入の促進等の措置を講じることが規定された。

- 1 市町村においては、同法の施行を受け改正された「消防団の装備の基準」により、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、普通交付税算定基準の増額措置等を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できるものとはなっていないことから、市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者インセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の実施、入札の優遇措置など、国の施策として取り組む必要がある。

24 災害救助法の求償制度の見直し

提出先 内閣府

【提案項目】

被災都道府県の負担軽減と被災者支援の充実の観点から、災害救助法に基づき実施する救助内容について、地方自治体が、災害の規模や態様に応じた救助を実施するに当たり、被災者に対する現金による給付を認めるなど、弾力的な運用による給付方法の充実強化を図ること。

【提案理由等】

大規模災害発災時には、被災者に対する救助も多岐に渡り、災害救助法が想定する救助では十分な対応ができなくなることも想定される。

国においては、東日本大震災で一定の制度の弾力的運用が図られているが、今後、大規模災害が発災した際には、より現地の実態に即した救助が行えるよう、地方自治体から被災者に対する現金の給付による救助も認めるなど、弾力的な運用を認めることが必要である。

25 災害時の医療対策等の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

今後起こりうる大震災等に備えて地方自治体が行う災害時医療対策等を充実するため、早急に次の措置を講じること。

- 1 非常用自家発電設備の拡充
災害拠点病院以外の医療機関における非常用自家発電設備に対する支援できるよう国において財源措置を講じること。
- 2 水道施設耐震化の推進
緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 東日本大震災による計画停電では、自家発電設備を持たない医療機関において、人工呼吸器、人工透析及びたんの吸引などの医療機器の電源の確保が課題となった。
このため、本県においては、地域医療再生臨時特例基金を活用して設備整備を進めてきたが、基金が終了した後も、継続して災害拠点病院以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充を支援できるよう、国において財源措置を講じる必要がある。
- 2 緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁及び耐震管の整備は、水道事業者にとって緊要な課題となっている。
地震などの災害対策のための耐震化等の交付金制度（緊急時給水拠点確保等事業費及び水道管路耐震化等推進事業費）の採択基準は、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であること及び家庭用水道料金が全国平均以上であることとなっている。県内の多くの水道事業者は、この採択基準を満たさず、過大な財政的負担が生じるため、必要な耐震化ができない。
水道施設及び管路の耐震化を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるために、資本単価要件、家庭用水道料金の要件を撤廃すべきである。

(神奈川県担当課：保健福祉局医療課、環境衛生課)

26 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 支援金の拡大
被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の額のかさ上げを行うこと。
- 2 共済制度の創設
住宅再建に関する共済制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 2 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

- | | |
|----|---|
| 自助 | ・・・住宅のローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。
(平成18年度から制度化) |
| 共助 | ・・・共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。 |
| 公助 | ・・・被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化) |

27 被災県外避難者への支援に係る財政措置

提出先 復興庁

【提案項目】

東日本大震災に係る被災県外に避難している避難者への支援充実の観点から、当該避難者に対して受入都道府県側で実施している、相談業務や情報の提供、交流会の開催等のソフト面での支援について、受入都道府県に対する必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災に係る被災県外の避難者に対する支援については、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の提供など、各被災県からの応援要請により実施しているところである。

しかし、避難の長期化に伴い、健康や就労、子育て等、避難者が抱えている問題も深刻化してきており、各避難者の避難先での自立や故郷への帰還を阻害する要因となっている。

そうした問題に対応すべく、受入都道府県においても、相談受付体制や情報発信体制の整備など問題の解決に向けた取組を行ってきているところであるが、それらに要する費用については、緊急雇用制度等の既存制度の活用や受入都道府県の持ち出し等で対応しており、予算の確保に苦慮している状況である。

よって、避難者に対する支援を充実するため、相談体制の整備や交流・相談会の開催など、受入都道府県が行う支援業務について、国から直接、受入都道府県に対する所要の財政措置を講じる必要がある。

【提案項目】

東日本大震災の被災地に任期付職員を派遣するに当たり、次の措置を講じること。

- 1 被災地のニーズの取りまとめや募集を実施する地方自治体への割当てなど、国において、所要の調整を被災地との間で行うこと。
- 2 広報や派遣後のフォローアップ等の必要な事務費等について、国において必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災の被災地では、復興に従事する行政職員が大幅に不足しており、本県でも任期付職員を募集し、被災地に派遣している。

募集を行うに当たっては、被災県と具体的な分野や人数を調整しているが、本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が把握しにくい状況である。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災地と派遣内容等の調整を行うことにより、被災県の負担も大きくなる。

こうしたことから、国が窓口となり、被災地のニーズを取りまとめ、募集を行う自治体に割り振るなど、所要の調整を行う必要がある。

また、任期付職員の募集に当たっての広報や派遣職員の労務管理に必要な事務費は、派遣を行う地方自治体の持ち出しとなっており、国において必要な財政措置を講じる必要がある。

29 国の責任による放射能検査等の実施

提出先 農林水産省

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能検査に対して、次の措置を講ずること。

国の通知に基づく県内農産物モニタリング検査の実施

県産農産物の放射能検査については、農産物の安全・安心を確保するための緊急的な対応としてではなく、長期的な視点から行う必要があるため、国の通知に基づく県内産農産物のモニタリング検査は国が実施すること。

【提案理由等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故から4年を経過した現在も、県民の農産物に対する不安は払拭できていない。

本県はこれまで国の通知に基づく緊急的な対応として、放射性セシウムによる農産物汚染の実態把握及び国が実施する県内産農産物のモニタリング検査に取り組んできたが、今後も長期的な視点から国の責任において検査を実施する必要がある。

○県内農産物のモニタリング件数

(点)

	年度	合計	野菜	果樹	茶	イモ	米	その他
実績	23	199	86	15	85	5	2	6
	24	193	61	25	84	7	8	8
	25	133	53	22	33	7	8	10
	26	46	18	7	15	2	2	2
計画	27	27	13	3	8	1	2	0

30 旧日本軍の危険物への適切な対応

提出先 内閣府、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

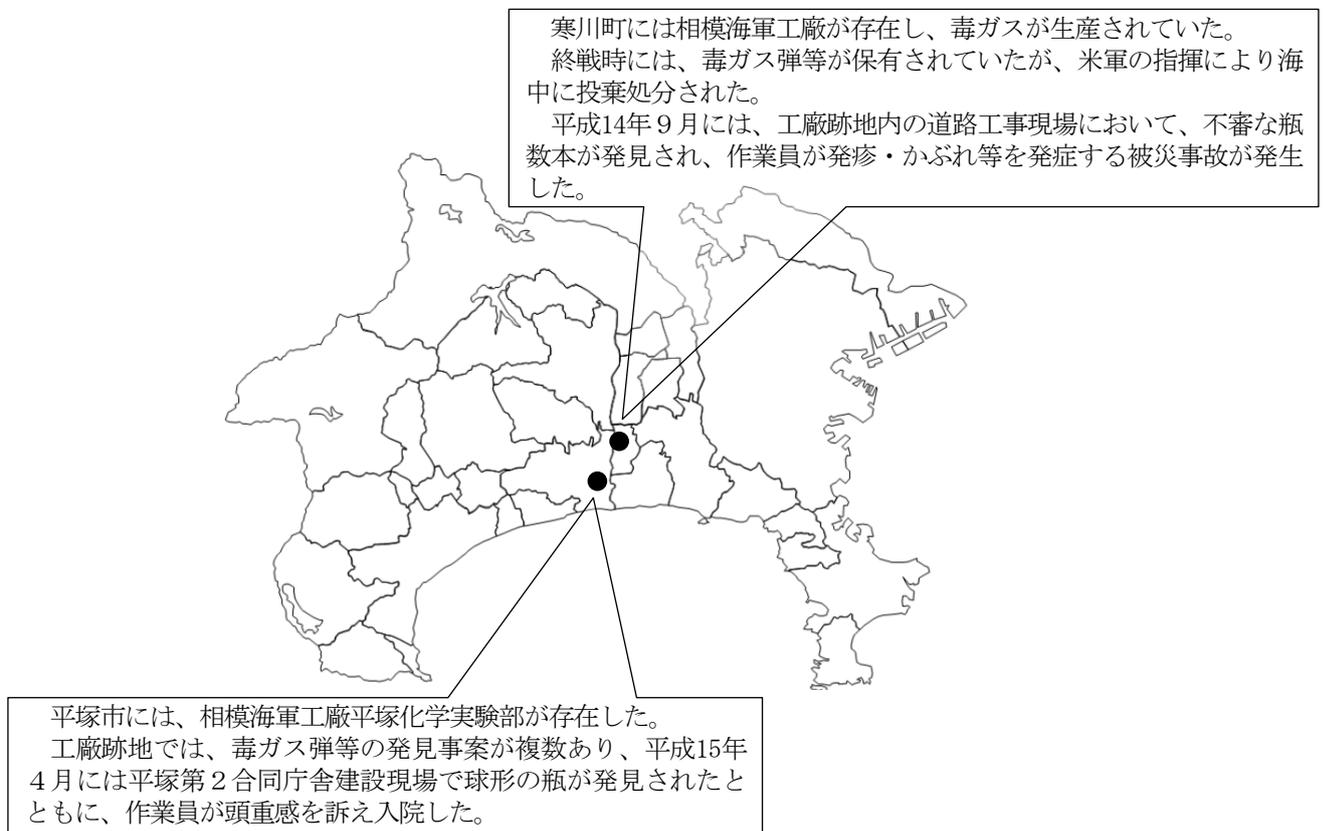
旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関する主なもの）



（神奈川県担当課：安全防災局危機管理対策課）

【提案項目】

東日本大震災で顕在化した課題等に対応し、大規模災害に備える災害対応力の強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 各種災害に対応する装備資機材等の整備
地震、津波や火山噴火等の大規模災害発生時の迅速・的確な災害対応力の強化を図るため、各種装備資機材や可搬式LED情報板等の交通対策用資機材、大型情報広報板車両（サインカー）等の車両の整備を図ること。
- 2 災害時応急活動体制の確立
住民の避難誘導や救出救助など警察機能を最大限に発揮し、大規模災害への対応力の強化を推進するため、自治体や関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ的確な応急活動体制の強化を図ること。
- 3 災害に強い交通安全施設の整備
災害時における信号機の滅灯による交通の安全と円滑への影響等に対応するため、蓄電池を備えたソーラー信号機や水素吸蔵合金を使用した信号機用燃料電池の整備を図ると共に、信号制御機の高所化や密閉防水型制御機の整備による津波対策を推進すること。

【提案理由等】

- 1 地震、津波など風水害や、富士山火山の噴火などの火山災害が発生した場合の災害対応力の強化への取組みとして、各種災害から住民を守るための救出救助など災害応急活動の装備資機材や、衛星通信車などの災害情報収集用資機材など、必要な装備資機材等を整備・拡充し、大規模災害発生時に備えた災害対応力の強化を図る必要がある。
特に、火山噴火における降灰については、視界不良が原因による交通事故の多発や降り積もった灰により走行不能となった車両の放置等、交通の安全と円滑に重大な影響を及ぼすことが想定されることから、可搬式情報板を利用して、限られた人員で効果的に噴火災害地域への車両流入抑制や緊急援助隊の交通路の確保のための交通規制を実施する必要がある。
また、視界が悪化した現場では、大型情報広報板車両を利用することで警察官の安全が確保されるとともに、その機動力を活かした広報活動や装備資機材及び人員の搬送も可能となることから、全国的に整備をしていく必要がある。
- 2 大規模災害発生時の即応体制の強化への取組みとして、災害発生時に迅速・的確な災害対応活動を行うため、各自治体（消防）や自衛隊など関係機関と緊密な連携体制を図るとともに、警察車両燃料の確保に関する協定や、民間業者等が保有する重機を借上げて警察活動に活用するための協定締結の全国化など、災害時応急活動体制の強化を図る必要がある。
- 3 東日本大震災で顕在化した課題である、信号機の滅灯による交通の安全と円滑への影響等に

対し、現在は常設式自動発動発電機や可搬式発動発電機の整備を進めているが、常設式自動発動発電機については停電した際に一時滅灯するなどの弊害があり、可搬式発動発電機についても滅灯した信号機まで搬送し、発電中も現場において警察官が対応に当たらなければならないなどの弊害がある。

よって商用電力に頼らず点灯が可能であり、かつ停電時においても滅灯しない、蓄電池を備えたソーラー信号機の整備や、停電時、瞬停することがなく点灯を維持することが可能な水素吸蔵合金を利用した信号機用燃料電池等の整備を推進していく必要がある。

また、津波の浸水による信号機の機能不全に対する課題に対しては、津波の浸水予想地域等にある信号機について、制御機の高所化や密閉防水型制御機の整備を、全国的な取組として推進していく必要がある。

(神奈川県担当課：神奈川県警察本部交通規制課、危機管理対策課)

32 事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりの推進

提出先 警察庁

【提案項目】

犯罪と交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、次の措置を講じること。

- 1 白バイの増車を図るとともに適切な財政措置を講じること。
- 2 速度違反自動取締装置の新設・更新及び可搬式速度違反自動取締装置の新規導入を図るとともに適切な財政措置を講じること。
- 3 交通事故処理車の増車を図るとともに適切な財政措置を講じること。

【提案理由等】

平成26年中における本県の交通事故の発生件数は30,434件（前年比－10.1%）、負傷者数は35,998人（前年比－10.9%）といずれも減少した。

しかし、その一方で、交通事故による死者数は185人（前年比＋10.1%）と増加に転じており、平成23年度から5か年計画で取り組んでいる第9次神奈川県交通安全計画の目標である「年間の24時間死者数150人以下」の達成が厳しい現状にあることから、これまで以上に、効果的な交通死亡事故抑止対策を推進する必要がある。

- 1 本県の平成26年中の二輪車乗車中の交通事故死者数は62人で、全交通事故死者数に占める割合は33.5%と全国平均より高い傾向にある。
よって、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、機動力と威嚇力の双方を兼ね備え、交通事故抑止に効果を発揮する白バイを、横浜水上警察署を除く全警察署に複数配置する必要がある。
- 2 交通死亡事故を抑止するためには、重大事故や死亡事故の原因となる著しい速度超過違反に重点を置いた指導取締りを行うことが重要である。
よって、著しい高速度で走行する速度超過違反車両を、パトカー等の機動力による取締りに加えて、安全かつ確実な取締りが可能となる速度違反自動取締装置を高性能の機器に更新するとともに、同装置の未設置路線への新規導入を進める必要がある。
また、交通事故の発生実態を分析し、事故多発地点付近での速度違反取締りを実施するためには、取締り場所を固定化することなく、柔軟な交通指導取締りを推進する必要があることから、可搬式速度違反自動取締装置を新規導入し、真に交通事故抑止に資する速度違反の取締りを実施する必要がある。
- 3 本県警察では、交通事故事件の捜査を担う54所属に、交通事故処理車78台（国費22台、県費56台）を配置し運用しているが、県財政の悪化を受けて県費車両の減耗更新がなされず、交通事故処理車の著しい老朽化が避けられない状況である。
そこで、交通事故現場への早期臨場による迅速な初動捜査、交通事故関係者の安全確保、交通渋滞による二重事故の防止及び交通秩序の早期回復に必要な交通事故処理車を、国費により増車する必要がある。

（神奈川県担当課：警察本部交通指導課、交通捜査課）

【提案項目】

災害等の発生時における捜索、救助及び情報収集体制を確保するため、警察用航空機の増機の措置を講じること。

【提案理由等】

県警察の航空機は5機体制（中型機1機、小型機4機（うち県政用務機1機））であったが、神奈川県から委託され県警察が運用してきた県政用務機については、県による保有、管理等の見直しが行われ、平成23年7月に廃止された。

警察用航空機は4機体制（中型機1機、小型機3機）となったが、通常のパトロール活動に加え、大震災や豪雨等の災害により交通網が寸断された場合の情報収集を始め、捜索、救助活動に大きな役割を担っている。また、神奈川県は有数の山岳地帯と全長100キロメートルにも及ぶ海岸線を管轄していることから、毎年山岳遭難、水難が多発しており、その救助活動等に必要不可欠なものである。

さらに、救助活動に対応できる県政用務機が廃止されたことから、救助機が3機体制から2機体制に縮小され、これにより、航空法に規定される航空機の耐空証明更新の法定点検（点検の種類により、一機あたり約70日から約120日を要する。）の重複や自隊での点検整備等で、長期間にわたって救助機が運用できない状況が生じている。

今後、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震、東海地震等の発生の切迫性が指摘されているところ、捜索、救助及び情報収集体制が縮小された現状は極めて憂慮すべき事態であることから、警察用航空機(中型機)を増機し、県民の安全・安心を確保することが急務である。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、神奈川県内においても複数の競技種目の開催が予想される。「イスラム国」等による国際テロが危ぶまれる中、競技会場周辺上空を始め、要人や選手の移動の際の道路周辺上空の警戒警備の強化、更には突発緊急時における部隊、物資の輸送等を迅速に行うため、警察用航空機(中型機)の増機を提案するものである。

【提案項目】

デジタルフォレンジック(犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続)に係る基盤を強化するため、次の措置を講じること。

- 1 最新の技術動向を踏まえた情報通信技術に関する民間事業者による専門的研修の推進
- 2 最新の情報通信技術に対応した解析用資機材の整備・拡充の推進

【提案理由等】

インターネットが国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間が国民の日常生活の一部となっている。こうした中、インターネットを利用した犯行予告、ウイルス供用事件やインターネットバンキングに対する不正アクセス事件等のサイバー犯罪が多発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している。

また、全国におけるサイバー犯罪の検挙件数は、平成26年中は7,905件で、平成16年から10年間で約3.8倍と激増し、本県においても、平成26年中の検挙件数は878件(前年比+97件)と過去最多を記録するとともに、平成16年から10年間で約6.1倍に達するなど、全国と同様に激増している。

こうした中、デジタルフォレンジックは、犯罪に利用された電子機器等に保存されている電磁的記録から、客観的証拠を収集するための重要な捜査手法として確立され、通信技術の急速な進展により、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、あらゆる犯罪に悪用されるようになった現代では、全ての犯罪捜査において必要なものとなっている。

さらに、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」において、戦略の第一として「世界最高水準の安全なサイバー空間の構築」が掲げられ、これを効果的に推進していくためには、デジタルフォレンジックに係る人的・物的基盤の強化が喫緊の課題となっている。

- 1 情報通信技術の進展に伴って複雑・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するためには、デジタルフォレンジックに係る警察職員のサイバー犯罪対処能力の向上が不可欠であり、最新の情報通信技術について優れた知見を有する民間事業者による、警察職員の専門的知識・技術の向上を図る研修について、国による更なる推進が必要である。
- 2 犯罪捜査におけるデジタルフォレンジックの重要性はますます増しており、新たな情報通信技術や電子機器を用いた犯罪に対応できるよう、最新の情報通信技術に対応した解析用資機材の国費による整備・拡充を推進する必要がある。

【提案項目】

警察官の増員の措置を講じること。

【提案理由等】

本県における治安情勢は、平成26年中の刑法犯認知件数、人身交通事故発生件数とともに、前年に比べ大きく減少したものの、交通事故により亡くなられた方が185人（前年比+17人）と4年ぶりの増加に転じ、また、子供や女性、高齢者を狙った犯罪が多発し、特に、県内における振り込め詐欺の被害額が、過去最高の約42億円に上るなど、県民の体感治安の低下を招いている。

さて、平成27年度予算政府案においては、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化の3点を推進するための要員として、全国で1,020人の警察官の増員が盛り込まれ、本県には、前記のような情勢を踏まえ、60人の警察官が増員されたところであり、第一線警察署のほか、警察本部の担当部門に要員を配置し、実情に即した効果的な体制を構築するなど、現場執行力の更なる向上を図ったところである。

しかしながら、人身安全関連事案や振り込め詐欺の抑止に向けた対策は、未だ道半ばであり、各種対策の更なる強化が引き続き求められているのに加え、本県内は、

- 1 東京に次ぐ全国第2位の人口を有するほか、物流や交通の要衝となっているなど、まさに首都機能の一端を担っているほか、APEC首脳会議等の国際規模の会議が開催できる会議場や、各国の要人を迎え入れることが可能な大規模宿泊施設も整備されているなど、国際都市としての地位も確立し、危機管理が極めて重要であること。
- 2 横須賀基地、厚木基地及びキャンプ座間などの在日米軍専用施設を擁し、更に、5年後に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、セーリング競技の会場に江の島が決定されているなど、国際テロ情勢の現状を鑑みると、米軍施設、競技施設会場や選手・観戦者等の宿泊施設などを標的としたテロ・ゲリラ事案の発生が危惧されること。
- 3 南海トラフ地震や東海地震などの巨大地震の発生が懸念され、特に、全国有数の観光地である箱根山では、現在、火山性地震が発生するなど、活発な火山活動が続き、大涌谷周辺への立ち入り規制が実施されているところであり、仮に箱根山での噴火等が起きた場合には、御嶽山をはるかに超えた未曾有の被害が想定されること。

などといった、他の都道府県に見られない特殊事情を抱えているところであり、テロ・ゲリラ事案や自然災害発生時の最前線における活動、県民の身近で多発する犯罪の抑止等、多方面において効果的且つ機能的に展開できる組織が機動隊であることから、本県においては、特に同隊の集団警備力の更なる強化が求められている。

このように、複雑な治安情勢に対応しつつ、加えて本県は独自の特殊事情を抱えているところであり、特に箱根山での火山活動の活発化においては、まさに迫りくる喫緊の脅威となりつつあるところ、治安情勢に的確に対処するためには、警察力の基盤となる警察官の更なる増員が必要不可欠である。

よって国は、各地方自治体がこれまで以上に治安対策や自然災害等への対応を強化し、新たな治安課題に迅速かつ的確に対処していくため、各都道府県における治安情勢や財政状況等の現状を的確に把握し、各地方の治安情勢に応じた人的基盤の整備及び各種治安対策が実現できるよう、実情に応じた財政支援等を積極的に実施する必要がある。

【提案項目】

犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる法令を制定すること。

【提案理由】

防犯カメラは、犯罪を企図する者にその犯行を思いとどませるなどの効果があるほか、昨今の事件捜査において、被疑者特定等の客観的証拠となるなど、治安対策上、大きな効果が認められているところであり、社会全体に受容されてきている状況にある。

一方、防犯カメラの設置根拠を明確に規定した法令等がない現状においては、プライバシー侵害の問題が、防犯カメラの設置促進を阻害する要因になっている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、大会会場となる東京都に隣接する本県の治安の安定は必須かつ急務であり、犯罪の起きにくい環境づくりの重要なツールとなる防犯カメラの設置促進を図るためには、防犯カメラを設置する根拠となる法令を制定する必要がある。

37 危険ドラッグの鑑定処理能力の向上による検挙力の強化

提出先 厚生労働省、警察庁

【提案項目】

危険ドラッグ事犯の急激な増加に伴う薬物事犯の変化に、迅速かつ的確に対処できる薬物鑑定能力を充実強化するため、次の措置を講じること。

1 核磁気共鳴スペクトル装置（NMR）の配備

現在、核磁気共鳴スペクトル装置（NMR）の配備は、国費により各管区の拠点となる都道府県（宮城県及び愛知県）の科学捜査研究所への配備にとどまっているが、鑑定実績の多い九大都道府県（北海道、埼玉県、神奈川県、千葉県、兵庫県、福岡県）についても配備すること。（東京都及び大阪府は自治体負担により整備済）

2 危険ドラッグ標準品の配付方法の改善

(1) 警察庁から各都道府県警察に配付される危険ドラッグの標準品は、現在、指定薬物に限定されているが、鑑定嘱託される資料には医薬品医療機器等法の規制対象とならない薬物が多いことから、これらの薬物の標準品についても配布対象とすること。

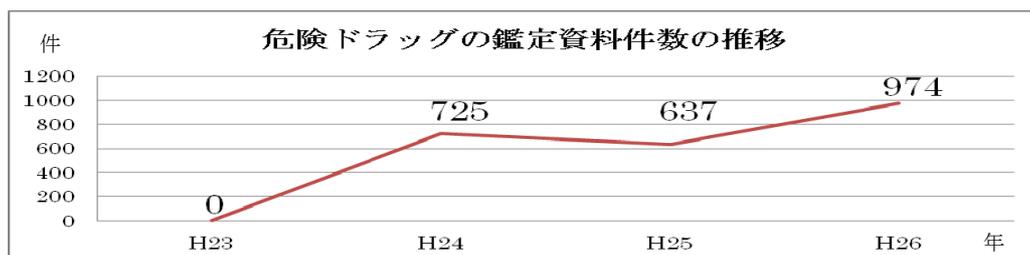
(2) 各都道府県の科学捜査研究所及び衛生研究所等の鑑定・検査機関が危険ドラッグの標準品を短期間に入手可能とするため、厚生労働省に多種多様の危険ドラッグ等の標準品をストックした「標準品保管センター(仮称)」を設置し、保管している標準品のデータを鑑定・検査機関に予め配付するとともに、各鑑定・検査機関からの配付要請に即応できるシステムを構築すること。

【提案理由等】

危険ドラッグは、近年急激に増加した乱用薬物である。この薬物は極めて毒性が強く、摂取者が各種の事件・事故を発生させ、また、摂取を原因とした病院への緊急搬送や急性薬物中毒による死亡者を出すなど、深刻な社会問題となっている。本県においても元県議会議員が現職中の所持事実で逮捕されるなど、その一般社会への拡散は極めて深刻な状況にある。

一方、危険ドラッグには成分構造が酷似する多くの種類が存在し、また、次々と新種が合成されて社会に拡散している。そのため、本県の保有する分析機器の識別能力では、指定薬物と医薬品医療機器等法の規制対象外の類似薬物との判別に多大な時間と労力を要し、また、標準品の入手も難しい状態であるため、迅速・的確な鑑定が行えない状況である。こうした状況のもとで、鑑定を行う技術職員の業務負担は極めて大きくなっている。

危険ドラッグに係る鑑定資料は、今後更に増加が懸念されるため、迅速・的確な鑑定を実施するため、核磁気共鳴スペクトル装置（NMR）の配備と危険ドラッグ標準品の配付方法の改善が必要である。



(神奈川県担当課：警察本部科学捜査研究所)

【提案項目】

「地方消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」を活用し、地方消費者行政の充実強化に取り組んでいるところであるが、引き続きその充実強化を図るため、新たに設けられた同交付金の予算額の確保や、同基金の使途の明確化を図ることが必要である。また、早期の情報提供など、同交付金や同基金の一層の活用が図られるよう措置を講じること。

【提案理由等】

「地方消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、現在はその途上にある。高齢化の加速による高齢者の消費者被害の増加や、現下の県及び市町村の財政状況等を踏まえ、同交付金を継続し、地方公共団体の取組みの充実強化に必要な予算額が確保されることが必要である。また、同基金は、「地方消費者行政強化作戦」において定められた「当面の政策目標」達成のため活用できるとされたところだが、その使途等は必ずしも明確になっていない。さらに、地方への早期の情報提供など、国の支援制度の一層の活用が図られ、地方消費者行政が着実に進展するような措置が引き続き必要である。

【提案項目】

平成27年3月31日に小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止された。

同法に基づき実施してきた小規模企業者等設備導入資金助成制度の廃止に伴い生じる国の貸付金（補助金）の償還及び同法に基づき中小企業高度化事業の経理を行っている特別会計について、次のとおり措置を行うこと。

- 1 都道府県の負担が過重とならないよう、都道府県が損失補償・補助金で貸与機関の損失を補てんした債権のうち、国への償還相当額については、償還義務の免除を認めること。
- 2 同法に基づく特別会計が閉鎖されるまでの間に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号の規定に基づく事業に関して、都道府県が特別会計を設置して経理を行う根拠を定めるよう所要の法令改正を行うこと。

【提案理由等】

- 1 平成26年度末をもって、資金基盤が脆弱な小規模企業者が設備を導入するために必要な資金を無利子や低利で貸し付ける「小規模企業者等設備導入制度」が廃止された。
同制度の廃止に伴い、地方は、貸付金の財源のうち、国が負担する分として受け入れた貸付金（補助金）を償還することとなる。
都道府県が貸与機関の経営を悪化させないよう損失補償・補助金で貸与機関の損失を補てんした国への償還相当額については、「小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の貸付金の貸付に関する要領」（平成24・02・13中庁第2号、平成24年4月1日施行）の「15. 欠損の補てん」の中で、「当該貸与機関に対して当該債権の償却額の範囲内で欠損の補てんを行うものとする。」との規定を根拠に、都道府県は貸与機関に損失補償・補助金交付を行っていることから、償還義務の免除が必要である。
- 2 国は、中小企業高度化事業について、昭和31年の中小企業振興資金助成法以来、都道府県が特別会計を設置して経理を行うよう整理している。また、平成27年度より実施している小規模企業者等設備貸与事業についても中小企業高度化事業と同様のスキームで行われている。
小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、都道府県の特別会計設置根拠が消滅してしまったが、これらの事業は国が枠組みを定め全国一律で継続的に行われることから、都道府県が特別会計を設置して経理を行う根拠を定めるよう所要の法令改正を行う必要がある。

（神奈川県担当課：産業労働局金融課）

40 中小企業支援における地方の関与の強化

提出先 中小企業庁

【提案項目】

地域に根ざして活動する中小企業を適切に支援するため、次の措置を講じること。

- 1 国において中小企業・小規模事業者の支援のために、施策を創設する場合には、施策の決定過程への地方の関与など、必要な措置を講じること。
- 2 特に、昨年1月に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けていない市町村に対して、制度の一層の周知を図るとともに、県も計画に関与できる仕組みに見直すこと。

【提案理由等】

中小企業支援については、本県としても相談体制の整備をはじめとした各種の施策を展開しているが、「日本再興戦略」に掲げた開業率・廃業率10%台の成果目標を実現するためには、地域における創業の一層の促進が必要不可欠である。

そうした中で、国は、平成27年度経済産業省関係予算の重点分野として、地域経済再生（ローカルアベノミクス）を掲げ、創業・第二創業、ベンチャーの促進を図るため、創業支援事業計画の経済産業大臣認定を受けた市町村での創業を重点的に支援するスキームを新たに構築した。

このスキームでは、創業者が国の補助金や融資等の支援を受けるためには、認定を受けた市町村内で開業する必要があるが、現時点では県内市町村の認定はあまり進んでいない。

この制度では、地域の金融機関や商工会等の支援機関と連携し「創業相談窓口」を設置する必要があるが、市町村によっては地域内に連携できる支援機関がなく、単独では認定要件を満たすことができないケースもある。その結果、こうした地域で開業しようとする創業者は、国の支援を受けることができず地域間格差が生じてしまう。

県としては、こうした地域の市町村を連携させて広域で計画の認定を受けさせることで、県内の全ての地域の創業者が均しく支援を受けられることが望ましいと考えている。

そこで、県がこうした市町村に積極的に働きかけができるよう、認定申請に県が関与できる仕組みが必要である。

・県内での補助金の応募・採択状況

区 分	応募件数	採択件数	採択率
H24 年度補正(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)	603	240	40%
H25 年度補正(創業・ベンチャー支援事業)	448	141	31%
合 計	1,051	381	36%

・商工会等の創業相談件数（平成25年度・創業支援事業計画認定区分別）

区 分	相談件数(件)	構成比
認定済の地域(第1回～第4回認定)	1,001	72%
うち横浜市・川崎市	763	55%
その他	238	17%
審査中の地域(第5回認定)	3	0%
その他の地域	389	28%
合 計	1,393	100%

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

【提案項目】

中小企業を取り巻く経営環境は、急激な為替相場の変動や原材料価格の高騰などの影響により、依然として厳しいものとなっているため、以下について要望する。

- 1 セーフティネット保証（5号）の業種指定について、地域の実情に応じて、随時的確に見直すとともに、市町村の企業認定基準として利益減少要件を再開すること。
- 2 小口零細企業保証の融資限度額を日本政策金融公庫の経営改善貸付と同額に引き上げること。

【提案理由等】

- 1 国が不況業種を指定するセーフティネット保証（5号）については、平成24年11月より業種指定の基準が見直され、業況が回復しているとされた約4割の業種が指定から除外され1118業種から686業種となり、平成27年7月時点においては、322業種まで削減されている。

本県の景気は緩やかに回復しているものの、中小企業の経営環境に目を向けると、日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果（2015年6月）」によれば、平成27年度計画の上期では、中小企業は製造業、非製造業とも売上高がプラスになる一方、企業利益がマイナスとなっており、厳しい状況が続いている。特に、中小企業制度融資の利用の約3割を占める建設業は、売上が前年同期比でプラス1.7%となっているものの、企業利益は依然として赤字となっており、景気回復の効果が十分に及んでいない状況にある。

また、業況の回復に地域差が生じている状況も踏まえ、セーフティネット保証（5号）の業種指定については、随時的確に見直すとともに、市町村の企業認定基準とされていた利益減少要件を再開する必要がある。

- 2 日本政策金融公庫の「マル経融資（経営改善貸付）」は、小規模事業者（常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については5人）以下の法人・個人事業主の方）を支援しており、限度額については、平成26年度より1,500万円から2,000万円に拡充された。

一方、「小口零細企業保証」については、「マル経融資（経営改善貸付）」と同規模の事業者を対象に利用されているが、限度額は1,250万円から拡充されていない。

については、小規模事業者が資金調達する際、日本政策金融公庫のほかに取引のある民間金融機関を利用することも勘案し、「小口零細企業保証」の限度額についても、「マル経融資（経営改善貸付）」と同額に拡充する必要がある。

42 物産の海外販路拡大について

提出先 農林水産省、経済産業省

【提案項目】

各地域の物産の海外販路拡大について、意欲的な生産者や中小事業者を支援するため、次の措置を講じること。

1 日本ブランドの海外での普及・周知

これから海外に向けて輸出に取り組もうとする製品については、国が「日本ブランド」として、ブランド化に向けた取組や、現地消費者の認知度を高める取組を推進すること。

2 輸出先での商流の確立

進出先の国において、商談会の開催や物産展への参加・実施に向けた支援、物流網の整備及び国外への通信販売にかかる多言語化に向けた支援など、商流の確立等に向けて、取組を進めていくこと。

【提案理由等】

国においては、2020年までに農林水産物・食品の輸出額を現在の倍の1兆円を目標としている。各地域において、魅力ある製品の海外への販路拡大は、国による一括した「日本ブランド」全体としての底上げが必要である。

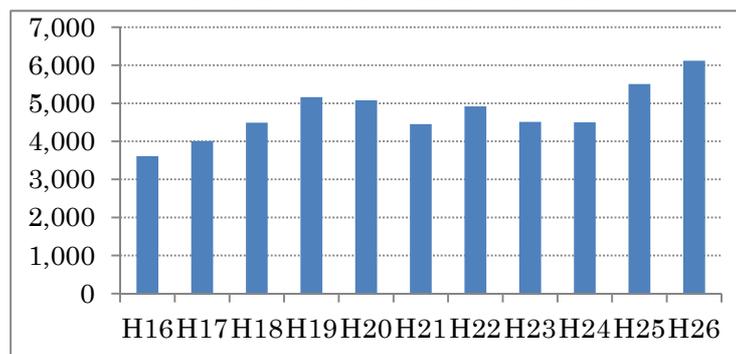
1 そのため、リンゴや和牛など既に海外での認知度が高い製品とは別に、今後海外展開を図ろうとする地域製品についても、都道府県と連携し、国が「日本ブランド」として一括して、ブランド化に向けた取組や模倣品対策、海外の日本食レストランへの売り込みなどを積極的に推進していくことが必要である。

2 海外展開を希望する生産者や中小事業者は、通関などの輸出実務や海外事情に詳しくないため、海外展開を躊躇するケースが多い。そのため、進出先の国において、商談会や物産展へ生産者や中小事業者が参加する際、商談成立に向けた事前アドバイスやフォローなどジェトロによる一層の支援が必要である。

また、進出先の事情により、商品が確実に手元に届く配送状況が整っていないため、物流会社と共同で現地物流網の整備とともに、インターネットによる国外への通信販売を行うにあたってホームページを外国語に対応させるなど、多言語化に向けた支援を国において実施することが必要である。

日本産農林水産物・食品輸出額の推移

(単位：億円)



出典：「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」
(財務省貿易統計を基に農林水産省作成)

(神奈川県担当課：産業労働局国際観光課)

【提案項目】

農畜産業における生産振興のための企画・立案等において、全国統一基準での調査データが必要であることから、世界農林業センサスの調査項目及び集計方法の拡充を図ること。

【提案理由等】

現在、世界農林業センサスにおいて収集されているデータには、品目ごとの生産出荷量及び販売額等の調査項目がなく、また、市町村別の集計がされていない。市町村を単位とした地域の農林業の基礎データは農業振興施策等の検討や気象災害調査などに必要不可欠なものであるため、世界農林業センサスの調査項目に、品目別の生産出荷量及び販売額、園芸施設（ガラス、ビニールの別）等を加えるとともに、全国統一基準で市町村別の集計を行うなどの拡充が必要である。

○全国統一基準での市町村別等データが必要な調査、事業等

① 生産振興の企画・立案

農畜産物の生産振興のための事業等企画・立案実施時に使用するデータは、都道府県や市町村が独自に把握しているデータに限られている。

② 作物・家畜の災害調査

広域にわたる地震、気象、火山等の災害発生時には、都道府県ごとに被害金額を公表している。この算定根拠のもととなる生産出荷量などは都道府県や市町村が独自に把握しているデータによるものに限られている。

44 酪農経営の総合的な経営安定制度の創設と養豚経営安定対策事業の維持

提出先 農林水産省

【提案項目】

生乳の供給と酪農経営の安定を図るため、生産コストを反映した生乳の適正価格形成に寄与する経営安定制度を創設するとともに、養豚経営安定対策事業の安定的維持のための財源の確保及び制度の充実を図ること。

【提案理由等】

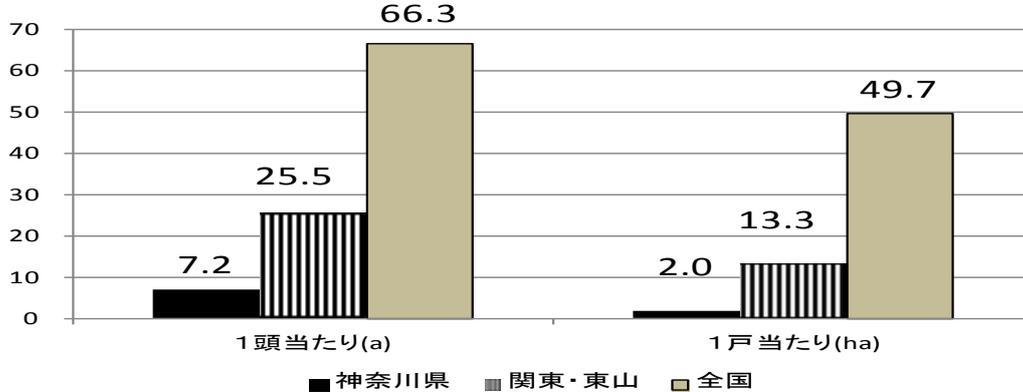
現在の生乳取引については、生乳の需給調整に大きな役割を果たしているが、必ずしも、コストを機敏に反映させるような価格形成の仕組みとはなっていない。

長期にわたる配合飼料価格の高止まりの中、配合飼料価格安定制度の効果は限定される状況にあり、特に本県の酪農経営は、まとまった土地利用が難しいなど自給飼料の生産基盤が脆弱で、規模拡大も困難なことから、長期的なコスト上昇に耐えうる経営体力が乏しく、そのために経営を断念する農家も少なくない。

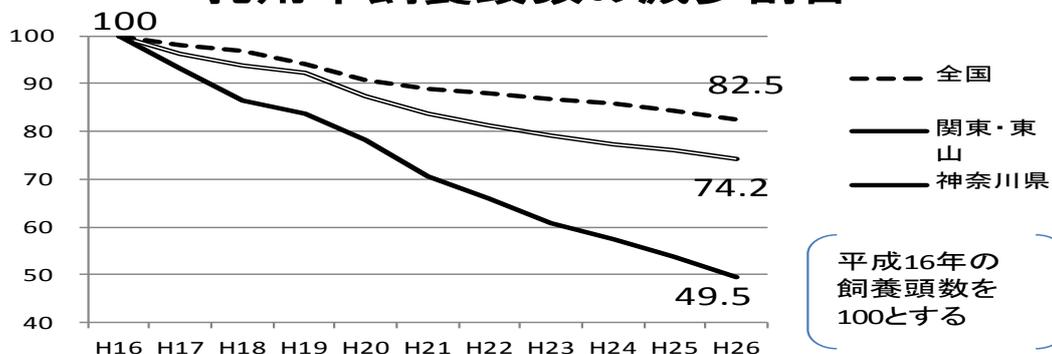
そこで、現在の生乳取引の仕組みを維持しつつ、生産コスト上昇分が生乳価格に転化されるまでの間を補完する総合的な経営安定制度の構築・創設が必要である。

また、養豚経営安定対策事業については、引き続き安定的な財源を確保するとともに、より生産者の負担軽減となるよう検討されたい。

飼料用作物作付け面積



乳用牛飼養頭数の減少割合



(神奈川県担当課：環境農政局畜産課)

【提案項目】

農業者の経営安定化を図るため次の措置を講じること。

1 経営所得安定対策の見直し

平成30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない、需要に対応した生産を目指して経営所得安定対策の見直しが進められているが、その見直しに当たっては、対策が土地集約型作物に偏ることなく都市農業の実態を踏まえ、野菜、花き等の小規模な取組みにも活用できる制度設計とすること。

2 省エネ型の農業経営構造への転換の推進

近年、乱高下する燃油価格により、施設園芸の経営は不安定になっており、価格変動の影響を受けにくい農業経営構造への転換を進める必要があることから、ヒートポンプ等の燃油低減暖房機、多重被覆等の暖房効率を向上させる技術の導入や燃油高騰時における補填金の交付等の燃油価格高騰緊急対策について引き続き実施すること。

【提案理由等】

現在、実施されている経営所得安定対策は、米、麦、大豆等の土地集約型作物を中心に生産する地域に対する支援が主であり、野菜や果実、飼料作物などを中心とした小規模複合経営により都市農業を支えている本県農業者へのメリットが少ない。そのため、畑作物の直接支払交付金の対象作物を拡充するとともに、市場外流通や直売等の流通が多様化していることにも配慮しつつ、都市農業の経営の安定化も視野に入れた制度設計とする必要がある。

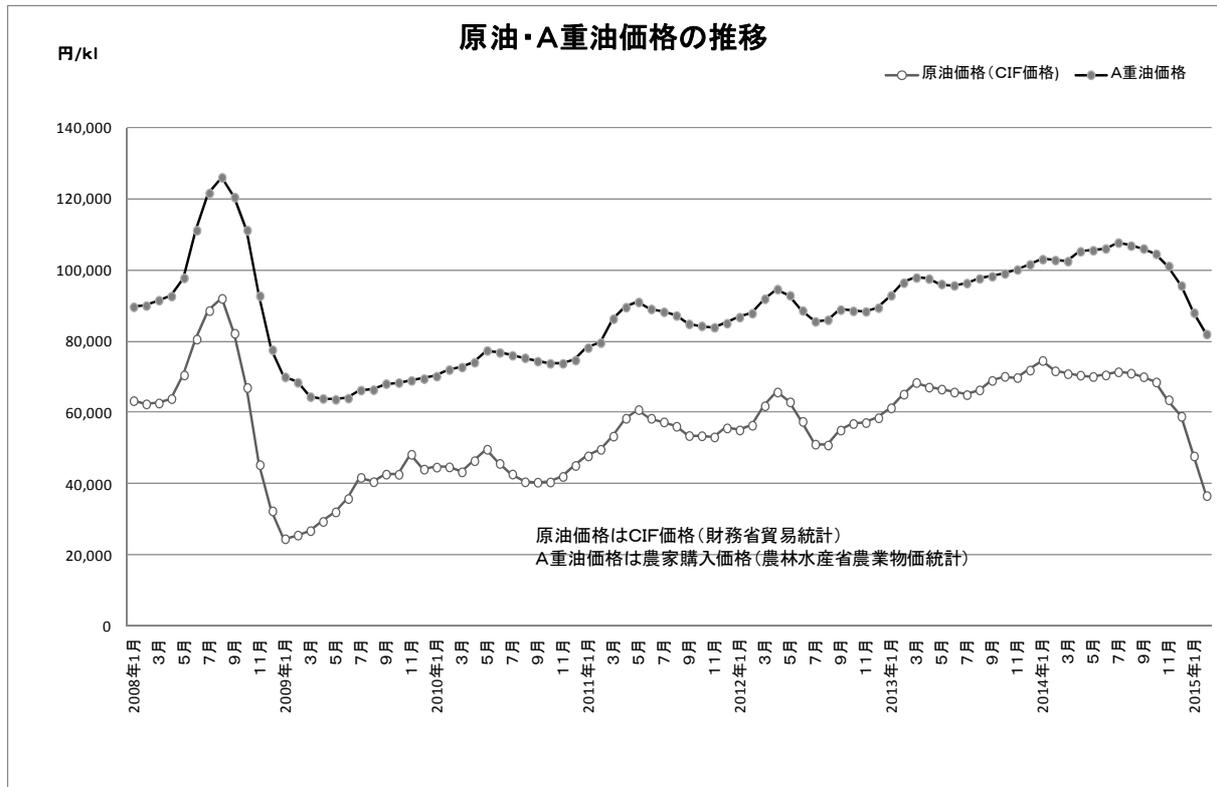
また、24年度補正予算で「燃油価格高騰緊急対策」が措置され、平成27年度まで延長されることとなったが、燃油価格の影響を受けにくい農業経営構造への転換が十分ではなく、将来的に燃油価格の大幅な変動も予想されることから、平成28年度以降も引き続き施策を実施する必要がある。

○経営所得安定対策等の神奈川県内加入申請状況

	水田を所有する 県内農家戸 数 (2010セン ス)	県内申請件数	県内加入割合 (%)	全国加入割合 (%)
平成26年度	7, 258	2, 020	27.8	72.7
平成25年度	7, 258	2, 164	29.8	77.4
平成24年度	7, 258	2, 174	30.0	80.8
平成23年度	7, 258	2, 119	29.2	85.0

※ 県内加入割合は、全国の割合に比べ低水準となっている。

○燃油価格の推移



【提案項目】

東京電力福島原子力発電所の事故に伴う、諸外国の日本に対する水産物の輸入規制に対して、関係国に次の措置を求めること。

- 1 安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、それを撤廃すること。
- 2 全面的な輸入禁止を行っていない国においても、実質的に過剰な規制となっている検査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定することを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃すること。

【提案理由等】

中国、韓国及びロシアは、それぞれの国が定めた安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止しており、他にも多くの国が放射能検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制が行われており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

そのため、国においてはこうした外国の過剰な規制を撤回するよう、引き続き強く働きかけていく必要がある。

なお、本県においては、計画的に漁獲される水産物の放射性物質の検査を実施し、その結果を公表することにより県民に本県産水産物を安心して利用してもらうよう努めているが、本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国から、原発事故以降、輸出に際し、例えば、次のような過剰な規制を受けている。

- ・ 検査に当たって検出限界値を 0.7Bq/kg 以下の高い精度で行うことを要求される（日本は厚生労働省通知に基づき、基準値の 1/5 以下となる 20Bq/kg 以下を検出限界値としている）。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムやプルトニウムの検査を要求される。

47 県産木材の利用の促進

提出先 林野庁

【提案項目】

森林整備加速化・林業再生対策事業について、県産木材の利用を促進するため、継続的な事業として平成28年度以降も予算措置すること。

【提案理由等】

本県では、公共建築物等木材利用促進法の制定や国産材自給率の向上を目指した国の方針を受け、木材の使用量が多く、かつ、PR効果が高い公共建築物等における県産木材の利用促進に取り組んでいる。

その一環として、これまで、国の森林整備加速化・林業再生事業を活用し、木造公共施設や県産材流通の核となる木材加工流通施設等の整備に対する支援を行ってきたが、この支援は、県産木材の消費量、生産量を増加させるためのインセンティブとなっており、平成28年度以降も継続して事業を行うことが必要である。

【提案項目】

ニート等の若者に対する職業的自立支援を着実に進めるため、地域若者サポートステーション事業について、必要な財源措置を継続すること。

また、周知・広報に力を入れ、地域若者サポートステーションの認知度の向上を図ること。

【提案の理由等】

地域若者サポートステーション事業は、ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立に向け、これまでハローワーク等では十分に対応ができなかった一人ひとりの状態に応じた相談支援や支援プログラム等を、困難を有する若者支援に実績のあるNPO等が提供し、多くの若者を進路決定に結びつけ、着実に成果を出している。

ニート等の若者の数は、景気が回復傾向にある中でも高い水準で推移しており、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援することは、依然として重要である。そのため、国において継続して十分な財源措置を講じ、地域若者サポートステーション事業を継続的・安定的に実施する必要がある。

県においては、市町村と協力しながら、ホームページやチラシによる広報に加え、自治体広報紙に記事を掲載するなど、地域に根ざした周知・広報を実施している。併せて、県立高等学校等の教育機関に対しても説明を行うなど、周知の取組を進めている。

しかし、地域若者サポートステーションについては、若者や教育機関等広く一般の間では、いまだ認知度が低く、支援が必要な方にサービスが届かない状況にある。国においても、テレビやラジオ、新聞、雑誌等の各種メディアを活用した政府広報を行うなど、広く国民に情報発信するとともに、ニート等の若者にその情報が効果的・効率的に届くよう周知・広報のあり方を工夫し、認知度の向上を図る必要がある。

【提案項目】

安定した雇用の実現に向けて、次の措置を講じること。

- 1 公労使による新たな雇用ルールを検討
今国会で審議されている「改正労働基準法」では、裁量労働制の拡大や、「高度プロフェッショナル制度」の創設が規定されている。今後省令で定めるとされている対象業務や年収要件については、公労使においても十分議論をしながら検討を進めること。
- 2 最低賃金に係る中小企業支援策の拡充
最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援策については、全ての都道府県の中
小企業について支援対象となるよう支援策の拡充を図ること。
- 3 公契約に関する研究の推進
公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件を確保等に関する研究を進め、その経過や結果を公表すること。

【提案理由等】

- 1 今国会に提案された、改正労働基準法には、裁量労働制の対象拡大や、「高度プロフェッショナル制度」の創設が盛り込まれている。このような制度は、長時間労働の抑制や、労働者が、健康を確保しつつ、効率的に働くことができるとする一方で、長時間労働をかえって助長する可能性があることも懸念される。「高度プロフェッショナル制度」の対象となる業務や、年収の要件については、今後厚生労働省令で定めるとされており、その検討にあたっては、公労使の議論を十分に行う必要がある。
- 2 平成23年度より新たに設けられた、最低賃金の引上げに伴う個別企業に対する支援制度は、地域別最低賃金が800円以下の県の中小企業のみが対象となっているが、800円を超える都府県の中小企業においても最低賃金遵守のため、厳しい努力をしてきたところである。今後、最低賃金の更なる引上げに当たっては、全ての都道府県の中小企業が支援対象となるよう支援策の拡充を図る必要がある。
- 3 本県においては、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないよう、労働団体等より公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。こうした要望等を受け、学識者、事業者団体及び労働者団体からなる「公契約に関する協議会」を設置し、検討を進めたが、条例の対象となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定などが課題となっている。国においても公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を具体的に進め、その経過や結果を広く自治体に公表することが求められる。

【提案項目】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、次の措置を講じること。

- 1 仕事と生活の両立に関する施策の一層の強化
労働者が育児休業、介護休業や短時間勤務などの諸制度を活用しやすくするための環境整備に向け、企業の経営層への働きかけを強化するとともに、男性の育児休業取得促進に向けて企業への支援を充実させるなど、仕事と生活の両立に関する施策を一層推進すること。
- 2 仕事と介護の両立支援に向けた法制度の整備
今後、家族に要介護者を抱える労働者の大幅な増加が予想されることから、より実効性のある「仕事と介護の両立」支援に向けて、労働者がより利用しやすい制度の内容となるよう、育児・介護休業法の改正を行うこと。併せて、介護休業（休暇）中の所得について法制度による補償を検討すること。

【提案理由等】

生産年齢人口が減少する中、本県では、全国と比較して長時間労働者が多い上、出産・育児により離職する女性労働者の割合が高いことなどから、誰もが働きやすい職場環境の整備が大きな問題になっている。

- 1 国では育児・介護休業法の改正など法整備が進められてきているが、例えば、男性の育児休業取得の促進は、女性の仕事と生活の両立を支援する上で有効であるものの、その取得率は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための行動指針における目標値（2020年で13%）に対し、2.03%（平成25年度雇用均等基本調査）と低い状況にあるなど、未だ制度の活用が十分に進んでいるとはいえない。こうしたことから、男性の育児休業の取得促進など、今後も引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりを一層進め、仕事と生活の両立を図っていく必要がある。

そこで、生産性の向上や労働者の意欲向上といった、ワーク・ライフ・バランスを進めることによる具体的なメリットを、大企業のみならず、中小零細企業へも周知啓発できるよう、企業の経営層への働きかけを工夫・強化するとともに、男女双方の仕事と育児の両立を支援するため、特に男性の育児休業取得に向けた環境整備に積極的に取り組む企業への助成や税制等による優遇措置を図るなどの施策について検討が必要である。

- 2 団塊世代の高齢化により、家族に要介護者を抱える労働者が増加し、介護理由の離・転職者の大幅な増加が懸念されることから、より実効性のある「仕事と介護の両立」に向けた支援を行うため、介護休業（介護休暇）の時間単位の取得、「常時介護が必要な状態」の要件の緩和及び介護の多様な状況を踏まえた利用可能日数・利用回数の制限の緩和等、労働者がより利用しやすい制度の内容となるよう、育児・介護休業法を見直し、法改正を図る必要がある。

また、介護休業（休暇）の取得を促進し、取得者の経済的支援を図るため、休業中（休暇中）の賃金補償及び介護休業給付金の拡充等、育児・介護休業法のみならず、法制度全般を通じた所得補償について検討が必要である。

（神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課）

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置

成年後見制度の利用促進にあたり、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対して支援する必要があることから、利用負担に係る財源措置の充実を図ること。

2 日常生活自立支援事業に係る財源措置

認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、日常生活自立支援事業による支援を受けられない事態が生じないように、財源措置の充実を図ること。

3 福祉サービス第三者評価における支援

福祉サービス第三者評価の普及・定着を図るため、広域的な啓発を行うとともに、事業者に対する効果的な受審誘導策を新たに導入し、事業者が利用しやすい制度とすること。

4 級地区分の見直し

介護保険における地域区分並びに生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

5 生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する自立支援

(1) 生活保護受給者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。

(2) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援の際、各市町村教育委員会や学校等と協力、連携が促進されるよう、文部科学省等関係府省と個人情報の取扱いや学習支援の実施について、あらかじめ申し合わせを行うこと。

6 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けた人材養成

生活困窮者自立支援法に基づく施策の円滑な実施にあたっては、各自治体を実施する事業に従事する人材の養成が急務となっており、国が実施する人材養成研修について、受講を希望する自治体が確実に参加できるよう必要な措置を講じること。

7 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善

(1) 法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策が、より強化されているため、必要なケースワーカーの増員が図られる仕組みを構築すること。

(2) ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援が行えるよう、国で一元的に効率的なシステムを開発するなど、業務改善に向けた具体的な検討を行うこと。

- 8 学校給食の公会計化に伴う代理納付先の追加
生活保護制度での学校給食費等教育扶助については、学校長のみではなく、地方自治体の長に対しても代理納付できるよう制度改正を行うこと。
- 9 生活福祉資金貸付制度の安定した事業運営
生活福祉資金貸付制度について、今後も安定した事業運営が図れるよう、償還事務や相談員の配置に要する経費について、引き続き十分な財源措置を講じること。
- 10 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担
要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に代えて貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。
- 11 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設定
社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。
- 12 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進
民生委員・児童委員の活動量と負担感が増し、担い手不足が恒常化しているため、活動実態に見合った活動費の充実を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進めること。
- 13 地域生活定着促進事業の円滑な実施
地域生活定着促進事業については、地域生活定着支援センターの設置経緯や趣旨、並びに国と地方の役割分担を踏まえ、地方に負担を求めることなく事業の円滑な実施に支障をきたさない補助制度とすること。
- 14 社会福祉法人に係る所轄庁の権限等の明確化
社会福祉法改正により、都道府県知事が市長に対する支援を行うことと定められることから、早急に社会福祉法人にかかる所轄庁の権限等と都道府県の支援の範囲を具体的に定める等、公平公正な指導監督体制を早急に構築すること。

【提案理由等】

- 1 介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者総合支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が成年後見制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬の支払いが支障となって、申立てを行うことができないケースが認められる。成年後見制度の利用促進のため、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対して支援する必要があることから、「成年後見制度利用支援事業」の財源措置の充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業については、平成27年度に補助基準額が改正され、さらに、平成28年度以降に基本基準額の縮小又は廃止を検討するとされているが、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、本事業によるサービスを利用できない事態が生じないよう、財源措置の充実が必要である。

- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県で推進組織を設置し、普及に取り組んでいるが、本制度の一層の普及・定着には、利用者及び事業者における制度の理解と重要性の認識が不可欠である。国においても利用者に分かりやすい制度となるよう広域的な啓発を進めるとともに、事業者のメリットとなる効果的な受審誘導策を導入し、事業者にとって利用しやすい制度となるよう、制度設計を見直す必要がある。
- 4 生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。
- 5 (1) 生活保護制度は、支援を必要とする人に確実に保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立支援については、これまで全額国庫補助により、国が地方自治体に対して積極的な取組を促進し、各自治体において、様々な自立支援事業に取り組んできたところであるが、財源確保は各自治体の重要な課題となっていることから、十分な財源措置を講じる必要がある。
(2) 子どもの支援には、教育との連携が不可欠であり、支援の実施がよりスムーズに行われるよう関係省庁間での申し合わせが必要である。
- 6 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に包括的かつ継続的な支援を行うことは容易ではなく、相談支援等に関する十分な専門性を有する人材を養成することが重要であり、経過措置は講じられているものの、自立支援相談事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者は、国が行う養成研修を受講することが必要であるとされている。しかしながら、平成 27 年度に予定されている国の養成研修は、定員が極めて少なく、受講を希望する多くの自治体が参加できない状況となっている。
本制度の円滑な実施にあたっては、早急に人材を養成することが重要であることに鑑み、国は必要な措置を講じる必要がある。
- 7 (1) 生活保護受給世帯数が過去最高を更新し続けている中で、福祉事務所に配属され生活保護の現場を担うケースワーカーの負担が増大している。各種調査や決定事務などに追われ、本来のケースワーク業務が行えず、また、査察指導員によるチェック機能も限界を超える状況になりつつある。さらに、生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策がより強化されていることを踏まえ、必要なケースワーカーの増員については、国において必要な財源措置を講じる必要があるほか、法改正による標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要がある。
また、医療扶助の適正化等を効果的に実施できるよう、適正化実施に係る必要な財源措置を講じる必要がある。
(2) ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、これまででも、各地方自治体において個別にシステム開発等が重ねられてきているが、システム改修に係る時間や労力自体も過大となっているため、国は業務改善に向けた具体的な検討を行う必要がある。
- 8 生活保護法による学校給食等教育扶助費は、保護費の適正な使用を図る目的等において、被保護者以外に学校長に対して代理納付するものとなっているが、給食費の未納やその徴収に係る学校の負担、また金銭管理等の課題を解決するために、給食費の公会計化を実施する、または検討をしている地方自治体が増えてきている。
しかし、代理納付先に地方自治体の長が含まれていないため、事務手続きがより煩雑になる、または代理納付が困難となっている地方自治体が出てきているため、制度改正が必要である。
- 9 生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進のために重要な役割を果たしている制度であるが、平成21年10月には、厳しい雇用経済情勢の下、急

増する失業者、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとして、生活福祉資金貸付制度の抜本的見直しが図られ、貸付条件の緩和等が行われたところである。

今後も当該事業による失業者や低所得者層に対する自立支援は重要な取組みであり、貸付終了後の自立支援も含めた相談支援体制の充実や償還対策の強化は、安定した事業実施に不可欠であることから、平成28年度以降も国が責任を持って十分な財源措置を講じる必要がある。

- 10 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度では、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、不動産の処分、その他契約費用等は、都道府県社協が負担（事務費として、国が1/2、都道府県が1/2を負担）するものとされている。

また、その償還については、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することとなるが、競売による債権回収等において、費用が高額になる場合がある。

本制度は、要保護者世帯を対象としていることに鑑み、当制度の実施による効果に応じた費用負担とすることが適当であることから、貸付や償還等に要する事務経費についても、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様な負担（国3/4負担）とすべきである。

- 11 社会福祉施設の設置認可、検査等の権限については、以前から、政令指定都市及び中核市に移譲されているにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、未だ地方自治体では都道府県のみが補助主体とされて、権限と財源の不均衡が生じている。負担の公平性の観点からも妥当性に欠けているため、同制度について、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、権限と財源の整合を図ることが必要である。

- 12 民生委員・児童委員の担い手不足が恒常化している一方で、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴い活動量が増加し、また対応すべき課題も複雑化し負担感が増している。民生委員・児童委員の活動環境の整備を促進するためには、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。

- 13 地域生活定着促進事業については、平成21年度の事業創設当初から、全額国庫補助の事業として、国が全国一律に実施を進めた経緯があるが、平成27年度予算説明会において、地方における財政負担の考え方が示された。平成27年3月に補助金の交付方針により補助基準額が示され、地方の財政負担は必須とならなかったものの、補助基準額の4分の3相当を基本とした定額補助となったことから事業規模を縮小せざるを得ず、事業の円滑な実施に支障をきたす状況となっている。本事業は、都道府県が行うべき法定事業ではなく、その内容から国が行うべき事業であることから、国において必要な財源を全額措置する必要がある。

- 14 平成25年4月に、社会福祉法人に係る指導監督は一般市にも移譲されたが、国においては、都道府県に対して、一般市に対する指導監督等を求めている現状がある。また社会福祉法改正により、都道府県知事が市長に対して、社会福祉法人指導監督事務の実施に関し必要な助言、情報提供その他の支援を行うことが義務づけられる。こうした都道府県及び市との関係が、第2次地方分権一括法の趣旨に反することのないよう、所轄庁の権限と担うべき業務の範囲、また都道府県が行う支援の範囲を早急かつ具体的に定める必要がある。

52 補装具費支給制度の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

補装具費支給制度の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 補装具費の対象拡大

補聴器について、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児についても医師が必要と認める場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象となるよう対象範囲を拡大すること。

2 補装具費支給事務取扱指針の見直し

補聴器のうち、障害等級により支給要件が判断できる「ポケット型」及び「耳掛け型」については、市町村による決定が可能な補装具となるよう補装具費支給事務取扱指針を見直すこと。

【提案理由等】

1 難聴の程度が軽度・中等度であっても、早期から適切な補聴がなされないと言語の習得やコミュニケーション能力の向上等に影響が生じるため、補聴器を装用するなどの対策が有効とされている。しかし、補聴器が高額で保護者の経済的理由により装用できない場合があることから、医師が認める場合は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても補聴器を補装具費の支給対象範囲とすることが必要である。

2 補聴器のうち、「耳あな型」及び「骨導式」については、専門的見地からの判断を要するため、引き続き更生相談所による判定が必要であるが、「ポケット型」及び「耳掛け型」については、障害等級により判定できるため、補装具費事務取扱指針に障害等級と支給対象補聴器の基準を定めることで、更生相談所の判定を経ず市町村により決定することが可能である。

補聴器の交付のうち大多数を占める「ポケット型」及び「耳掛け型」について、更生相談所による判定を要しないものと位置付けることで、補聴器の交付に要する時間の短縮と、聴覚障害者の利便性の向上及び社会参加機会の拡大を図る必要がある。

補聴器の交付状況（平成25年度）

（単位：人）

	交付数	高度難聴用		重度難聴用		耳あな型		骨導式
		ポケット型	耳掛け型	ポケット型	耳掛け型	レディ	オーダー	
全国	45,487	2,914 (6%)	23,898 (52%)	1,575 (3%)	15,656 (34%)	111 (0%)	1,193 (2%)	140 (0%)
神奈川	737	29 (3%)	447 (60%)	14 (1%)	238 (32%)	1 (0%)	4 (0%)	4 (0%)

（神奈川県担当課：保健福祉局障害福祉課）

【提案項目】

ホームレスの自立を支援等するため県及び市町村における施策が効果的に推進できるよう、次の措置を講じること。

1 ホームレスの自立支援施策の推進

未だ数多くのホームレスが存在しており、路上生活の長期化や再路上化、高齢化といった状況が見られることから、国は、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を更に推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策については、引き続き、十分な財源措置を講じること。

2 無料低額宿泊事業の法令上の明確化

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業について、届出を促進する観点から、対象事業の範囲を、実態に則し、法令上で明確にすること。また、入居者の適正な処遇を図る観点から、設備及び運営の基準等の基本的事項を法令上で明確に位置付けること。

【提案理由等】

1 居所のないホームレスの問題は、国の責任の下で解決すべき課題であり、地域における取組みが後退することがないように、国は、路上生活の長期化や高齢化が進むホームレスに対する総合的な支援施策を、より一層推進するとともに、引き続き、十分な財源措置を講じる必要がある。

2 生活保護受給者が居住する宿泊施設は増加傾向にあるが、無届けのまま運営されている施設も多く、行政の指導が及ばないため、適正な運営が確保できていない状況にある。ホームレスを対象とした施設に対しては、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業としての届出を働きかけているが、法令上で事業の概念が明確となっていないため、部屋を貸しているだけであって無料低額宿泊事業ではないと抗弁された場合に対応が困難となっている。

また、法令上設備及び運営の基準がなく、県としてガイドラインにより指導を実施しているものの、法的拘束力がないため、限界がある。

このため、無料低額宿泊事業について、法令上の措置を講じる必要がある。

54 要介護者の歯科診療に係る診療報酬評価の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

今後増加が見込まれる要介護者に対して、十分な歯科医療を提供するため、歯科診療所での診療について、診療報酬の加算措置などを行うこと。

【提案理由等】

要介護者の歯科診療の診療報酬については、訪問歯科診療の場合には、診療時間加算措置があるが、訪問歯科診療での治療や処置には限界がある。しかし、歯科診療所で診療を行った場合、診療が長時間に及んでも診療報酬上の加算措置はなく、診療所における要介護者の歯科患者の受入れが進まない状況にある。要介護者に十分な歯科医療を提供していくためには、歯科診療所において長時間を要する困難な患者の歯科診療を実施した際に、診療報酬の加算措置を設けるなど、診療報酬の見直しが必要である。

【提案項目】

自殺対策のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 自殺対策に係る財源措置

平成27年度から地域自殺対策強化交付金事業の財源措置が取られたが、平成28年度以降も、地方自治体が事業を継続して実施できるよう、国の補助率を拡大することを含め、必要な財源措置を行うこと。

2 地域自殺対策緊急強化基金の使途の要件緩和

地域自殺対策緊急強化基金については、平成29年度まで単年度ごとの延長が認められたが、その使途は東日本大震災の避難者及び被災者の自殺対策に限定されており本県では運用が困難であるため、使途の緩和を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自殺対策事業は、社会的要因も踏まえた問題を抱えた人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見、早期治療など総合的に取り組む必要があり、その取組は中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。

1 自殺対策基本法第9条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされていることから、地域自殺対策強化交付金事業においても引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するための財源措置が必要である。

2 地域自殺対策緊急強化交付金交付要綱によると、目的の第2に、「地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的としている。」とされているが、今回地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領で使途は、東日本大震災の避難者及び被災者の自殺対策に限定されており、使途の緩和が必要である。

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の方が安心して検査や治療を受けられるよう、次の措置を講じること。

1 特定不妊治療への保険適用拡大

不妊治療を必要とする方が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用となっていない特定不妊治療についても対象とすること。

2 不育症の研究及び人材育成の推進

不育症については、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において不育症の研究や人材育成について推進していくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、少子化社会対策基本法において、「不妊治療を望む方に対して良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずること」としており、少子化対策の重要な柱となっている。

不妊治療のうち、体外受精、顕微授精については、医療保険が適用されておらず、全額患者負担となっており、1回の平均的な治療費は、それぞれ30万円、40万円と高額であり、患者の経済的負担は大変大きい。

都道府県、政令指定都市、中核市では、高額な治療費がかかる特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の助成を行っているが、申請件数が年々大幅に増加しており、財政状況が厳しい中、予算確保に苦慮している。

国においては、平成25年8月の「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、助成対象に年齢制限を設けるなどの見直しが行われたが、医療保険の適用については検討が行われなかった。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とする必要がある。

2 不育症については、厚生労働省研究班の研究成果に基づき不育症管理に関する提言がなされ、平成24年度からは、不育症に対する支援について国庫補助対象となるなど、充実が図られたところであるが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、更に国において不育症の研究や人材育成に取り組んでいく必要がある。

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し
国において、次の財源措置を講じること。
 - (1) 介護給付費財政調整交付金を別枠として措置すること。
 - (2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備について、三位一体改革で税源移譲されていない5割分を税源移譲すること。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減
要介護高齢者の増加等により、市町村が行う要介護認定や保険料の賦課徴収、保険給付などの事務負担が増大していることから、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し
地域包括ケアシステム構築の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とするなど見直しを行うこと。
- 4 介護保険事業所の指導等の見直し
介護保険事業所に対して効果的・効率的に指導・監査が行えるよう、国においてより適切な手法を検討するとともに、県、市町村の指導監督体制の整備について、十分な支援を行うこと。
- 5 介護保険サービスの見直し
国において、次の措置を講じること。
 - (1) 利用者が必要とする介護保険サービスを適切に提供できるよう、特に次のサービスを保険給付の対象とするなど、介護保険制度を見直すこと。
 - ア 柔道整復師が行う訪問及び通所機能訓練
 - イ 透析患者など一定条件を満たす場合、要支援者への訪問介護における通院等乗降介助
 - ウ 一定条件の範囲での訪問介護における代筆・代読
 - (2) 通所介護事業所における送迎時の重度者に対する加算の見直しを行うこと。
 - (3) 介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 6 介護保険適用除外施設退所後の保険給付の見直し
介護保険適用除外施設の退所者の保険給付について、次のとおり見直しを行うこと。

- (1) 介護保険の適用除外施設の退所者が、その後介護保険施設等に入所した場合について、住所地特例制度の適用対象となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険適用除外施設の所在市町村が当該施設の退所者に介護保険の被保険者資格を付与し、介護給付費の負担を行う場合、国は当該負担額に対し必要な財政措置を行うこと。

7 介護保険料の徴収方法の選択制

介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、慎重に検討し、安易に導入しないこと。また、特別徴収と普通徴収との間で生じる税負担の不均衡（社会保険料控除）の問題については、国の責任において適切に措置すること。

8 制度見直しにおける地方自治体の意見反映

今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担を生じさせるような見直しを行う場合、あらかじめ地方自治体の意見を聴くとともに、これを施策等に十分反映させること。

9 お泊まりデイサービスの法整備

「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全が確保できるよう、国において十分な法整備を行うこと。

【提案理由等】

- 1 (1) 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、この保険料への転嫁を解消する必要がある。
- (2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備については、三位一体改革において平成18年度から地域介護・福祉空間整備等交付金（都道府県交付金）が廃止され、その5割が税源移譲されたところだが、税源移譲されていない5割分を税源移譲する必要がある。
- 2 要介護高齢者の増加等に伴う市町村の事務負担が増大していることから、介護保険業務に係る事務の負担軽減や費用負担についての措置を講じる必要がある。
- 3 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の実現を図る上で、今後、中核的な役割を果たすことが期待されているが、現状、介護予防支援業務（ケアマネジメント）に係る報酬は、業務実態を十分反映したものとなっていないことから、実態に見合ったものとなるよう見直しが必要である。
- 4 一部の事業所において、不正な事業運営が行われていた実態が認められたことなどを踏まえ、制度を適正に運営していくため、事業者に対する指導等が適切に行われることが必要である。また、今後、市町村が担う介護保険サービスが拡大する方向にある。
このため、介護保険事業所に対して効果的かつ効率的に指導監督を行うことができるよう、国において支援していただくことが必要である。
- 5 (1) ア 柔道整復師の行う機能訓練について、通所介護の一環として行われるものは、介護給付の対象とされているが、それ以外については対象とされていない。介護保険サービス

の供給拡大の観点から、保険給付の対象とすることが適当である。

イ 平成18年度の制度改正による予防給付の対象者の拡大に伴い、新たな要介護認定により「要支援」と認定された場合、「通院等乗降介助」サービスが利用できなくなり、透析のための通院に影響が生じているため、制度を見直す必要がある。

ウ 視覚障害者に限らず、高齢者には、視力が低下している方なども多いことから、「代筆・代読」についても、日常生活上必要と考えられる範囲に限定するなど、一定の条件を付して、介護保険における訪問介護サービスの対象とすることが適当である。

(2) また、在宅高齢者の重度化に伴い、多くの重度介護者や認知症の方が通所介護を利用しているが、送迎においても安全面等に留意した乗降介助等が必要なため、適切な基準を定めるほか、重度者など一定の基準による報酬加算を導入する必要がある。

(3) さらに、介護保険施設において、透析が必要な入所者・入院患者にあつては、多くの場合、透析ができる医療機関への移送等が必要であるため、施設内で透析ができるように、報酬体系を見直す必要がある。

6 介護保険適用除外施設の退所者が、その後介護保険施設等に入所する場合、現状では、退所と同時に当該適用除外施設の所在市町村の被保険者資格を取得することになっているが、このことは、他市町村による措置者が適用除外施設入所者の多数を占めるという実態を考慮すると、介護保険適用除外施設所在の市町村に過重な費用負担をもたらすなど、保険者間における費用負担の公平の観点から課題が生じているため、住所地特例制度の適用要件や費用負担のあり方について所要の見直しが必要である。

7 介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、特別徴収が被保険者の便宜や確実かつ効率的な保険料徴収による公平性の確保という観点から導入された経緯や、制度として定着していること、及び介護保険財政に重大な影響を及ぼす可能性があること等を踏まえ、制度導入前に時間をかけて保険者である市町村との十分な協議を行う必要がある。

また、納付方法が普通徴収の場合は、家族に係る保険料についても世帯主等実質的な負担者の社会保険料控除の対象とすることができるが、特別徴収の場合はできないという不均衡があるため、国の責任において適切に措置する必要がある。

8 今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担を生じさせるような見直しを行う場合には、予め財政負担を行っている都道府県や保険者である市町村の意見を十分聴くとともに、その内容を十分に反映させることで、実施態勢等に支障が生じることのないよう配慮する必要がある。

9 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は保険給付の対象とされる一方で、宿泊サービスは法令に基づかないサービスである。しかし、高齢者へのサービスは適切に行われる必要がある。

宿泊サービスについて、国は、利用者保護の観点から、届出制や事故報告の仕組みを構築することとし省令基準の改正を行うとともに、宿泊サービスに係る人員・設備等の指針を定めたが、法的な拘束力を伴うものではないため、仕組みとして十分とはいえない。

利用者の安全性の確保に向けた指導・監督ができるよう法整備を行うことが必要である。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

1 減免措置に対する財政補填の対象拡大

市町村が低所得者層に対して行う一部負担金や保険料（税）の減免措置に対する財政補填については、一部負担金の減免基準を生活保護基準を上回る所得水準とするなど対象範囲の拡大を行うこと。

2 特定健康診査・特定保健指導の単価見直し

市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

1 県内市町村の多く（減免基準を設定している29団体の内22団体）は、国民健康保険の低所得者層に対し、生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても28団体が減免基準を設定し実施している。

一方、一部負担金減免に係る国からの財政補填は生活保護基準所得以下が対象となっており、また、保険料（税）減免については財政補填の対象外となっていることから、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るため、財政補填対象者の拡大を行うことが必要である。

2 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、診療報酬に基づく保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。また、国庫負担の割合を保険給付費に対する国庫負担割合の水準まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。

【提案項目】

高齢者保健福祉施策の充実を期するため、早期に次の措置を講じること。

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の確実な実施

段階的に地域支援事業に移行し、多様化が図られる介護予防事業については、実施主体である市町村について、効果的かつ効率的なサービス提供が真に確保されるよう、移行に当たっては、市町村や都道府県の意見を踏まえつつ、国において必要な措置を講じること。

2 喀痰吸引等制度の円滑な実施

介護職員等が喀痰吸引等に係る研修を受講する際の費用について十分な支援を行うとともに、喀痰吸引等行為が可能な介護職員の適用範囲を見直すこと。

【提案理由等】

1 平成27年の介護保険制度改正により、これまでの介護予防事業については、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、事業内容の多様化が図られることとなったが、実施主体である市町村において、事業移行が円滑に図られるとともに、効果的かつ効率的なサービス提供が真に確保されるよう、国は、市町村や都道府県の意見を踏まえるとともに、事務負担軽減や財源措置などを講じる必要がある。

2 介護職員等が喀痰吸引等を実施する際には、一定の研修を受講する必要があるが、在宅介護に携わる介護職員等については、実地研修に係る指導看護師の確保や医師指示書の取り付けなどに困難を生じており、その一因としては、指導看護料や医師指示料の負担があげられている。そのため、介護職員等の受講が妨げられることのないよう、例えば指導看護料の補填や研修時医師指示料について保険適用とするなど研修に係る費用について十分な支援を行うことが必要である。

また、喀痰吸引等研修を実施するには、実地研修を受講する必要があるが、国が実地研修実施機関として「望ましい」としている介護療養型医療施設等においては、当該施設等で勤務する介護職員等が喀痰吸引等研修を受講しても、行為を実施することが認められていない。

今後、実地研修の受け皿として期待すべき介護療養型医療施設等の介護職員等についても喀痰吸引等行為を可能にすることが必要である。

60 障害者に対する所得保障に係る措置の実施

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条に基づく、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を進め、速やかに所得保障に係る措置を講じること。

【提案理由等】

障害者の所得保障については、障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条第3項において、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を行うよう規定している。

国においては、改正障害者基本法に基づき、平成24年に設置された障害者政策委員会において、所得保障（年金や諸手当）について議論されており、新「障害者基本計画」に盛り込むべき事項として、現行の年金や諸手当等の所得保障制度全般について、総合的な検証を行うこと等の意見が、同年12月に提出されたところであり、これらの意見に示された考え方等を踏まえて、障害者基本計画（第3次）が平成25年9月に策定されたところであるが、所得保障について具体的な措置は示されておらず抜本的な解決に至っていない。

61 発達障害児者への支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

発達障害児者への支援を充実するため、発達障害に対応できる小児科医、児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。

【提案理由等】

発達障害に対する専門医の確保・養成に関しては、「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）の報告書に基づき、一定の取組が行われているが、児童精神科医ら専門医が不足している状況は依然として続いている。

【提案項目】

障害福祉サービスを利用する全ての障害児者に対して、適正なサービス等利用計画が作成されるように、相談支援に係る障害福祉サービス等の報酬等について、適切に評価すること。

【提案理由等】

平成27年4月以降、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等はサービス等利用計画を作成することとされた。

サービス等利用計画は、障害者等のサービス利用、地域生活の基礎となるものであるため、県・市町村ともに社会福祉法人等に働きかけるなどの相談支援提供体制の確保に取り組んできたが、経営上の課題があるなどの理由から、相談支援事業者数が必要数に達しておらず、また、他の業務と兼務しながら計画相談支援に従事している相談支援専門員が多い状況にある。

平成27年度の報酬改定により、手厚い人員体制等が整えられている事業所に対する特定事業所加算が新設されたが、多くの相談支援事業所ではこの要件を満たしていないため、依然として計画を作成する事業者が安定した収入を見込むことが難しい状況に変わりはない。

ついては、必要な数の相談支援事業者や相談支援専門員が確保されるよう、平成27年度の報酬改定による効果を十分に検証するとともに、小規模な事業所であっても、適切なアセスメント及び計画作成を行っている相談支援専門員に対しては適正な報酬上の評価を行うなど、相談支援事業の実施に係るコストに見合う報酬及び加算の設定が必要である。

【提案項目】

移植医療等の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 臓器移植医療のための体制整備

臓器提供件数が減少傾向にある中、臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。

2 骨髄ドナー登録推進事業の財源措置

患者が移植を受ける機会が十分に確保できるよう、地方自治体が行う骨髄ドナー登録事業の推進に必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

1 都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業の推進については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施している。都道府県臓器移植コーディネーターが行う臓器あっせん業務の一層の強化を図るために、一層の財源措置の充実を図るとともに、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任においても、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの臓器移植コーディネーターを増員する必要がある。

2 骨髄バンクのドナー登録者数は、今後年齢超過による抹消が増加し続け、2017年には全国で約1万2千人が抹消となる「2017年問題」が懸念される。

また、平成26年1月1日にはいわゆる「造血幹細胞移植推進法」が施行されたが、同法において、地方自治体には国との適切な役割分担を踏まえた施策の策定・実施の責務が規定されている。

このような状況から、今後の骨髄ドナー登録事業推進のため、地方自治体が安定的に普及啓発等の施策を実施できるよう、国による必要かつ十分な財源措置が必要である。

【提案項目】

救急医療体制の整備と充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 診療報酬による評価の充実
総合的な救急医療体制の整備・充実に向けて、当該診療における診療報酬による評価の充実を行うこと。
- 2 救急医療体制の充実
周産期救急・小児救急・ドクターヘリなどの救急医療体制について、支援策の充実や、救命救急センター、周産期・小児医療施設等の整備への支援に対する財源措置を行うこと。
- 3 小児特定集中治療室管理料の施設基準の要件見直し
小児の救命救急に貢献している施設が小児特定集中治療室管理料を算定できるよう、管理料の施設基準を更に緩和すること。
- 4 アレルギー疾患対策におけるプレホスピタルケア（病院前救護）の充実
食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症時において、本人に「自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペンという。）」が処方されていない場合でも、救急救命士によるエピペンの使用やエピペンの救急車への搭載を可能とするなど、プレホスピタルケアの充実に向け検討を行うこと。

【提案理由等】

- 1 総合的な救急医療体制の整備・充実に向けて、本県においては保健医療計画に位置付け、取組を進めている。平成26年度診療報酬改定において救命救急入院料の急性薬物中毒加算について、算定可能な対象施設を拡大する見直しなどが行われたが、初期から三次にわたる総合的な救急医療体制の整備・充実に向けては、より一層の診療報酬による評価の充実が不可欠である。
- 2 周産期及び小児救急医療は、次世代育成推進の観点からも極めて重要な課題であり、その更なる充実・強化を図るためには、地域の状況に柔軟に対応した支援策の充実が不可欠である。ドクターヘリについては、救命率が向上している状況や、県境を越えて実施している実態を踏まえ、安定的運用のためには、財政的基盤の確保が必要である。
また、高度・専門的・特殊な医療を担う救命救急センター及び周産期・小児医療施設等の整備は、地域医療を確保する観点から積極的に進める必要があり、医療機関の施設整備を促進することは、良質かつ適切な医療を提供する点から重要である。
- 3 小児特定集中治療室管理料の施設基準については、施設・設備及び人的な要件が整っているにも関わらず、評価実績の基準が高く、全国の小児専門病院においても管理料が算定でき

ている施設はわずかしかない状況である。

平成26年度診療報酬の改定により小児特定集中治療室管理料の施設基準について見直しが行われたが、依然として医療施設にとってはハードルが高い状況である。実際に小児の救命救急に貢献している施設が管理料を算定できるよう、施設基準の更なる見直しが必要である。

- 4 平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となる中、現在、国の通知（平成21年3月2日 厚生労働省医政局指導課長通知）により、救急救命士によるエピペンの使用について、あらかじめ本人に処方されている場合に限り使用することができることとなっている。

アナフィラキシーショックを発症し生命が危険な状態にある場合、適切なタイミングで迅速にエピペンを使用することにより救命率の向上につながり、また、エピペンは体重に合わせ2種類の規格があるのみで生命に関わる副作用もないと考えられることから、医師の指示の下、救急救命士によるエピペン使用範囲の拡大等を図ることが非常に重要である。

【提案項目】

精神科救急医療体制のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 精神科救急医療体制の整備等
精神疾患を持つ人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。
- 2 診療報酬による評価の充実
平成26年4月に診療報酬の改定が行われたが、精神科救急医療を担う医療機関の確保のため、診療報酬による評価の更なる充実を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指しているところである。
しかし、精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる措置が必要である。
- 2 平成26年4月の診療報酬改定により、医療機関の精神科救急への参画促進に一定の効果が期待される。
しかし、精神科救急医療体制の整備・充実に向けては、合併症や依存症関連の診療報酬による更なる評価が必要である。
また、認知行動療法等の有効な精神療法が、より普及するためにも、診療報酬による評価の一層の充実が必要である。

【提案項目】

精神障害者の地域移行・地域生活を継続するための支援をより一層充実させるため、次の措置を講じること。

- 1 診療報酬上の運用基準の緩和と充実
治療の中断等で支援が必要な精神障害者に対して多職種で訪問支援を行うアウトリーチ事業について、診療報酬上の運用基準の緩和と充実を行うこと。
- 2 相談支援体制の要件緩和
地域移行・地域生活支援事業実施要綱の国庫補助事業である保健所や相談支援事業所が行うアウトリーチ事業の要件の緩和を行うこと。

【提案理由等】

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して地域生活を送れるよう多職種による訪問支援を実施する精神障害者アウトリーチ事業については、国の事業が平成 25 年度で終了し、一部は診療報酬化し、一部は地域生活支援事業の地域移行・地域生活支援事業として実施されることとなった。

本県においても、医療中断等で支援が必要な精神障害者を対象に、本人が希望する地域生活を送れるよう多職種チームによる訪問支援を行う「こころといのちを守る訪問支援（アウトリーチ）事業」は、平成 25 年度で終了とした。

しかし、診療報酬上の精神科重症患者早期集中支援管理料については、平成 26 年度 12 月末時点で本県では届出医療機関がないため、医療中断者への多職種による訪問支援は実施されていない現状である。医療機関がこの事業を行うためには、診療報酬上の運用基準の緩和と充実が必要である。

また、地域移行・地域生活支援事業実施要綱に基づく国庫補助事業となっているアウトリーチ事業については、保健所、精神保健福祉センター、相談支援事業所等に訪問支援を行うアウトリーチチームを設置し、原則 24 時間 365 日の相談支援体制をとることが要件となっているが、現状では運用が困難なため、要件の緩和が必要である。

【提案項目】

難病対策等のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 難病制度における患者負担や地方自治体負担の軽減
臨床調査個人票をはじめ医療機関が交付する各種証明書等の費用の標準単価を示すなど患者負担軽減に向けた措置や、現行制度において自治体の過大な負担となっている医療受給者証に係る高額療養費の所得区分の廃止等の措置を講ずること。
- 2 難病法に基づく基本方針における具体的運用基準の明確化
難病患者にとって安全安心な療養生活の環境整備に向け、地域連携による支援の充実を具体的に促進するために、国の基本方針の具体的運用基準を明確化すること。
- 3 脳脊髄液減少症対策の充実
難病に指定されていない脳脊髄液減少症について、早期に診断基準や治療法が確立され、必要な治療が受けることができるように、速やかな病態の解明と保険適用の実現を図ること。

【提案理由等】

平成27年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな難病制度の運営状況を踏まえ、患者の立場に立ったよりよい環境整備や支援策を講ずるため、次のとおり提案する。

- 1 新たな制度では、特定医療費の支給認定申請手続に係る各種証明書類の増加や、医療機関が交付する証明書に要する費用等が患者の大きな負担となっている。認定申請に必要な指定医の診断書については、今後予定されている患者データ登録システムの活用や、医療機関が定める費用に対する国の標準（上限）の提示など、患者負担軽減に向けた措置を講ずる必要がある。
また、高額療養費の所得区分の取扱いに係る地方自治体の負担は膨大であるため、効果の検証・評価結果を示すとともに、地方自治体の負担なく確認ができる方法を確立し、医療受給者証への所得区分の記載を廃止する必要がある。
- 2 国は、難病法に基づく基本方針により、療養生活環境整備事業や、地域拠点病院の指定並びに難病対策地域協議会の設置など、難病患者に対する地域支援に向けた具体的な支援策や方向性を示すこととしている。この方針に沿って円滑な制度運用ができるよう、都道府県の具体的な支援策を踏まえた施策展開の方向性を具体的に検討できる環境を構築する必要がある。
また、当該基本方針に伴い既存の難病特別対策推進事業実施要綱の見直しを行う場合には、県の円滑な事務に支障を及ぼさない仕組みとする必要がある。

- 3 発症の原因や治療方法が確立していない疾患については、国の調査研究事業により特定の疾患については医療費助成の対象となるなど、対策が推進されているところである。しかしながら、依然として、脳脊髄液減少症については、発症の原因や治療法の確立されておらず、患者及びその家族の多くは、治療が受けられる医療機関を探したり、保険適用が受けられないなどの苦しみを抱えているのが現状であることから、一日も早く疾患研究を進め、速やかな病態の解明と保険適用の実現を図ることが必要である。

【提案項目】

肝炎患者への支援を充実するため、次の措置を講じること。

- 1 身体障害者福祉法に基づく肝疾患に係る障害認定基準の緩和
身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。
- 2 ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設
国の責任において必要な財源を確保しつつ、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 肝硬変患者に対する生活支援として、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度が存在しているが、医学上の認定基準がきわめて厳しく、肝炎患者に対する実効性のある生活支援に至っていないため、患者の実態に配慮した障害認定制度の基準の緩和・見直しが必要である。
- 2 我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は300万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成としては、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、重篤化した場合の肝硬変・肝がんの入院費等については助成対象となっていない。
平成22年1月に施行された肝炎対策基本法の前文において、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責任を明記した上で、肝炎対策を総合的に策定し実施する責務を定めていることから、肝硬変及び肝がん患者に対し、国の責任において必要な財源を確保し、支援策を講じる必要がある。

【提案項目】

原爆被爆者二世に対して、医療費助成などの援護施策の充実を図ること。

【提案理由等】

現在、原爆被爆者二世の援護施策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」には規定されておらず、健康診断については国庫補助により全国的に実施されているものの、被爆者に対して行われているようながん検診費用や医療費の助成などは行われていない。

しかしながら、原爆被爆者二世は、被爆者と同様に、健康面で大きな不安を抱えながら生活しており、国による統一的な健康管理事業の実施や医療費の助成などが大きな課題となっている。そこで、これらの援護施策について、法律に規定し、がん検診費用や医療費の助成などについても国が財源措置を行い、原爆被爆者二世が安心して生活できるよう支援する必要がある。

70 助産師の実践能力の向上への支援策の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

各都道府県が助産師出向支援導入事業を行うのに十分な補助を行うとともに、より実行性のあるガイドラインを策定するなど、助産師の実践能力の向上への支援策の充実を図ること。

【提案理由等】

助産師の偏在解消や実践能力の向上等のため、国は、平成25年度から日本看護協会へ委託し、助産師出向にかかるモデル事業を1都14県の看護協会において実施し、平成26年3月に日本看護協会が「助産師出向支援導入事業ガイドライン」を策定した。また、平成27年度からは「助産師出向支援導入事業」として「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に位置づけ、各都道府県での導入を促している。

しかしながら、同要綱では、補助単価を定額2,118千円としている。この補助額では、協議会の運営、医療機関へのニーズ調査の実施、及び事業の中核となる出向の調整等を担うコーディネーターの配置等には不十分であり、実行性に疑問が残る事業となっている。

このため、各都道府県が事業を行うのに十分な補助額とするとともに、助産師の偏在が必ずしも課題となっていない都道府県においても助産師の実践能力の向上につながるよう、国においてより実行性のあるガイドラインを策定するよう提案する。

平成24年 出生場所・助産師の就業場所の状況

		総数	内訳			
			病院	構成比	その他	構成比
全国	出生数	1,037,231人	546,793人	52.7%	490,438人	47.3%
	就業助産師数	31,835人	20,784人	65.3%	11,051人	34.7%
神奈川	出生数	75,477人	47,976人	63.6%	27,501人	36.4%
	就業助産師数	2,091人	1,375人	65.8%	716人	34.2%

平成24年 人口動態調査(出生数、出生の場所)、衛生行政報告例・業務従事者届による

(神奈川県担当課：保健福祉局保健人材課)

71 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられている。この経過措置を速やかに廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担する原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられているが、国が責任を持って財源負担するべきである。

72 ひとり親世帯への支援の充実

提出先 総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省

【提案項目】

未婚のひとり親世帯について、結婚歴のあるひとり親世帯と同等の経済的支援を受けることができるよう、次の措置を講じること。

1 所得税法における寡婦（夫）控除の対象の見直し

未婚のひとり親世帯が、結婚歴のあるひとり親世帯と同等の税控除を受けることができるよう、所得税法を見直し、未婚のひとり親世帯に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

2 地方自治体における寡婦（夫）控除の「みなし適用」の実施に対する国の環境整備

所得税法の改正により寡婦（夫）控除が未婚のひとり親世帯へ適用されるまでの措置として、未婚のひとり親世帯が結婚歴のあるひとり親世帯と同等の経済的支援を受けることができるよう、保育所徴収金基準額や公営住宅の家賃など所得税法をもとに算定される徴収基準等について、国の各制度を見直し、寡婦（夫）控除の「みなし適用」の実施に対する環境整備を図ること。

【提案理由等】

「全国母子世帯等調査」（厚生労働省平成23年度調査）によると、母子世帯数は123.8万世帯（前回18年度調査比：8.7万世帯増、7.6%増）、そのうち未婚の母子世帯は7.8%で、前回調査の6.7%を上回り、増加している。

また、「平成25年国民生活基礎調査」（厚生労働省調査）では、母子世帯の平均所得は243万円で、全世帯の537万円、児童のいる世帯の673万円と比較して、非常に低い水準となっている。

このような状況において、未婚のひとり親については、配偶者と死別または離別したひとり親に適用される所得税上の寡婦（夫）控除の対象外とされていることから、結婚歴のあるひとり親世帯と比較して、課税額だけでなく、課税額により算定される保育料や公営住宅の家賃などの各種制度の負担額が大きくなっており、経済状態は非常に厳しい。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが重要であり、また、公平性の観点から結婚歴の有無により経済的支援に差が発生することについて合理的な理由は存在しないと考えられることから、寡婦（夫）控除の対象を、未婚のひとり親へ拡充する必要がある。

また、それまでの間、地方自治体が未婚のひとり親に対して、独自に寡婦（夫）控除の「みなし適用」を実施し、保育料の減免等を行った場合、その財源は地方自治体の負担となることから、保育所徴収金の算定基準を見直すなど、地方自治体の寡婦（夫）控除の「みなし適用」の実施に対する環境整備を行う必要がある。

（神奈川県担当課：県民局子ども家庭課）

【提案項目】

急増・深刻化する児童虐待相談や困難事例に適切かつ迅速に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 児童相談所における専門相談体制の拡充
子どもの心のケアや健康面のアセスメントを充実するため、児童相談所の児童福祉司の配置基準を見直すとともに、児童心理司や保健師等の専門職員の配置に対する財政措置を行うこと。
- 2 所在不明児童の情報共有の仕組みづくり
自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるよう、国が情報を一元化する仕組みを創設し、個人情報の提供を含む情報提供のルールを定めること。
- 3 市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援
相談窓口の整備や要保護児童対策のためのネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うこと。

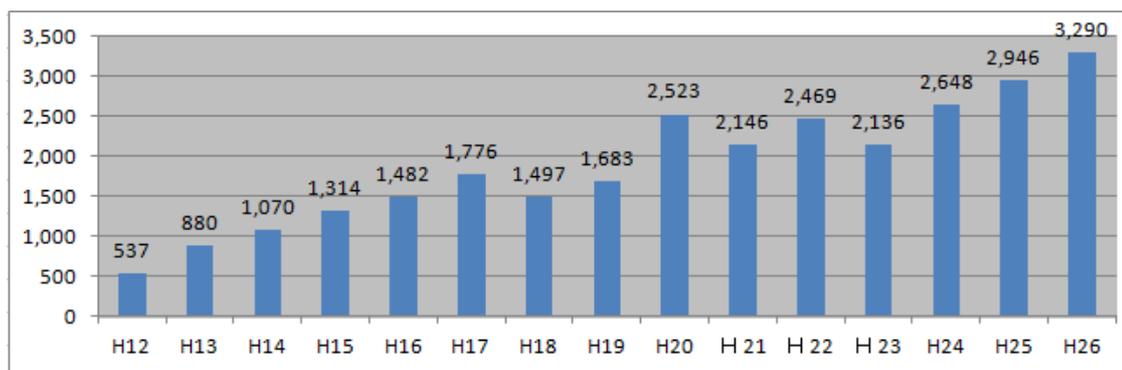
【提案理由等】

増加し続ける児童虐待相談や要保護児童に対し、適切かつ迅速な対応を行うための児童相談所の相談・援助体制は、現状では十分とはいえず、児童福祉司の配置基準の更なる見直しや、児童心理司や保健師などの専門職員の配置についても明確化したうえで適切な財源措置を行い、児童相談所の体制強化を図る必要がある。

また、居所不明児童に関しては、個人情報保護やDV被害者への配慮などから、地方自治体が収集できる情報は限られているため、全国統一の仕組みとルールが必要である。

さらに、児童相談所の体制強化だけでなく、児童虐待防止のための地域連携の仕組みである要保護児童対策地域連携協議会など市町村の役割の更なる充実も必要である。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：県民局子ども家庭課)

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

- 1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。
- 2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財源措置
今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 不登校などの教育課題に対応するため、本県が独自に配置している教育支援センター（適応指導教室）担当教員の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は県の負担となっている。また、本県にとって大きな課題となっている児童・生徒支援分野（いじめ、暴力行為対策と不登校への対応）を専ら担当する充て指導主事については、国から配分される定数が充分でないため、一部を県単独で追加配置している。しかし、これらの教員等は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とし、拡充を図る必要がある。
また、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、公立学校職員の給与実態が反映されていない。地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財源措置をする必要がある。
さらに、学校事務職員及び学校栄養職員については、以前、直接児童・生徒の指導に当たらないことを理由に国庫負担の対象から除外する議論があったが、校長の下で、教諭等とともに、学校の円滑な運営を担う職員であり、引き続き義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。
- 2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財源措置を講じることが重要である。

【提案項目】

学級編制の柔軟な対応等のため、義務標準法及び高校標準法について、次の措置を講じること。

1 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、義務標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう高校標準法を改正すること。

また特別支援学校においても、児童・生徒の障害の種別や状況に応じた学級編制が可能となるよう、義務標準法及び高校標準法を改正すること。

2 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要があるため、標準法において算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう標準法を改正すること。

【提案理由等】

1 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的な定数配置を行えるよう加配定数の基礎定数化をはじめとする改善を進める必要がある。また、全国一律の学級編制の標準についても、地域の実情に応じた工夫により、柔軟な対応ができるよう、義務標準法を改正する必要がある。

高等学校の学級編制についても全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように高校標準法を改正する必要がある。

特別支援学校についても、在籍する児童・生徒の障害の状況や障害種別、地域の実情に応じた学級編制が可能となるよう、義務標準法及び高校標準法を改正する必要がある。

2 本県では、総トン数646トンの大型実習船を保有し、年間2回連続80日程度の航海を実施するなど、将来の水産産業を担う中堅技術者の養成を行っている。実習船という性格上、任用する技術職員は、単に技術的に優れているだけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。実践的技術や知識の指導者として、高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要なものであり、標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改正する必要がある。

(神奈川県担当課：教育委員会教職員人事課)

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 就学先決定に係る就学手続きの変更
市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。
- 2 特別支援教室構想の早期実現
小・中学校に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けられるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。
- 3 特別支援教育コーディネーターの定数改善
小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。
- 4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大
後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障害のある生徒の高等学校進学を促進するため、就学奨励費の支給対象を拡大する措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 障害のあるなしにかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、就学先の決定にあたっては、保護者や専門家からの意見聴取をし、総合的に判断することに加え、都道府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携するしくみを制度化する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的ニーズを適切に把握し、適切な支援を進める必要がある。教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要である。モデル事業の結果等を踏まえながら早期に特別支援教室構想を実現し、必要な時間に、特別な指導を受けられる教育環境の整備が急務である。

- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県においては、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。その結果、小・中学校においては、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れているが、学級担任及び養護教諭としての業務に加えてコーディネーターとしての役割を担う必要があり負担が大きい。インクルーシブ教育の推進に向け、多様な学びの場を整備するため、また、校内支援体制を充実させるため、教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

- 4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障害のある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけではなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の金銭的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障害のある生徒を就学奨励費の対象とし、また、高等学校入学時に必要となる授業料などの項目も対象に加える必要がある。

77 特別支援学校における看護師等の配置

提出先 文部科学省

【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 看護師等の配置基準の新設

看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設すること。

2 医療職等の配置

標準法において算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等、教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにすること。

【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケア等の対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっている。また、就労支援の充実が求められている。

1 本県では、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士に、特別免許状等を授与し、教員として任用しているが、今後は、インクルーシブ教育システム構築に向け、特別支援学校以外の多様な学び場においても、医療的ケアや地域のセンター的機能による支援の一層の充実・強化が必要であり、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設する必要がある。

2 医療的ケアや地域のセンター的機能の充実・強化に加え、就労支援を促進するため、標準法で算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等の教員以外の職員を非常勤職員として配置し、より柔軟な支援ができるようにする必要がある。

78 障害のある児童・生徒の通学支援の充実

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒を乗車対象者としており、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加に伴い、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

知的障害教育部門の高等部生徒については、乗車スペースに余裕がある場合に学校長の判断により乗車可能としているが、保護者の送迎に頼らざるを得ない場合が多い。障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加を促進するためには、スクールバスの増車という取組に加え、公共の交通機関を利用した学校までの移動や、バス停までの移動についても支援の充実が必要である。

障害のある児童・生徒の卒業後の自立と社会参加を進めるためには、在学中から移動支援などの福祉サービスを利用し、通学支援を充実し保護者の負担を軽減する必要がある。このことから、福祉サービスとしての移動支援を充実させることが急務である。しかし、移動支援は市町村地域生活支援事業に位置付けられているものの、国の補助率は法定の補助率の上限を下回る状況が続いており、市町村における通学支援の充実を図る上で支障となっている。

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。平成27年度は、対象学年の全児童・生徒を対象とした調査が実施されるとともに、平成28年度に悉皆調査を実施するための準備も進められることとなっている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

1 悉皆調査の継続的な実施

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

2 抽出調査を実施する場合の設置者等への負担の軽減

抽出調査を実施する場合は、抽出対象外の学校が調査に参加することを希望する設置者が、費用や採点、集計・分析等の負担を強いられないように、また、学校及び教職員に業務上の負担が生じないように、国が責任をもって配慮すること。

【提案の理由等】

平成19年度から3年間、悉皆調査で実施された全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

しかしながら、平成22年度から抽出調査に変更されたことにより、県の状況についてはおおむね把握できるが、詳細な状況把握及び分析等には生かしくくなっている。平成27年度には対象学年の全児童・生徒を対象とした調査が実施され、平成28年度に悉皆調査を実施するための準備も進められる予定となっているが、今後、悉皆調査が継続的に実施されるのかについては示されていない。

なお、抽出調査を実施する場合、抽出対象以外の学校は、希望利用方式により国から同一問題の提供を受け調査を実施することができるが、その採点・集計等は設置者が自らの責任と費用の負担で行うこととされていることから、地方自治体や学校に大きな負担が強いられることとなる。

そこで、悉皆調査での成果を踏まえ、平成19年度からの3年間と同様に悉皆調査の実施を望む意見もあることから、関係者の意見を広く聴き、地方自治体へ負担転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、継続的な悉皆調査とすることを強く提案する。

【提案項目】

問題を抱える児童・生徒等に対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置
不登校児童・生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）に配置される専任教員について標準法において算定すること。
- 2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
 - (1) 児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校職員として位置付け、標準法において算定すること。
 - (2) 当面の措置として、標記の両事業の国庫補助率を1/3から1/2に復元すること。
 - (3) 安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会等の意向を踏まえ国庫補助額を決定するとともに、内示時期を早めること。

【提案の理由等】

不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センター（適応指導教室）に配置することが有効である。

また、不登校等の児童・生徒は学校以外にも様々なストレスや悩みを抱えており、それらを相談・支援できる体制を整備することが重要で、「心の問題」の早期発見・早期対応や児童・生徒が置かれた環境に働きかけて支援を行う役割を担うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの継続した配置が不可欠である。

神奈川県公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校児童数	発生率	全生徒数	不登校生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校児童・生徒数	発生率
20年度	475,205	2,047	0.43%	199,652	7,992	4.00%	674,857	10,039	1.49%
21年度	475,693	2,146	0.45%	202,448	7,673	3.79%	678,141	9,819	1.45%
22年度	474,156	2,246	0.47%	203,132	7,556	3.72%	677,288	9,802	1.45%
23年度	469,542	2,149	0.46%	207,684	7,132	3.43%	677,226	9,281	1.37%
24年度	463,403	1,908	0.41%	209,568	6,646	3.17%	672,971	8,554	1.27%
25年度	459,278	2,179	0.47%	210,880	6,819	3.23%	670,158	8,998	1.34%

81 中学校給食普及のための給食施設の交付制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

中学校給食の普及のため、現在の給食施設に係る学校施設環境改善交付金制度について、施設の基準面積や建築単価などの拡充を図ること。

【提案理由等】

給食は、心身の成長期にある生徒の栄養摂取はもちろん、食育を推進する時間として、教育面での効果も重視されている。このため、小学校はもちろん、中学校においても給食を実施し、生徒の健全な成長と食に関する知識の習得を図ることが必要である。

しかし、神奈川県の中学校給食の実施率は、24.4%と全国最低となっており、今後、中学校給食を普及するためには、各市町村の給食施設の整備に要する経費負担が課題となっている。

本県の市町村給食施設への環境改善交付金の実績では、実工事費に対する交付金割合が、この3年間の合計で20%を下回っており、26年度は、約13%と特に低い状況となっている。

そこで、多額の経費を要する給食施設について、学校設置者の財政負担を軽減するため、学校施設環境改善交付金のうち、給食施設整備に係る制度について、交付対象となる施設の基準面積、建築単価の引き上げを行うなどによる、十分な財源措置が必要である。

82 青少年を取り巻く社会環境の健全化

提出先 内閣府、警察庁、総務省、財務省、経済産業省

【提案項目】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に社会全体で取り組むため、次の措置を講じること。

1 青少年の健全育成の取組に対する支援

青少年の健全育成のための地方自治体や地域の青少年育成関係団体の取組に対し、より具体的な支援を行うこと。

2 たばこ・酒類の販売時の年齢確認の徹底

未成年者の飲酒及び喫煙の防止については、販売時の取組が最も重要であることから、関係業界に対し、法令遵守はもちろんのこと、証明書による年齢確認の徹底を強く指導すること。

さらに、法整備により、年齢確認の方法を具体的に規定し、実効性を確保すること。

また、保護者や国民の意識啓発を図るため、全国的な広報活動を展開すること。

3 出版、放送等の内容等の青少年への配慮

出版、放送等のメディア関係業界に対し、販売・放送の内容、方法、時間帯等について、青少年への影響に十分配慮するよう要請すること。

また、各種メディアが青少年に与える影響について調査研究等を進めること。

4 青少年のインターネット利用に関する総合的な取組の推進

インターネット接続環境の変化を踏まえ、青少年のインターネット利用に関し、フィルタリングの徹底などのための法改正や保護者に対する普及啓発の支援、生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を引き続き進めること。

また、いわゆる「出会い系サイト」以外の交流サイト等を介して青少年が犯罪被害に巻き込まれる事件が多数発生しているため、早急に効果的な対策を講じること。

5 青少年に有害な営業への適切な対策

青少年の健全育成を阻害するおそれのある方法で営業しているエステ店やインターネットカフェ等が全国的に見受けられ、また、現行法規では取り締まることが難しい青少年に有害な業態が発生しているため、国において適切な対策を講じること。

【提案理由等】

1 青少年の健全育成に向けた国としての理念や施策体系の整備は一定程度進んできているが、地方自治体や青少年育成関係団体により各地域で実践されている青少年の健全育成に向けた取組に対する支援策が明らかにされていない。

地域活動をより活性化するためには、地域において青少年の健全育成に取り組む人々が活動しやすい環境整備など、人材確保等に対する国による具体的な支援が必要である。

- 2 たばこ自動販売機への成人識別装置の導入など関係事業者の取組が一定程度進んできているが、依然として補導人数等は多数に及んでおり、販売時の取組を法整備により、一層強化する必要がある。

また、販売時の年齢確認に係るトラブルや、未成年者の喫煙を容認する保護者の存在が指摘されているため、保護者や国民に対する意識啓発を全国的規模で実施する必要がある。
- 3 出版や放送等のメディア関係業界が発信する情報には、依然として、性や暴力を安易に扱う風潮があり、特に、青少年を性や暴力の対象として取り扱った作品への国際的批判もあるため、青少年への影響を考慮するよう国が強い指導力を発揮する必要がある。
- 4 携帯電話・PHSだけではなく、ゲーム機や急速に普及しているスマートフォンなどインターネット接続機器の多様化に対応したフィルタリング技術の開発・提供などについて、事業者への指導・支援を積極的に行うとともに、フィルタリングの徹底を図る必要がある。

また、青少年が適切にインターネットを利用するための保護者に対する普及啓発の支援やインターネットの過度な利用などによる青少年の生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を進める必要がある。

さらに、フィルタリングだけでは対応できない問題に対しても速やかな措置が必要である。
- 5 過激なマッサージを行うエステ店が都市圏に存在しており、本県においても児童福祉法違反や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反で摘発を受けた店舗もある。

また、インターネットカフェについては、カップル用の個室を利用した青少年がわいせつな行為の被害に遭う事件が発生している。さらに、女子高校生の性を売り物とする、いわゆるJKビジネスなどの青少年の健全育成を阻害する新たな業態も発生している。

このため、これらの状況について早期に実態を把握し、国において規制することが必要である。

【提案項目】

幼児、児童、生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

1 施設整備事業に係る財政措置及び補助制度の拡充

幼稚園、小中学校、特別支援学校等に係る新增改築、大規模改造、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置及び全ての事業採択を年度当初から講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。

2 高等学校の耐震対策への財政支援

耐震化が遅れている高等学校の施設整備事業について、幼稚園、小中学校、特別支援学校等と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とすること。

【提案理由等】

1 幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や教育環境整備などが緊急かつ重要な課題となっているが、学校施設環境改善交付金の平成27年度当初予算では、設置者の計画事業の相当数について採択が見送られ、平成26年度以上に深刻な状況となっている。

現在、設置者の計画事業の実施にあたり著しい支障が生じているため、年度当初から早急かつ計画的に事業が実施できるよう、国による十分な財政措置が必要である。

2 高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げなど補助制度の拡充が必要である。

提出先 内閣府、文部科学省、国土交通省、厚生労働省

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等
高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 東日本大震災で被災した幼児、児童、生徒への就学支援
東日本大震災で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。
- 10 学校施設耐震化のための財源確保等
学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充

すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

11 私立幼稚園教員人材確保への支援の継続

私立幼稚園教員人材確保のため、緊急雇用創出事業臨時特例基金に準ずる人材確保・就労支援制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図ることが必要であるため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、新1・2年生に対して支援の充実が図られたところであるが、充実の範囲を3年生に広げると共に、なお一層の充実を図る必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、事務手続の簡素化を図ることが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金事業による高校生等への修学支援は不可欠であるので、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 東日本大震災で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 10 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。
特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査の促進の妨げとなっている。
- 11 「子ども・子育て支援新制度」の施行もあり、県内私立幼稚園においては毎年900名を超える教員の確保が必要となることから、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して教諭確保を支援してきたところであるが、基金が廃止となるなか、支援の継続のため、人材確保・就労支援のための新たな財政支援制度の創設が必要である。

(神奈川県担当課：県民局私学振興課)

【提案項目】

公立高校授業料無償制の見直しにより、支給されることとなった高等学校等就学支援金について、多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校に対しては、支給限度額を加算すること。

【提案理由等】

本県では、通信教育の特性を活かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな学習指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の1単位当たりの授業料（700円）は、生徒の享受するサービス面及び学校の負担面から、標準的な通信制高校の1単位当たりの授業料（350円）より高く設定している。

しかしながら、国の高校授業料無償化制度においては、従来から、こうした本県の実情が考慮されておらず、平成25年12月の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正（平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行）においても、通信制高校の就学支援金については、依然として、標準的な通信制高校の授業料を基準として支給限度額（336円/単位）が設定されている。

このため、新しいタイプの通信制高校については、授業料（700円/単位）と支給限度額（336円/単位）の差額（364円/単位）を就学支援金受給権者である生徒から徴収することは制度の趣旨に反することから、差額相当額は県が負担をしているところである。

そもそも、「低所得世帯の生徒に対する一層の支援を図る」という法律の趣旨を実現することは国の責務であるので、通信制高校については、授業料の実情に応じたきめ細かな支給限度額の設定が必要である。

県授業料と支給限度額との比較

	神奈川県 <small>の</small> 授業料	就学支援金の支給限度額
標準的な通信制高校	350円/単位	336円/単位
新しいタイプの通信制高校	700円/単位	336円/単位
(参考)		
全日制	9,900円/月	9,900円/月
定時制	2,700円/月	2,700円/月

県立通信制高校の「平日登録講座」履修の状況（平成27年5月1日現在）

履修登録生徒数	単位数（単位）	
	平日登録講座履修	平日登録講座履修以外
3,530人	20,387単位	51,182単位

【提案項目】

連帯保証人を選定できずに奨学金の申し込みを断念する生徒を救済するため、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施している機関保証制度を、都道府県の奨学金を受ける高等学校等の生徒も利用できるよう、制度を改善すること。

【提案理由等】

私立高校生等が学業を断念することがないように国の交付金により設置した「高校生等修学支援基金」が、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えの中で、平成26年度末で廃止となった。

奨学金事業は、教育の機会均等を確保する観点から実施しており、経済的困窮度の高い人ほど優先的に貸与することが求められる。

平成27年度以降は、「高校生等修学支援基金」による支援や、日本育英会からの業務移管に伴う「高等学校等奨学金事業交付金」が廃止されたことから、奨学金の原資の一部となる返還金確保が必要である。

一方で、貸付時における人的保証要件は不可欠な状況であるが、経済的困窮度の高い人ほど、連帯保証人を選定することが困難であり、連帯保証人を選定できずに奨学金の申し込みを断念する生徒を救済するための「機関保証制度」が必要である。その機関保証制度の実施主体には、低い保証料で継続的に安定して業務を実施することが求められ、都道府県単位で個別に調整することが困難である。

そこで、平成16年4月に独立行政法人日本学生支援機構を設立する際に、国会での議論を踏まえて創設した、公益財団法人日本国際教育支援協会による機関保証制度を、日本学生支援機構と同様に、日本育英会から事業を引き継いだ都道府県の奨学金を受ける者も利用できるような制度に改善する必要がある。

【提案項目】

専門高校における、将来のスペシャリストの育成、地域産業を担う人材の育成、人間性豊かな職業人を育成するため、専門高校の施設設備の充実改善を図る必要があることから、学校施設環境改善交付金について、十分な額を確保するとともに、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている施設は老朽化が激しく、故障等で使用できない施設があり、十分な教育活動が展開されていない。また、産業界における技術の進展と高度化は著しいものがあり、生徒が各専門分野においての技術・技能に対応できるように、新規施設も導入していく必要があることから、国による十分な財政措置が必要である。

LEDを活用した水耕栽培施設やソーラー発電実験装置など、最先端の技術を活用した施設について、学校施設環境改善交付金を活用できないことがある。また、整備の際、県は2/3の財政負担を求められることから、現行の交付対象施設基準の拡充と、補助率の引上げが必要である。

【提案項目】

グローバル化に対応した人材を育成するため、国際バカロレア認定校の導入について次の措置を講じること。

- 1 国際バカロレア認定校導入に係る費用の支援制度の構築
各自治体における円滑な導入に向けて、国際バカロレア機構による認定のための費用及び認定を継続させるための支援制度を構築すること。
- 2 国際バカロレア指導教員養成のための研修派遣等に係る支援制度の構築
認定校となるための適切な教育環境整備として必須である、バカロレア資格を持つ指導者の確保と養成に向けた教員の海外派遣及び海外研修等の取組に対する支援制度を構築すること。
- 3 国際バカロレアのプログラムを受ける生徒の教材及び受験料等の支援制度の構築
高額な洋書の学習教材費や統一試験の受験料など各家庭における経済的負担を軽減させ希望者の増加につなげるための支援制度を構築すること。

【提案理由等】

社会のグローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、日本の文化や諸外国の文化への理解力を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する教育が求められている。

国際バカロレアのプログラムは、生徒が将来、急速に進むグローバル社会を生き抜く上で、学び、そして働き続けるために必要な知性、人格、情緒、社会的なスキルを身に付けることができ、有益である。そこで、本県では、「県立高校改革」の中で、神奈川から世界に果敢にチャレンジするグローバル・リーダーの育成を目指した国際バカロレア認定校の設置を検討しているところである。

一方、国際バカロレア認定校の導入及びその維持には、プログラムの適切な実施に関する審査及び認定手続きとそのための支援制度の構築が必要であり、導入に向けて、大きな課題がある。

国では、平成26年12月の閣議決定で、国際バカロレア認定校を2020年までに200校以上とすることを掲げているが、具体的な支援策等は示されていない。国が財政支援事業を行うことにより、国際バカロレア認定校の導入促進につながるとともに、国際的な視野を持つ、グローバル人材の育成に資するものと考えられることから、支援制度の構築が必要である。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在実施されている旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

90 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進

提出先 総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討
外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度についての改善の検討を行うこと。
- 2 在留カードの常時携帯義務の廃止
在留カードの常時携帯義務を廃止すること。
- 3 在留カード・特別永住者証明書の更新案内の通知
在留カード・特別永住者証明書の更新案内を通知すること。
- 4 年金の脱退一時金の支給額の充実
帰国などにより、国民年金などの被保険者資格を喪失する外国人に支給される脱退一時金の支給額を充実すること。
- 5 医療通訳制度等の創設
医療場面において、異なる言語や文化を持つ外国人患者と、医療従事者の間に入り、医療通訳を行うための制度等を創設すること。
- 6 外国人学校の卒業生に対する保健医療人材養成施設への入学、入所資格の改正
外国人学校の卒業生に対して、大学などの教育機関や看護師等保健医療人材養成施設への入学、入所資格を認めること。
- 7 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 8 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済
医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための抜本的な制度を創設すること。また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。
- 9 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数で16万6,000人であり、県民55人に1人の割合になっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

しかし、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、抜本的な制度の改善・創設が必要である。

【提案項目】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動などの、いわゆるヘイトスピーチについて、人権尊重の視点から、次の措置を講じること。

- 1 日本国憲法が保障する「表現の自由」などに配慮しながら、いわゆるヘイトスピーチやヘイトスピーチを伴うデモ、集会、不特定多数の者への公開を前提としたインターネットサイトへの投稿等を規制するために必要な法整備などの対策を早急に講じること。
- 2 現行法の中で対応する場合は、その根拠法や規制の方法、規制の対象となるヘイトスピーチの定義や判断基準を明らかにすること。

【提案理由等】

本県では、国、市町村等と連携しながら、人権が全ての人に保障される地域社会づくりを進めている。また、160の国と地域の外国人の方々約16万人が、県内で暮らしていることを踏まえ、豊かな多文化共生社会の実現を目指している。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、本県においても、昨年8月に策定した「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」に基づいて、「世界に誇れる神奈川の姿」をつくりあげ、世界に向けて発信していくこととしている。

そうした中、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題になっているが、こうした行為は、人権尊重の視点からあってはならないことである。

ヘイトスピーチは、全国どの地域でも起こり得るため、また、憲法の保障する言論の自由や表現の自由に関わる問題でもあるため、国及び全国の地方自治体において、統一した対応が必要がある。

【提案項目】

旅券の不正取得件数の増加や市町村への権限移譲の動きなど都道府県の事務及び負担が増大する中、今後とも正確かつ適切に旅券発給業務を遂行するため、現行の手数料の総額を変更せずに、都道府県の手数料を増額すること。

【提案理由等】

現在、全国的に旅券の不正取得が増加していることへの対応や事故防止の観点から、日本国旅券の信頼性を維持するため、審査体制の強化が求められている。

また、旅券発給事務に係る市町村への権限移譲については、本県においても市町村の意向に沿って推進することとしており、平成24年7月には広域連携により藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町に、平成25年3月には相模原市に、旅券発給業務の一部を移譲した。

権限移譲を実施するに当たっては、当該事務の執行に要する経費を移譲先市町村に支払っているほか、適正な旅券発給業務体制を維持するため、県と市町村との連絡会議の開催や、移譲先市町村職員への研修実施など、県の負担が増大しているが、その財源となる手数料収入は、世界情勢や景気に左右されやすく、不安定で、十分とは言い難い。

したがって、現在の旅券発給体制における国と地方自治体の役割分担を見直すに当たって、旅券発給業務の都道府県手数料（標準額）の増額が必要であるが、申請者の負担増とならないよう、国の手数料を減額して総額を維持すべきである。

【提案項目】

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

EPA候補者に係る取組は、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細かな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

4 居宅サービス（訪問介護等）への就労制限の緩和

EPA候補者の資格取得後の安定的な就業のため、介護福祉士の資格取得者に対しては、居宅サービスへの就労制限を緩和すること。

【提案理由等】

1 EPAの枠組みによる看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。しかし、国家試験の合格率は低迷（平成27年3月発表全国の合格率：看護7.3%、介護44.8%）しており、日本語学習支援等の充実とともに、在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、いまだ経済的負担は大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られた。しかし、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。

3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、介護福祉士は特に高い国家試験合格率をあげている（平成27年3月発表本県の合格率：介護81.3%）。全国の合格率を高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。

- 4 EPAで入国した者は、介護福祉士の資格取得後も、居宅サービス事業への従事は認められていない。

社会福祉事業を運営する多くの法人が、施設サービス、居宅サービスいずれも運営しており、事業所間での職員の人事異動や兼務等による人員配置の工夫をしている中で、日本人の介護福祉士の資格取得者であれば従事できる業務への就業が制限されていることは、資格取得後の安定的な就業の制約となっているため、就労制限の緩和が必要である。

【提案項目】

わが国の男女共同参画社会の実現に向けて、全国共通の課題として特に推進していくべき次の施策について、適切な次の措置を講じること。

1 ライフキャリア教育の推進

社会に出る前の若者に対し、男女とも性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。

2 メディアへの働きかけ

女性の人権を軽視した表現や、性別による固定的役割分担意識を世間に広げてしまう表現が放送、出版、インターネット等のメディアにおいて行われることのないよう、メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組を促すなど、働きかけを強化すること。

【提案理由等】

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられているものの、世界経済フォーラムが 2014 年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）で、日本は 142 か国中 104 位となっており、社会全体における男女の地位の平等感も高まっていない。

わが国のこのような状況を改善し、男女共同参画社会を実現していくためには、若い頃から固定的性別役割分担意識にとらわれないようにしていくことが重要であり、そのためには、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施や、影響力の大きなメディアへの働きかけが特に必要であるため。

1 神奈川県では、高校生・大学生を対象とした男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施を支援している。

こうした教育を受ける機会は、すべての若者に与えられるべきであり、実効ある取組みとするためにも、国全体で展開する必要がある。

そこで、高校教育においては、学習指導要領の家庭、保健体育、公民などの分野に男女共同参画の視点を十分取り入れ、生涯にわたるライフキャリアについて考える機会とし、大学においては、ライフキャリア教育の推進に向けた大学関係者の意識醸成の取組みを強化していただきたい。

2 メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠である。

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者、売春防止法に基づく要保護女子及び人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 DV被害者の同伴児への支援強化
DV被害者の同伴児に対し、学習支援や心理的ケア等を十分に行えるよう、補助単価や職員配置基準の見直しを行うこと。
- 2 暴力の未然防止と加害者対策
女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化を図り、必要な法整備や地方自治体に対する支援策を講じること。
- 3 一時保護を行う民間団体への支援強化
多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。
- 4 婦人相談員への手当の増額
DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員は、相談から自立の支援まで、専門性を必要とする業務を担っており、優れた人材を確保することが必要であるため、国庫補助金の基準単価を見直すこと。
- 5 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準について
入所者への支援を24時間行うためには、職員職種別配置基準が定める指導員2名の配置では足りないため、同基準を、現場実態を踏まえて見直すこと。
- 6 人身取引被害者への支援について
入院が必要な場合の医療費負担や、関係機関の調整主体を含め、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立すること。

【提案理由等】

- 1 一時保護施設におけるDV被害者の同伴児対応は、学習支援に関する補助が新設されたものの、心理的ケア等などの面で十分なされていない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して生活ができるよう、支援体制の整備につながる制度を見直す必要がある。
- 2 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、加害者への対策が重要であり、神奈川県では、平成26年度に新たな窓口を設置し、加害男性からの相談にも対応しているが、加害者更生については実施できていない。加害者対策を充実させるためにも、加害者更生プログラムの有効性を検証し、加害者へ更生プログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。

- 3 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。
- 4 DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員の職務は、安全の確保に配慮しつつ、保護から自立のために必要な様々な相談や支援を行う、専門性が必要かつ困難度の高い職務である。婦人相談員は非常勤職員とされており、その業務に対応するためには週29時間の勤務が必要であるが、その手当の基準単価は月額106,800円にすぎず、基準となる手当の増額が必要である。
- 5 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設共に指導員の24時間対応が必要な施設であるが、職員職種別配置基準の定める2名では、ローテーションを組むことができない。そのため、同基準を、現場実態を踏まえて見直す必要がある。
- 6 不法滞在等の理由で生活保護の適用を受けることができない外国籍人身取引被害者に入院等が必要となった場合、現行制度では対応することができない。また、外国籍人身取引被害者への支援は、在留資格に関する手続きや帰国支援など、駐日大使館、入国管理事務所等国レベルの多くの機関との調整が必要となり、都道府県レベルの婦人相談所では対応が困難である。被害者への迅速で適切な支援を行うためにも、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立することが必要である。

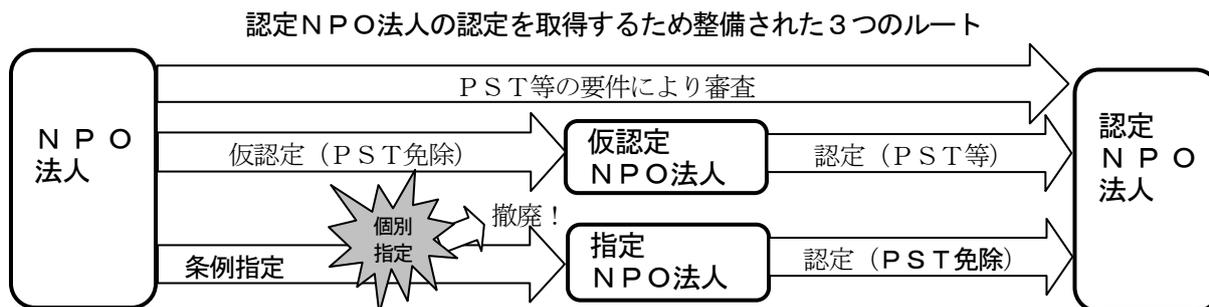
【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

- 1 条例による指定方法の見直し
 「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、地域主権の観点から、地方の判断にゆだねるよう見直しを行うこと。
- 2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加
 多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件をさらに見直すこと。
 また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

- 1 平成23年6月の法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。
 本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、平成26年度末現在で42法人を指定している。
 しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。
- 2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件をさらに見直す必要がある。
 また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。



(神奈川県担当課：県民局NPO協働推進課)

97 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

史跡、名勝、天然記念物等（以下「史跡等」という。）の保護にあたり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

【提案理由等】

史跡指定された県有地に県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、現行の補助制度では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはならない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

県と市町村が連携して、史跡等を計画的・円滑に整備等を行っていくためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、市町村による県有地の買上げが補助対象事業となるよう、補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたオールジャパン体制を構築し、様々な効果を全国に波及させるため、地方で行うアスリート等の育成について、次の措置を講じること。

1 地方自治体が行う国際大会で活躍できるアスリートの発掘や育成の取組への財政支援

国際大会での活躍が大いに期待できるアスリートを都道府県、市町村、都道府県体育協会が発掘する取組や、そのアスリートの育成のために競技活動を支援する取組への財政支援を行うこと。

2 地方自治体が行うアスリートを支える指導者の資質向上のための取組への財政支援

アスリートの競技活動を支える指導者の指導力の向上に向け、指導者の研修受講や、著名な指導者による指導者向けの研修事業開催等の取組への財政支援を行うこと。

【提案理由等】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をオールジャパンで盛り上げ、大会開催による様々な効果が日本全体に行き渡るよう施策を展開することが必要である。

オールジャパンで盛り上げるためには、大会での日本人アスリートの活躍が何より重要であり、出場が見込まれる選手やその選手を支える指導者の育成は急務である。地元出身のアスリートの活躍はその地域の励みとなり、大会全体の盛り上がりには最適である。

スポーツ基本法第25条に、優秀なスポーツ選手を確保し、強化指定選手として育成することについては国が行うことと規定されているが、地方において、その地方での優秀な選手や指導者を確保・育成し、国による育成事業につなげていく事業を展開することにより、競技のすそ野を広げることとなり、日本を代表する選手の競技力を大いに向上させることとなる。

日本全体の競技力を向上させるため、地方自治体や各都道府県体育協会、各都道府県の競技団体が、その地方のアスリートや指導者の競技活動を支援し、底上げを図り、日本代表候補にアスリートを推薦する仕組みの構築が必要である。

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ振興等に向けて、地方自治体が取り組むスポーツ施設・設備の十分な整備が可能となるよう、体育・スポーツ施設の整備の充実及び財政措置の拡充を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地方公共団体が設置する体育・スポーツ施設の整備に必要な起債の充当率の嵩上げや、元利償還金に対する地方交付税上の措置の充実等を図ること。
- 2 特に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を機に、地方公共団体が設置する体育・スポーツ施設の整備に対し早急に財政支援を講じること。

【提案理由等】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツ・文化振興、障害者の社会参加の促進はもとより、日本文化の発信、経済振興、国際交流、観光振興など、国全体が活性化するとともに、地域の活性化、地方創生にも大きな効果を発揮することが期待されている。国全体で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導くためには、地方自治体において、国際大会で活躍できる選手の発掘・育成、各国の事前合宿の受入等に積極的に取り組む必要がある。

本県では、総合スポーツ施設である県立体育センターについて、アスリートの発掘・育成や、オリンピック・パラリンピック各国代表選手の事前合宿、国内競技団体等の練習等にも活用できるように、大規模な再整備を検討しているところであり、取組を加速するため、国による十分な税財源措置が必要である。

【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

1 制度内容、効果の周知等

マイナンバーは国民の生活に直結するものであり、制度の内容や効果について十分な周知を図ること。また、地方自治体が行う広報に対して、財政措置を含めた支援を行うこと。更に、個人情報の漏洩、不正利用などの危険性について十分な検証を重ね、マイナンバーに対する懸念を払拭するために適切な取組を行うこと。

2 地方側との十分な協議と必要な財源措置

- (1) 政省令により番号の利用範囲や手続方法などの事務内容を具体化する際には、立案段階から実務を担当する地方と協議し、その意見を反映させること。また、制度導入に伴う条例改正等、地方側で対応が必要となる作業について、速やかな情報提供を行うこと。
- (2) 新たな情報システムの構築及び運用の具体化についても地方と協議し、地方自治体が運営するシステムへの影響を考慮すること。また、地方自治体で情報連携のため必要となるシステム整備費については、地方に新たな負担を生じないよう適切な財源措置を講じること。

3 地方公共団体情報システム機構の運営費用に対する適切な財源措置

地方公共団体情報システム機構の運営費用は地方自治体が負担することとされているが、マイナンバーは国家の社会基盤であることから、地方に財政負担が生じないように、適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 平成28年1月からマイナンバーの導入が予定されているが、国民の間にはいまだに制度の内容や効果について理解が深まっておらず、個人情報の漏洩などが懸念されており、こうした懸念を払拭する取組が必要である。また、地方自治体が行う広報についても、十分な支援を行うことが必要である。
- 2 マイナンバーの事務手続き等については、地方自治体では対応のために関係規定等の整備、アクセス制御の仕組みづくり等膨大な準備作業を要することから、速やかな情報提供、地方との十分な協議及び意見の反映が必要である。また、情報連携を行うにあたり、情報提供ネットワークシステムとの連携テストが必要になるが、その経費についても、地方に新たな負担が生じないよう適切な財源措置を講じることが必要である。
- 3 マイナンバーの導入に伴い設立された地方公共団体情報システム機構については、初期経費は国費対応とされているが、運営に要する費用は地方自治体の負担とされている。同機構で定める各事業の手数料収入の状況等によっては、地方に多大な負担が生じるおそれがあることから、適切な財源措置を講じることが必要である。

(神奈川県担当課：政策局情報企画課)

【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、新たな難視の恒久的な対策が実行された。しかし、やむを得ず行った共同受信施設設置などの受信者側対策については、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められることから、電波利用料財源を活用するなどにより、次の措置を講じること。

1 受信者側対策への助成の充実

共同受信施設設置や維持管理等の受信者側対策の実施に当たっては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成制度を拡大し、特に少数世帯地区において重い負担となっている住民の経済的負担の軽減を図ること。

2 情報提供の充実

地上デジタル放送難視の受信者側対策を適切かつ効率的に進めるため、引き続き、各難視地区の住民や地元自治体に対して適切・正確な説明及び情報の提供に努めること。

【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が2011年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、2015年5月に地上系放送基盤による恒久的な対策が完了した。

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策を講じた場合にあっては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。

提出先 内閣官房、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省

【提案項目】

情報セキュリティ対策の推進について、次の措置を講じること。

1 情報セキュリティ関連法の整備

地方自治体に管理責任があり機密性の保持が必要な個人情報等を取得した者によって、インターネットを介して不特定多数の者が当該個人情報等を入手できる状態に置く行為を禁止する規定及びこれに違反した者に対する罰則の規定を明記した法律を早急に制定すること。

2 地方自治体による情報流出の発信者情報の開示

情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県において発生した個人情報の流出事案では、過失によりファイル交換ソフトを通じて流出した情報を取得した第三者が、インターネット上に意図的に拡散（流出）し、社会的影響の大きい問題となった。

さらに、平成22年10月に警視庁公安部の捜査資料が、ファイル交換ソフトを通じて流出するなど、国全体としての情報管理のあり方が問われる極めて深刻な事態が発生している。

インターネット上に個人情報を流出された個人が権利を侵害されていることは明白であり、また、地方自治体が保有する法人等に関する重要情報が流出された場合には、法人等に多大な不利益を生じさせるおそれがあるが、個人情報等をインターネットに意図的に流出させる行為に対し法的規制が存在しない現状では、そうした行為は事実上野放しにされており、法的責任を問うことはできない。

本県では、平成22年8月に「神奈川県個人情報保護条例」を改正するなど、情報の管理主体として、これまでに県民の個人情報等を流出させないよう情報管理の徹底を図っているところであるが、万一、事故が起きた場合にも、二次被害防止のため情報の拡散を防止することは重要である。

このため、こうした事故に対する情報セキュリティ関連法の整備を早急に行うことが必要である。

- 2 振り込め詐欺などの二次被害を防止するため、プロバイダ責任制限法を改正し、情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じる必要がある。

【提案項目】

全国で第2位となる人口を擁し、都市化の進展が著しい本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に実施し、自然災害に強く県民が安全で安心してくらする県土づくりを着実に進めるため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の所要額全額を確保すること。

【提案理由等】

本県は、全国で第2位となる約911万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心してくらするまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

とりわけ、県土構造の骨格となる自動車専用道路とこれを補完する国道や県道などからなる幹線道路ネットワークの整備は、地域経済の活性化や県民生活の利便性の向上、災害時における県民の安全・安心の確保に大きく寄与するものであり、積極的に推進する必要がある。また、近年、局所的、突発的に短時間で多量の雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨が頻発しており、水害や土砂災害を防止・軽減する取組の重要性が高まっていることから、河川整備などの対策を早急に進める必要がある。

そのほか、国から首都直下地震や南海トラフ巨大地震の被害想定が示され、加えて、2012年に発生した中央高速自動車道笹子トンネルでの天井板落下事故を教訓とした公共施設等の老朽化対策や、2020年に開催される東京五輪を見据えた都市基盤整備も本県にとっては重要な課題となっている。

このように課題が山積している中、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

については、本県において、切迫する諸課題に適切に対応し、中長期的に持続性を持って事業の見通しを立てるために、国において、社会資本整備予算を安定的かつ継続的に確保するとともに、国の交付金を活用し、予算を平準化することなく各事業の進捗等に応じた本県の所要額全額を確保することが不可欠である。

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げ
地籍調査事業の推進と地方の負担軽減を図る観点から、地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げを行うこと。
- 2 調査の委託制度の更なる拡充
地籍調査を実施するに当たり、業務を担当する職員の不足等が事業進捗の妨げになっていることから、委託制度を更に拡充し負担軽減を図ること。
- 3 津波被害に備えた事業の促進
津波被害への備えとして、相模湾沿岸の都市部における地籍調査事業を早急に進めるため、十分な予算措置を行うこと。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 県や市町村は厳しい財政状況が続いており、地籍調査事業費の確保や増額が困難となっている。また、地籍調査は、県及び市町村の負担分のうち8割が特別交付税の対象となっているが、十分に交付されていない。
このため、地籍調査の一層の促進を図るためにも、現在の国の負担割合（1/2）の更なる引き上げが必要である。
- 2 地籍調査を円滑に進めるため、平成22年3月に国土調査法の一部改正により調査や測量を一括委託できる制度が創設され活用しやすくなったが、更に制度の範囲を、工程ごとに行う県による「認証者検査」及び県の「認証」に係る事務作業へも広げることで、県及び市町村の人的負担軽減を図ることが必要である。
- 3 本県では、平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から示された相模トラフ沿いの最大クラスの地震などの最新の科学的知見に基づいて津波浸水想定図を作成した。この津波浸水想定や切迫性の指摘されている県西部地震による津波被害に備えて、相模湾沿岸の都市部を地籍調査の重点地域に位置づけて事業を促進しているところであり、早急に事業を進めるため十分な予算措置が必要である。

提出先 法務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 多人数共有地の分筆登記に係る特例の創設
マンション敷地など多人数共有地について、分筆登記の申請に例外を設け、一定の特別多数の同意による分筆登記を可能にすること。
- 2 税制上の優遇措置の拡充
 - (1) 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除額を引き上げるほか、代替地を提供した場合及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先行取得のために土地を提供した場合も譲渡所得の特別控除額を引き上げること。
 - (2) 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を市町村その他公的医療機関が設置する病院、公民館等にまで拡大すること。
 - (3) 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。
 - (4) 土地建物等の長期譲渡所得（資産の保有期間が5年以上）に対する100万円控除を復活させること。
- 3 市町村等が農地を取得する場合の特例措置の新設
市町村や土地開発公社が農地を取得する場合の特例措置を新設すること。

【提案理由等】

- 1 マンション用地の登記手続では、全所有者の共同申請がないと分筆登記ができず、用地取得の隘路となっている。そのため、分筆登記の申請手続に例外を設けて、一定の特別多数の同意による分筆登記が可能になるような制度の改善が必要である。
- 2 土地収用交換等に当たっては、地権者の理解と協力を得やすくするため、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除額5,000万円を、また代替地を提供した場合及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先行取得のために土地を提供した場合の譲渡所得の特別控除額1,500万円を、それぞれ引き上げる必要がある。
また、土地収用法の事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業の範囲を、現行の道路、河川等から市町村その他公的医療機関が設置する病院、公民館等にまで拡大すること、及び相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなり、これが用地取得の隘路になっていることから、全額免除となるような措置を設ける必要がある。
さらに、資産の保有期間が5年を超える場合の譲渡所得に対する100万円控除が平成16年に廃止されたことにより、緊急性を要する小規模な土地の買収等において、速やかな用地取得が困難となっているため、長期譲渡所得における100万円控除を復活させる必要がある。
- 3 市町村及び土地開発公社は農地法第5条の適用除外とされていないため、手続に時間を要し、用地取得の隘路となっている。よって、公共用地の先行取得又は代替地の取得の場合、市町村等が適用除外となるような措置を設け、事業の円滑な推進を図る必要がある。

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 水域管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 3 小型船舶の登録事項証明書等の交付を無料で受けられる制度の創設
不法係留船対策のため、地方公共団体が船舶所有者の確認を行う際、国と同様に、小型船舶の登録事項証明書等の交付を無料で受けられる制度を創設すること。
- 4 強制撤去費用及び係留・保管施設整備に係る予算措置
不法係留船対策を推進するため、不法係留船の強制撤去に要する費用に対して予算措置を講じること。また、係留・保管施設整備について予算措置を講じること。
- 5 放置船等の処分経費を関係業界団体が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈没船の処分について、プレジャーボート関係業界団体が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの需要が強まる中で、プレジャーボートが増加し、河川や港湾・漁港において、こうした船舶による無秩序な係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺的生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、対策を効果的に推進できるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設のほか、所有者確認の費用を軽減する制度の創設や、係留・保管施設整備への予算措置等が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港の不法放置の状況



(神奈川県担当課：県土整備局流域海岸企画課、環境農政局水産課)

【提案項目】

「みどり」の保全と創造を図るため、緑地保全の推進と都市公園の整備の推進について、次の措置を講じること。

1 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。また、相続税の減免措置のない自然環境保全地域における減免措置を創設するとともに、減免措置の要件が厳しい市町村等が保存契約をした土地の減免措置を拡充すること。
- (2) 地方自治体が交付する緑地奨励金等を非課税とすること。
- (3) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。

2 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現に加え、安全・安心な都市の形成への対応、歴史と文化等に根ざした美しい地域づくりへの対応といった、現下の政策課題に、総合的・効率的・効果的に対応する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の付与、自然環境の保全など、新たな利用ニーズへの対応が求められている都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の改築等について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 緑地の保全に係る税制度については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られてきたが、制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が地方自治体にとって大きな課題となっている。このことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等の負担軽減措置の創設及び拡充が必要である。

地方自治体が地権者に交付する奨励金等については、現在雑所得として課税扱いとなっており、地権者の協力に応えるためには非課税とすることが必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、市域については一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、現行の国庫補助率（土地の買入れ 5.5/10）の引上げといった支援措置の拡充が必要である。

2 県内の都市公園の一人当たり面積は5.2㎡で、全国ワースト3位、全国の平均面積（10.1㎡）の約半分と遅れており、より一層の拡充整備が求められている。

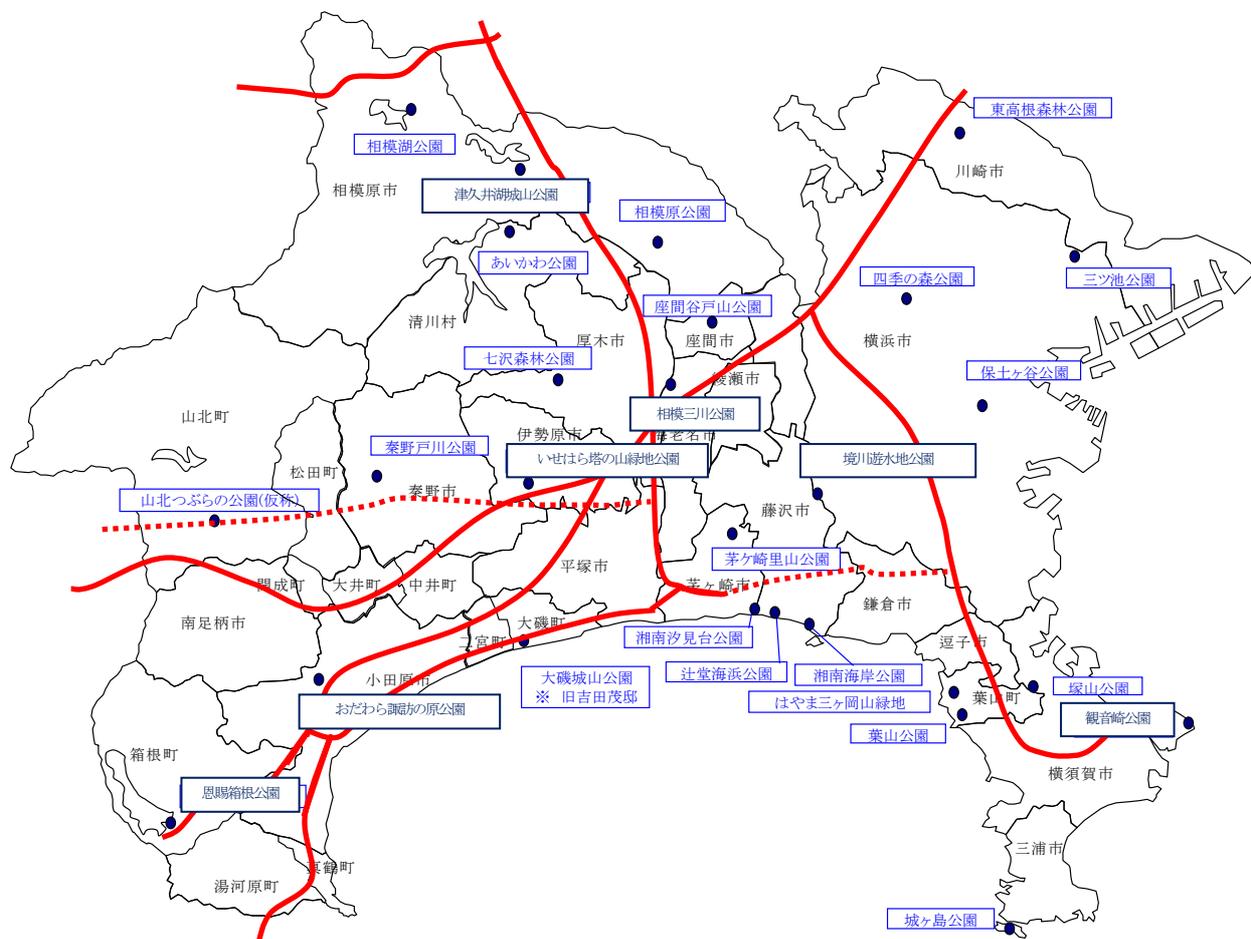
そこで、本県では、みどり豊かな潤いのある都市環境を実現するための公園整備に加え、地震災害時の避難地や広域的な防災活動拠点となる防災公園の整備、地域の歴史・文化資産を保全・活用し地域活性化に資する公園の整備も進めている。

また、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるために、新たな公園の整備だけではなく、既存の都市公園への防災機能の付与等に、より早急な対応が求められている。

一方、本格的な高齢社会を迎え、安心して都市公園を利用するためのバリアフリー対策や計画的な施設更新などが必要となる。

平成27年3月に、神奈川県内の圏央道（さがみ縦貫道路全線）が開通し、新東名高速道路の整備が進むなか、都市公園は、より広域的な観光の核としても、重要性が増している。

平成28年度一部完成予定の山北つぶらの公園や、すでに一部開園している大磯城山公園の整備を推進するためにも県・市町村に対して十分な予算措置が不可欠である。



県立都市公園配置図

提出先 国土交通省

【提案項目】

三浦半島におけるみどりの保全等に資するため、次の措置を講じること。

- 1 首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。
- 2 新たな首都圏広域地方計画においても、三浦半島における緑の保全・活用の重要性を位置づけ、その促進を図ること。

【提案理由等】

三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

国等による「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」においては、「将来にわたって首都圏の水と緑のネットワークの中核となるエリア」に、また、現行の「首都圏広域地方計画」においても、「緑地空間の保全・創出」に位置付けられ、その自然の重要性が認識されている。

平成26年7月には、小網代の森がオープンし、環境学習の場等として活用され、また、平成27年2月には、池子の森自然公園が、米軍との共同使用として一部開設されるなど、同「グランドデザイン」における三浦半島ゾーンの緑地空間の保全・創出が図られようとしている。

三浦半島ゾーンの魅力を高め、首都圏における広域的な「水と緑のネットワーク」を推進する上で、中核的施設となる国営公園の設置が必要である。

本県では、「国営公園構想」の中で「大楠山地区」を候補地とし、地域づくりの基本方針である「三浦半島公園圏構想」において、国営公園の誘致をリーディングプロジェクトに位置付けている。

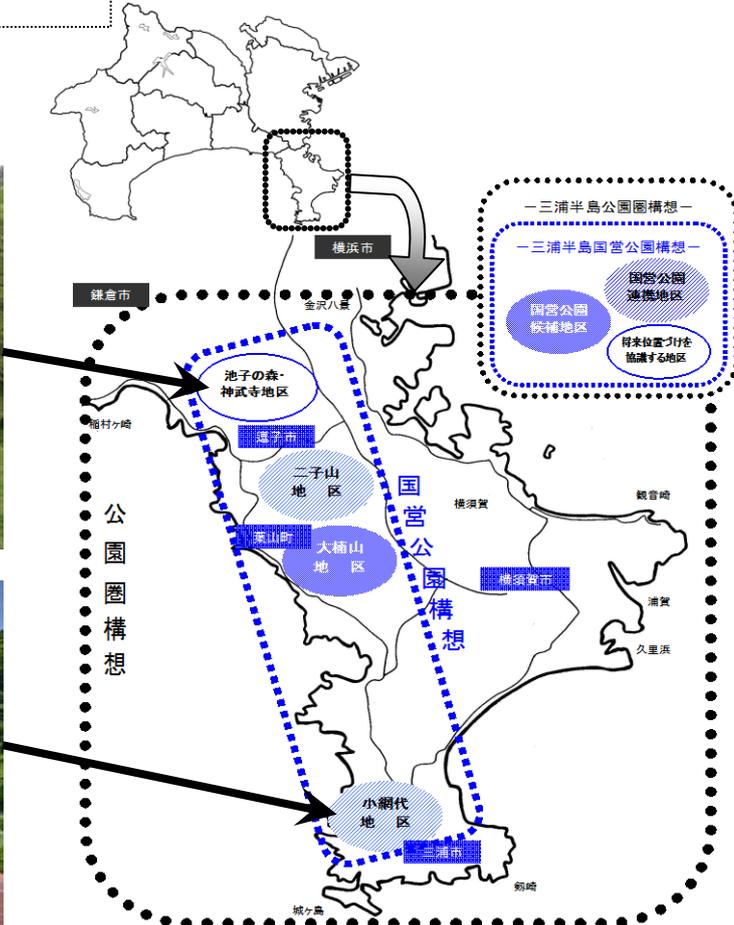
【三浦半島国営公園構想地区位置図】



池子の森



小網代の森



(神奈川県担当課：県土整備局都市公園課)

【提案項目】

バス交通に係る生活交通確保の取組を円滑に進めるため、地域公共交通確保維持改善事業補助制度について、補助限度額の見直しや、地域の実情に配慮した弾力的な運用など、制度の充実を図ること。

【提案理由等】

地域公共交通については、平成26年11月に、改正地域公共交通活性化再生法が施行されたが、一方、地域の生活交通確保の喫緊の課題として、不採算バス路線の廃止が進んでいる。

本県では、事業者からの路線バスの退出申出について、神奈川県生活交通確保対策地域協議会でその対応策を協議しているが、生活交通の確保方策として、バス路線の維持やその代替方策を講じるためには、公的な支援が重要であり、地域公共交通確保維持改善事業補助制度によって、幅広く支援が図られることが必要である。

補助制度のうち、地域間幹線系統については、補助限度額の見直しを行い、事業者の負担軽減を図ること、地域内フィーダー系統については、交通不便地域の指定に関して、地域の実情に配慮した弾力的な運用が必要である。

【提案項目】

自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るインターチェンジ接続道路の整備を推進するため、次の事業に必要な予算措置を講じること。

- 1 首都圏中央連絡自動車道 I C 関連
 - ・ (仮称)湘南台寒川線
 - ・ 都市計画道路 横浜藤沢線
 - ・ 都市計画道路 湘南新道

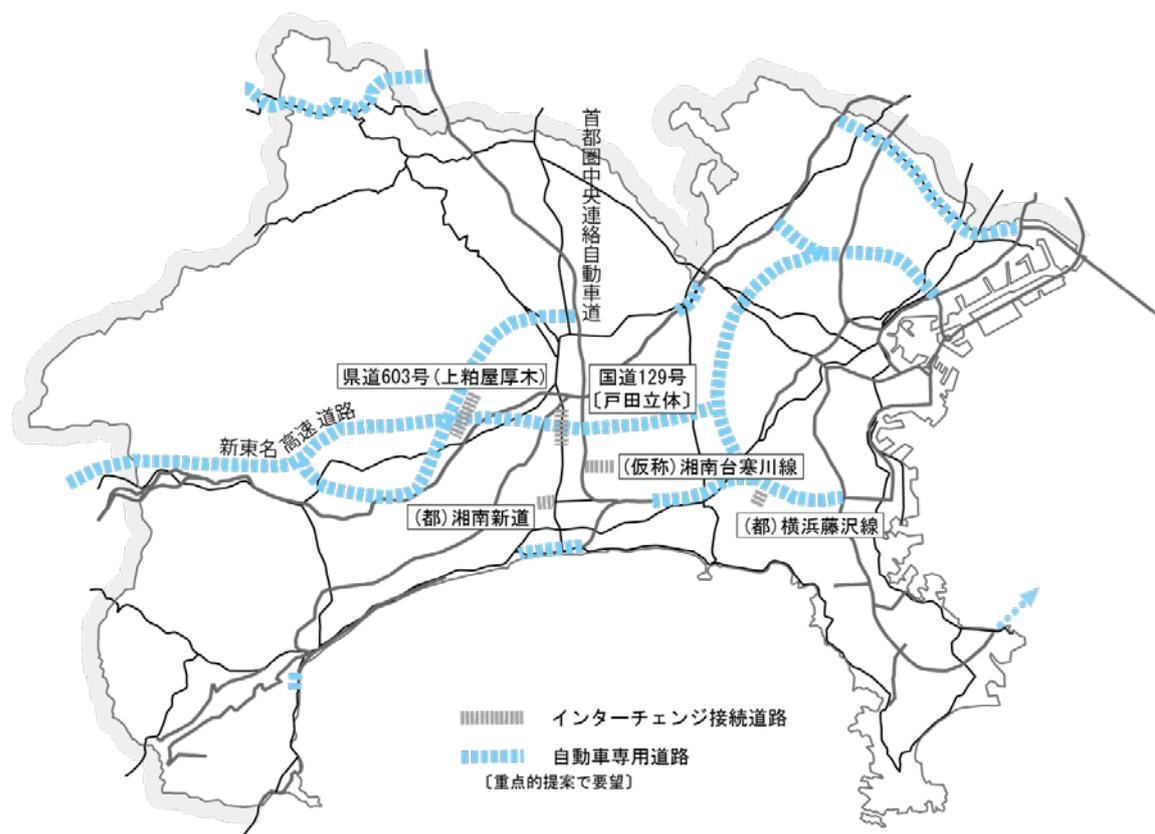
- 2 新東名高速道路 I C 関連
 - ・ 国道129号〔戸田立体〕
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)

【提案理由等】

市街化の進展が著しい本県では、主要な交差点を中心に、県内各地で深刻な交通渋滞が発生しており、渋滞による時間損失は全国でワースト3位となっている。そのため、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした問題を抜本的に改善するため、首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路など広域的な交通基盤の根幹となる自動車専用道路網の整備が進められているところである。

自動車専用道路の利用圏域を周辺地域へ拡大させるため、地域の経済活動を支える基盤整備として、社会資本整備総合交付金による重点的な支援により、インターチェンジ接続道路の整備を重点的に推進することが不可欠である。



【提案項目】

多様な交流・連携を支える道路ネットワークを確立するとともに、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」における主要渋滞箇所を含め、地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の効率を向上させるため、次の路線の整備推進に必要な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

1 交流幹線道路網の整備推進

- ・ 国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・ 県道22号(横浜伊勢原)
- ・ 県道26号(横須賀三崎)〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕
- ・ 県道42号(藤沢座間厚木)
- ・ 県道46号(相模原茅ヶ崎)〔上郷立体〕
- ・ 県道64号(伊勢原津久井)
- ・ 県道78号(御殿場大井)
- ・ 県道611号(大山板戸)
- ・ 県道708号(秦野大井)
- ・ 県道709号(中井羽根尾)
- ・ 県道731号(矢倉沢仙石原)〔南足柄市と箱根町を連絡する道路〕
- ・ 都市計画道路 久里浜田浦線
- ・ 都市計画道路 安浦下浦線
- ・ 都市計画道路 金子開成和田河原線
- ・ 都市計画道路 城山多古線他
- ・ 都市計画道路 穴部国府津線
- ・ 都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線
- ・ 都市計画道路 曾屋鶴巻線
- ・ 都市計画道路 山北開成小田原線

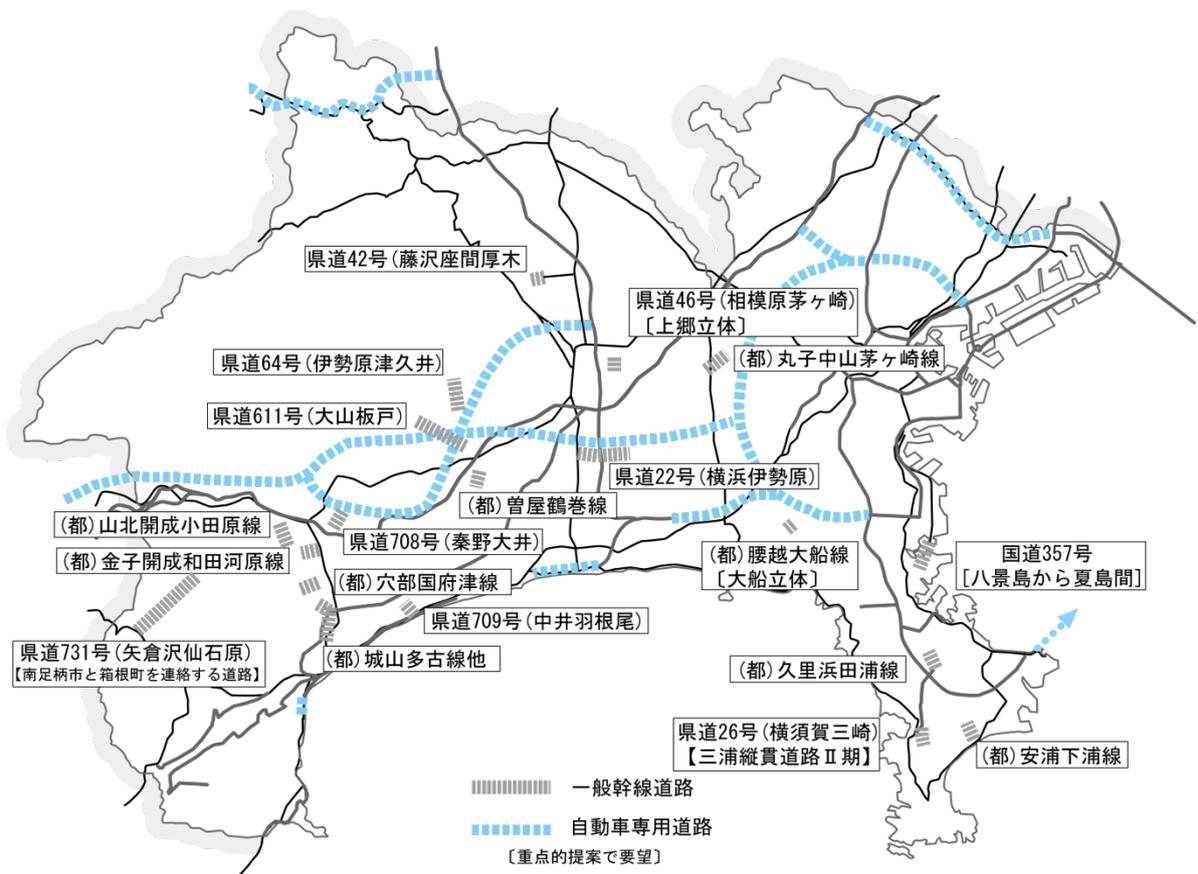
2 地域分断・交通のボトルネックの解消

- ・ 都市計画道路 腰越大船線〔大船立体〕

【提案理由等】

自動車専用道路網の整備促進と合わせ、各都市間を連絡強化する広域的な幹線道路網や、地域の日常生活を支える幹線道路網の形成を図ることは、全県的な交通環境の改善に極めて効果的なものである。

また、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において主要渋滞箇所が特定されたところであり、こうした箇所を含め、鉄道踏切などによる地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の効率向上を図るため、橋りょうの新設や鉄道との立体交差化等を推進することが不可欠である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

着実な流域下水道整備と未だ整備の遅れている市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道ストックの長寿命化対策、また、下水道事業による良好な環境の創造を推進していくため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の予算配分

下水道事業の予算配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意し、また効果促進事業に対しても予算措置を講じること。

2 引き下げられた国費充当率の復活

管きょや終末処理場の引き下げられた国費充当率を早期に復活するよう予算措置を講じること。

3 予算措置の充実等

管きょ整備、長寿命化を含めた改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲を拡充するよう予算措置の充実を講じ、また、地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した予算措置を講じること。

4 温室効果ガス排出削減の取組に対する確実な予算措置

温室効果ガスの排出削減の観点から、施設の整備や改築更新における省エネ型機器の導入等の取組に対して確実な予算措置を講じること。

【提案理由等】

下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁の防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村を中心に未普及地域の解消が課題となっている。

下水道ストックが増大し、今後、大量に耐用年数を迎えるに当たり、その維持管理や改築更新には多大な費用を要する。

近年、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出への対策は喫緊の課題であるが、多大な費用を要する。

省エネや温室効果ガス削減の観点から、施設の整備や更新の際には、省エネ型機器の導入による消費電力の抑制などに取り組むため、国による確実な予算措置が必要である。

【提案項目】

放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応について、次の措置を講じること。

- 1 国の責任による最終処分場の確保
放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の下水汚泥焼却灰等についても、国の責任で最終処分場を確保すること。
- 2 下水汚泥焼却灰の処分等の安全性の十分な周知
放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処理に当たって、国が示した基準に基づく処分等の安全性について国民へ十分な周知を図ること。
- 3 放射性物質濃度低減方策等の調査・研究の推進
発生する下水汚泥焼却灰等の放射性物質濃度を低減する方策や、処分方法等について必要な調査・研究を推進すること。
- 4 仮置き費用等の追加的支出に対する早期の万全な補償
下水汚泥焼却灰の仮置き費用等の追加的支出については、東京電力株式会社及び国の責任において早期に万全な補償を行うこと。

【提案理由等】

放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える焼却灰等は、国が指定廃棄物として指定し処理を行い、それ以下のものは下水道管理者が処理することとなっている。しかし、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものでも、周辺住民等の放射能に対する不安から埋立処分ができず、また、再利用できないものもあるため、処理場内で一時保管せざるを得ず、保管場所にも限りがある中で、依然として県民から不安の声が上がっている。

現在、放射性物質濃度が低い焼却灰は徐々に搬出しているものの、県管理の下水処理場では787トン（平成27年5月20日現在）、政令指定都市を除く4市町（横須賀市、鎌倉市、藤沢市、箱根町）管理の下水処理場でも、合計3,953トン（平成27年5月20日現在）の焼却灰を保管している。

また、焼却灰の仮置き費用・測定費用等の追加的支出は大きな負担となっており、今後も支出が見込まれる中で、東京電力株式会社による損害賠償は十分に進んでいないことから、早急な対応が必要である。特に、東京電力株式会社は、下水処理の臭気対策に用いる活性炭の交換費用などについて、賠償の対象にならないとしており、県及び市が請求した費用の一部について、賠償金が支払われていないことから、これらについての万全な対応が必要である。

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 土地区画整理事業に対する予算措置
道路、公園等の都市基盤施設の整備だけでなく、良質な都市空間の形成を図っていくためにも、土地区画整理事業に対する予算措置を引き続き講じること。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する予算措置
土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する予算措置を引き続き講じること。
- 3 都市再生整備計画事業に対する市町村への予算措置
快適な居住環境の創出や都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について、引き続き市町村への適切な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、確実に到来する超高齢社会に対応し、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の個性を生かした安全で安心なまちづくりに取り組んでいるところである。

また、県内の交通インフラ整備が進む中で産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、平成 25 年 2 月に国から地域活性化総合特区に指定された「さがみロボット産業特区」においても、多くの区域で土地区画整理事業を行っていく予定である。

- 1 土地区画整理事業においては、地価の下落や需要の低迷により確実な保留地処分が難しいことや、地方自治体の財政事情が厳しいことなどから、計画的な事業推進が困難な状況にあるため、適切な予算措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業においては、都心部を中心とした不動産市況の回復や建設工事費の高騰等の影響を踏まえ、民間主体の都市再生に向けた計画的な事業進捗を図るため、適切な予算措置が必要である。
- 3 地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした個性あふれるまちづくりと、都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について引き続き市町村に対する適切な予算措置が必要である。

【提案項目】

真に住宅に困窮している者に公営住宅を公平かつ有効に供給するため、次の措置を講じること。

1 期限付き入居制度の位置付けの明確化

期限付き入居制度を定期借家の趣旨に沿って適切に活用できるよう、公営住宅法上の位置付けを明確化すること。

2 入居者資格における資産の取扱い及び調査権限の明確化

入居者資格における資産の取扱い及び調査権限について、公営住宅法上、明確に位置付けること。

3 家賃の算定方法の見直し等

居住水準からみて、世帯人員あたりの住戸規模の大小に応じた家賃設定が可能となるよう算定方法を見直し、入居後に著しく人数が縮小した世帯が、人数に相応した公営住宅への住み替えを促進するよう、法制度を整備すること。

4 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化

他の入居者との公平性を確保するため、次の場合に明渡しを請求できるよう、法律上の位置付けを明確にすること。

(1) 公営住宅への入居後に住宅を取得した場合

(2) 著しく人数が縮小した世帯が、大型住戸から自発的に住み替えない場合

(3) 高額所得の基準を超える収入のある年が一定期間内に複数回ある場合、又は、一時所得を含めて1年間に相当の高額の収入がある場合

(4) 改良住宅の空き家に公募で入居した者が高額所得者になった場合

5 共益費支払義務の明確化、共益費滞納者への明渡し請求制度の整備

入居者の共益費支払義務について、法律上の位置付けを明確にすること。また、共益費の滞納があった場合は、明渡しを請求できるようにすること。

6 建替事業時における明渡し請求制度の整備

地域の実情に合わせた公営住宅の建替を可能とするため、除却する公営住宅の存する区域又は隣接する区域以外に建て替える場合にも、明渡しを請求できるようにすること。

7 公営住宅法における目的外使用対象事業の拡大

地方公共団体の独自の施策を効果的かつ迅速に推進するため、住戸の目的外使用の対象事業を拡大すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、小学校就学前の子どもと同居し、扶養している子育て世帯等を対象に期限付き入居制度を導入している。
公営住宅において期限付き入居制度を有効に活用するためには、期間満了時に入居者が確実に当該公営住宅の明け渡しをしてもらう必要があることから、定期借家の趣旨に沿って、期限付き入居制度に期間満了時の明け渡しを義務付けるため、公営住宅法（以下「法」という。）上の規定を整備する必要がある。
- 2 入居者資格で定める要件の一つとして、収入の基準があるが、資産の所有については要件とされていないことから、必ずしも真に住宅に困窮しているとはいえない者が入居してしまうおそれがある。
そこで、真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給するため、保有資産を資格審査の対象とする必要がある。
- 3 世帯人数に比べ狭い住戸に入居している世帯がある一方で、少人数で広い住戸に入居しているなど世帯規模と住戸規模のミスマッチが生じている事例がある。
そこで、例えば、単身世帯等少人数の世帯が規模の大きな住戸に居住している場合に、その便益を家賃に反映することができるよう家賃算定の係数の上限を見直すなど、住み替えを促すために家賃算定基準を見直す必要がある。
- 4 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明け渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 5 現在、事業主体は、法第 16 条の規定に基づく使用料(家賃)とは別に、共益費を各団地の自治会を通じて徴収している（最高裁判例で、法第 20 条の規定に反しないとされている。）が、公営住宅を適切に管理・運営するため、共益費についても家賃と同様に支払い義務を明確化し、滞納の事実をもって明け渡し請求を行えるよう法上の規定を整備する必要がある。
- 6 入居者に対する明け渡し請求が可能な法定建替事業は、現地及び隣接地における建替えが要件となっている。本県では、非現地での建替えによる団地集約化を計画しているが、入居者に対する明け渡し請求が認められていないことが、円滑な建替え及び団地集約化の支障になる可能性がある。
そこで、公営住宅の一体的な再整備や非現地での建替えなどを円滑に実施できるよう、法制度を拡充する必要がある。
- 7 本県では、高齢化が課題となっている県営住宅を、高齢者にとっていつまでも健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生するため、県営住宅の空き住戸や施設、余剰地を活用して、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点を整備することとしている。
そこで、公営住宅の空き住戸を福祉等のサービスやコミュニティ活動の拠点として活用するなど、地方自治体の独自の施策を迅速に展開できるよう、法第 45 条に定める目的外使用対象事業を拡大する必要がある。

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 社会資本整備総合交付金等の充実
公営住宅ストックの有効活用及び地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の充実を図ること。
- 2 住宅確保要配慮者に対する施策の充実
 - (1) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅の供給に対し、市町村の負担軽減のための制度の充実を図ること。
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給について、登録事業者に対する建設費補助などの支援措置の充実を図ること。
 - (3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、居住支援協議会の活動に対する補助などの支援措置を充実すること。
- 3 空き家対策の充実
空き家対策の円滑かつ早期実施のため、空家等対策計画の策定など「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組みに対する支援措置の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県では、県及び市町村が地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の充実が必要である。また、県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。
- 2 (1) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅については、地方自治体の家賃対策補助が前提となっているため、供給が進まない現状がある。したがって、市町村の負担軽減のため、家賃対策補助の国庫負担を厚くするなどの制度の充実が必要である。
(2) サービス付き高齢者向け住宅については、今後急増する高齢者の住まいとして重要な役割を担うことが期待されており、さらに供給を促進するため、登録事業者に対する税制優遇の継続や建設・改修費補助を厚くするなどの支援措置の充実が必要である。
(3) 住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、居住支援協議会の持続的な活動に対する補助制度の確立や、「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」における登録住宅情報提供システムに対する継続的な運営支援など、支援措置の充実が必要である。
- 3 市町村による空家等対策計画の策定や相談窓口の運営など「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組みを円滑かつ早期に実施するため、空き家管理等基盤強化推進事業の継続や、空き家再生等推進事業の対象を、空家等対策計画の策定やデータベースの整備等に拡大するなどの支援措置の充実が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局住宅計画課)

【提案項目】

羽田空港の機能強化とまちづくりの推進について、次の措置を講じること。

1 羽田空港の機能強化の推進

羽田空港の機能強化策の具体化に当たっては、航空機の騒音等対策や安全対策について、地元住民等と丁寧に対話を進めるとともに、地元住民等からの意見に十分配慮した方策を検討し、合意形成を図ること。

2 羽田空港周辺地域のまちづくりの推進

羽田空港周辺地域のまちづくりの推進に必要な都市・交通インフラ整備の取組の中でも、特に羽田連絡道路については、拠点形成を支える重要なインフラとして早期整備に向け、取組を進めること。

【提案理由等】

1 羽田空港の機能強化については、国と関係自治体等で構成する「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」が設置され、今後の国際線需要増を見据えた機能強化策について議論が進められているところであるが、羽田空港の機能強化を推進していくためには、上空に新たな飛行経路が設定される地域の住民等の理解と協力を得ることが重要となる。このことを受け、国においては、「羽田空港機能強化に関するコミュニケーションのあり方アドバイザリー会議」を設置し、具体的手法やプロセスを取りまとめたことから、その考え方に基づいて、丁寧に対応していく必要がある。

2 羽田空港周辺地域のまちづくりの推進に当たっては、国や関係機関等で構成する「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を図るため、必要となる都市・交通インフラ整備等に取り組むこととされているところである。

「第2回羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（5/18）」において、国家戦略特別区域の東京圏における重要なエリアである川崎市殿町地区と羽田空港跡地の連携強化の取組方針が確認された。特に羽田連絡道路の整備に当たっては、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が協力し、2020年を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして事業の実現を目指すこととされたことから、出来るだけ早期に整備を進める必要がある。

【提案項目】

「観光立県かながわの実現」に資するため、自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、次の観光地の活性化を図る路線の整備推進に必要な予算措置を講じること。

- 1 「城ヶ島・三崎」
 - ・ 県道26号（横須賀三崎）〔三浦半島の縦軸延伸〕

- 2 「大山」
 - ・ 県道603号（上粕屋厚木）、県道611号（大山板戸）
〔新東名高速道路とのアクセス向上〕

- 3 「大磯」
 - ・ 国道1号〔大磯～二宮 西湘バイパス沿いの自転車道延伸〕

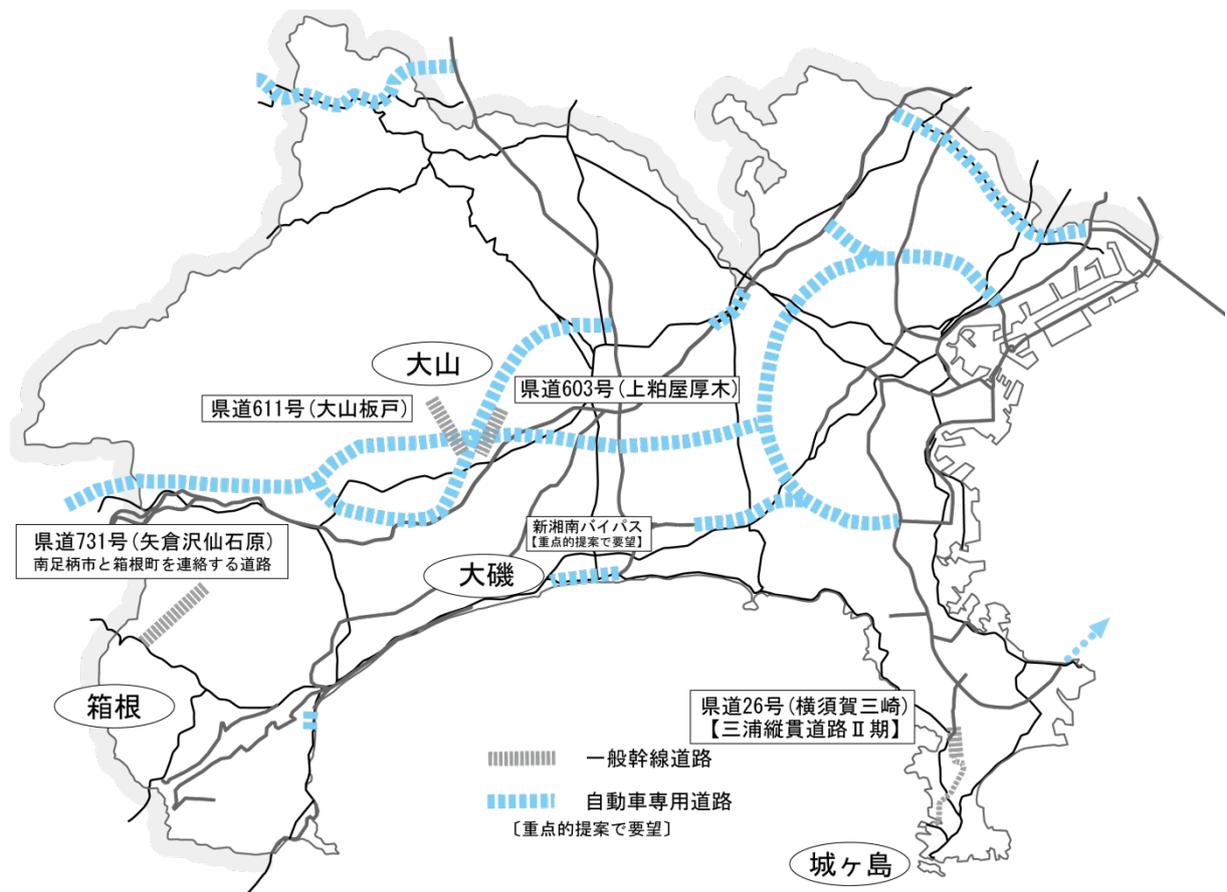
- 4 「箱根」
 - ・ 県道731号（矢倉沢仙石原）〔南足柄市と箱根町の連絡強化〕

【提案理由等】

本県は、横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的な国際的観光地を創出するため、「城ヶ島・三崎」、「大山」及び「大磯」を新たな観光の核づくりの構想地域として認定し、地元と一体となって、新たな観光地づくりを進めている。

また、「箱根」などの観光魅力アップに取り組み、観光客の誘客促進による地域の活性化を図っている。

現在、本県は「かながわのみちづくり計画」に基づき、自動車専用道路網の整備を促進するとともに、一般幹線道路網等の整備を推進しているところであるが、高速性、定時性及び快適性などを備えた自動車専用道路の飛躍的な整備率向上など、首都圏をはじめ各地からの新たな集客が期待されることから、観光立県かながわの実現に資する道路の整備を着実に進める必要がある。



箱根



大山



大磯



城ヶ島

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案（重点的提案）

I 地方分権

- 1 地方分権改革の着実な推進
- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革

II エネルギー・環境

- 4 分散型エネルギーシステムの構築
- 5 地球温暖化対策の推進
- 6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進

III 安全・安心

- 7 大規模災害対策の推進
- 8 基地対策の推進

IV 産業・労働

- 9 成長戦略の実現に向けた特区制度等の充実
- 10 経済・雇用対策の推進
- 11 都市農業の推進

V 健康・福祉

- 12 医療・介護における提供体制の推進
- 13 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 14 「健康寿命日本一」の推進
- 15 障害福祉制度等の見直し
- 16 高齢福祉制度の見直し
- 17 持続可能な国民健康保険制度の構築

VI 教育・子育て

- 18 子ども・子育て応援社会の推進

VII 県民生活

- 19 拉致問題の早期解決

VIII 県土・まちづくり

- 20 広域交通ネットワークの整備促進

